CZ-4-3
1200404246319

第三十四回
第三十五回　国会制定法

第三十四回国会会期（昭和三十四年十二月二十九日から
昭和三十五年七月十五日まで）

第三十五回国会会期（昭和三十五年七月十八日から
昭和三十五年七月二十二日まで）

参議院法制局

第三十四回国会制定法

会期（昭和三十四年十二月二十九日から
　　　昭和三十五年七月十五日まで）

参議院法制局

国立国会
35.10.27
図書館

凡例

一、本書は、第三十四回国会（常会）〔昭和三十四年十二月二十九日から昭和三十五年七月十五日まで〕を通過成立して公布された法律百四十件〔閣法百二十五件 衆法十三件 参法二件〕―昭和三五年法律第三号から同第一二九号・同第一三二号から同第一四一号・同第一四五号から同第一四七号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、件名索引、部門別索引及び本文題名中「（衆法）」または、「（参法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出または、参議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものであることを示す。

~~320.91~~
~~Sa594k~~
CZ
4
3

国立国会
35.10.27
図書館

532712

目次

法律第三号　土地区画整理法施行法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三日公布）……一
法律第四号　昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十五年三月十日公布）……一
法律第五号　中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月十五日公布）……二
法律第六号　中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月十五日公布）……二
法律第七号　首都高速道路公団法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月十五日公布）……二
法律第八号　捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年三月十六日公布）……三
法律第九号　国内旅客船公団法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月十六日公布）……三
法律第十号　法務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月二十一日公布）……三
法律第十一号　酒税法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月二十三日公布）……四
法律第十二号　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年三月二十八日公布）……五
法律第十三号　海岸法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十日公布）……六
法律第十四号　不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……七
法律第十五号　漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……二六
法律第十六号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……三一
法律第十七号　厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……三三
法律第十八号　失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）（衆法）……三五
法律第十九号　船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）（衆法）……三八
法律第二十号　日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）（衆法）……四一
法律第二十一号　治山治水緊急措置法（昭和三十五年三月三十一日公布）……四二
法律第二十二号　臨時受託調達特別会計法を廃止する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……四三
法律第二十三号　経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……四四
法律第二十四号　盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……四四
法律第二十五号　総理府設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……四五
法律第二十六号　裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……四五

法律第二十七号　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……四五
法律第二十八号　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……四六
法律第二十九号　労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……四七
法律第三十号　じん肺法（昭和三十五年三月三十一日公布）……五五
法律第三十一号　補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……六五
法律第三十二号　昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……六五
法律第三十三号　日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……六六
法律第三十四号　日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……六六
法律第三十五号　関税定率法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……六七
法律第三十六号　関税暫定措置法（昭和三十五年三月三十一日公布）……六八
法律第三十七号　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年三月三十一日公布）……七三
法律第三十八号　開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……七九
法律第三十九号　国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……七九
法律第四十号　治水特別会計法（昭和三十五年三月三十一日公布）……八一
法律第四十一号　糸価安定特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……八七
法律第四十二号　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……八七
法律第四十三号　外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……八八
法律第四十四号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……八九
法律第四十五号　公営企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……九〇
法律第四十六号　財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律（昭和三十五年三月三十一日公布）……九〇
法律第四十七号　南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律（昭和三十五年四月一日公布）……九一
法律第四十八号　滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律（昭和三十五年四月一日公布）……九一
法律第四十九号　養鶏振興法（昭和三十五年四月一日公布）……九一
法律第五十号　裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月一日公布）（衆法）……九六
法律第五十一号　アジア経済研究所法（昭和三十五年四月一日公布）……九六

法律第五十二号　市町村職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月八日公布）……一〇二
法律第五十三号　奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月十一日公布）……一〇三
法律第五十四号　農林省設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月十六日公布）……一〇三
法律第五十五号　優生保護法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月二十一日公布）（参法）……一〇四
法律第五十六号　地方税法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月二十二日公布）……一〇五
法律第五十七号　公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年四月二十六日公布）（衆法）……一〇六
法律第五十八号　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年四月二十六日公布）……一〇七
法律第五十九号　水産庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月二十七日公布）……一一〇
法律第六十号　公営住宅法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月二十七日公布）……一一〇
法律第六十一号　漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年四月二十七日公布）……一一〇
法律第六十二号　中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月二十七日公布）……一一一
法律第六十三号　四国地方開発促進法（昭和三十五年四月二十八日公布）（衆法）……一一二
法律第六十四号　電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年四月二十八日公布）……一二五
法律第六十五号　総理府設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月三十日公布）……一二九
法律第六十六号　科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月三十日公布）……一二九
法律第六十七号　地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和三十五年四月三十日公布）……一三〇
法律第六十八号　臨時地方特別交付金に関する法律（昭和三十五年四月三十日公布）……一三四
法律第六十九号　地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月三十日公布）……一三五
法律第七十号　地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月三十日公布）……一三七
法律第七十一号　中小企業業種別振興臨時措置法（昭和三十五年四月三十日公布）……一三九
法律第七十二号　日本道路公団法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月三十日公布）……一四一
法律第七十三号　弁理士法の一部を改正する法律（昭和三十五年四月三十日公布）……一四一
法律第七十四号　建設業法の一部を改正する法律（昭和三十五年五月二日公布）……一四三
法律第七十五号　特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十五年五月二日公布）……一四四
法律第七十六号　道路整備特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十五年五月二日公布）……一四六
法律第七十七号　重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年五月二日公布）……一四七
法律第七十八号　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年五月二日公布）……一四八

法律第七十九号　原子力委員会設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年五月十日公布）……一五六
法律第八十号　船主相互保険組合法の一部を改正する法律（昭和三十五年五月十一日公布）……一五七
法律第八十一号　臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律（昭和三十五年五月十四日公布）……一五八
法律第八十二号　引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律（昭和三十五年五月十六日公布）（参法）……一五八
法律第八十三号　刑法の一部を改正する法律（昭和三十五年五月十六日公布）……一五八
法律第八十四号　住宅地区改良法（昭和三十五年五月十七日公布）……一五九
法律第八十五号　行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年五月二十日公布）……一六八
法律第八十六号　行政書士法の一部を改正する法律（昭和三十五年五月二十日公布）（衆法）……一六九
法律第八十七号　交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十五年五月二十日公布）……一七一
法律第八十八号　一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律（昭和三十五年五月二十日公布）……一七一
法律第八十九号　商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年五月二十日公布）……一七二
法律第九十号　航空法の一部を改正する法律（昭和三十五年六月一日公布）……一八三
法律第九十一号　国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年六月九日公布）（衆法）……一九一
法律第九十二号　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年六月九日公布）……一九一
法律第九十三号　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年六月九日公布）……一九二
法律第九十四号　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十五年六月九日公布）……二〇三
法律第九十五号　医療金融公庫法（昭和三十五年六月十一日公布）……二〇六
法律第九十六号　国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年六月十三日公布）……二一三
法律第九十七号　国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭和三十五年六月二十一日公布）……二一三
法律第九十八号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年六月二十三日公布）……二一八
法律第九十九号　国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和三十五年六月二十三日公布）……二一八
法律第百号　裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年六月二十三日公布）……二二一
法律第百一号　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十五年六月二十三日公布）……二二一

法律第百二号　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和三十五年六月二十三日公布）……二二三
法律第百三号　日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭和三十五年六月二十四日公布）……二三五
法律第百四号　裁判所法の一部を改正する法律（昭和三十五年六月二十五日公布）……二三七
法律第百五号　道路交通法（昭和三十五年六月二十五日公布）……二三七
法律第百六号　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律（昭和三十五年六月二十七日公布）……二七五
法律第百七号　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法（昭和三十五年六月二十七日公布）……二七五
法律第百八号　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法（昭和三十五年六月二十七日公布）……二七六
法律第百九号　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法（昭和三十五年六月二十七日公布）……二七七
法律第百十号　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十五年六月二十七日公布）……二七八
法律第百十一号　国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和三十五年六月二十八日公布）……二七八
法律第百十二号　農地被買収者問題調査会設置法（昭和三十五年六月三十日公布）……二八一
法律第百十三号　自治庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年六月三十日公布）……二八二
法律第百十四号　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和三十五年六月三十日公布）……二九〇
法律第百十五号　建設省設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年七月一日公布）……二九一
法律第百十六号　母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年七月一日公布）……二九二
法律第百十七号　消防法の一部を改正する法律（昭和三十五年七月二日公布）……二九四
法律第百十八号　石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律（昭和三十五年七月十四日公布）……二九七
法律第百十九号　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和三十五年七月十四日公布）……二九八
法律第百二十号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年七月十九日公布）……二九九

目次

法律第百二十一号　船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年七月十九日公布）……三〇〇
法律第百二十二号　繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十五年七月二十三日公布）……三〇三
法律第百二十三号　身体障害者雇用促進法（昭和三十五年七月二十五日公布）……三〇四
法律第百二十四号　開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭和三十五年七月二十五日公布）……三〇八
法律第百二十五号　開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法（昭和三十五年七月二十五日公布）……三〇九
法律第百二十六号　公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年七月二十五日公布）……三一五
法律第百二十七号　開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十五年七月二十五日公布）……三一六
法律第百二十八号　国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律（昭和三十五年七月二十五日公布）……三一八
法律第百二十九号　東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年七月二十五日公布）（衆法）……三一八
法律第百三十二号　電源開発促進法の一部を改正する法律（昭和三十五年七月二十九日公布）（衆法）……三一九
法律第百三十三号　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十五年七月二十九日公布）（衆法）……三二〇
法律第百三十四号　社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律（昭和三十五年八月一日公布）……三二〇
法律第百三十五号　未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十五年八月一日公布）……三二三
法律第百三十六号　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年八月一日公布）……三二四
法律第百三十七号　経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年八月一日公布）……三二六
法律第百三十八号　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十五年八月一日公布）……三二六
法律第百三十九号　電気工事士法（昭和三十五年八月一日公布）……三三三
法律第百四十号　火薬類取締法の一部を改正する法律（昭和三十五年八月二日公布）……三三五
法律第百四十一号　道路運送法の一部を改正する法律（昭和三十五年八月二日公布）……三四三
法律第百四十五号　薬事法（昭和三十五年八月十日公布）……三四五
法律第百四十六号　薬剤師法（昭和三十五年八月十日公布）……三六五
法律第百四十七号　同和対策審議会設置法（昭和三十五年八月十三日公布）（衆法）……三七〇

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第三十四回国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて、改廃された法令を示す。

例えば、

△奄美群島復興特別措置法（昭二九―法一八九）の一部改正（昭三五―法一一三）とあるのは、昭和三十五年法律第百十三号（自治庁設置法の一部を改正する法律によつて、奄美群島復興特別措置法（昭二九―法一八九）が一部改正されたことを示す。

（あ）

○アジア経済研究所法（昭三五・四・一・法五一）……九六
○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三五・四・一一・法五三）……一〇三
△奄美群島復興特別措置法（昭二九―法一八九）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八六
△愛知用水公団法（昭三〇―法一四一）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八八

（い）

○一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律（昭三五・五・二〇・法八八）……一七一
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・六・九・法九三）……一九二
○医療金融公庫法（昭三五・六・一一・法九五）……二〇六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三五―法六一）……一二〇
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三五―法九五）……二二〇
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三五―法一三八）……三三三

（う）

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三五・七・一九・法一二〇）……二九九
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三五―法九〇）……一九一

（お）

△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三五―法九五）……二一一

（か）

○海岸法の一部を改正する法律（昭三五・三・三〇・法一三）……六
△海岸法（昭三一―法一〇一）の一部改正（昭三五―法四〇）……八六
○関税定率法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三五）……六七
△関税定率法の一部を改正する法律（昭二九―法四二）の一部改正（昭三五―法三六）……七〇
○関税暫定措置法（昭三五・三・三一・法三六）……六八
○開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三八）……七九
○外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法四三）……八八
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・四・二六・法五八）……一〇七
○科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法六六）……一三九
△科学技術庁設置法（昭三一―法四九）の一部改正（昭三五―法七八）……一五六
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭三五・六・二三・法九八）……二一八

○開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭三五・七・二五・法一二四）……三〇八
○開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法（昭三五・七・二五・法一二五）……三〇九
○開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭三五・七・二五・法一二七）……三一六
○火薬類取締法の一部を改正する法律（昭三五・八・一・法一四〇）……三三五
△開拓者資金融通特別会計法（昭二二—法七）の一部改正（昭三五—法一二七）……三一七
△学校教育法（昭二二—法二六）の一部改正（昭三五—法一六）……三三
△家屋台帳法（昭二二—法三一）廃止（昭三五—法一四）……一八
△家畜改良増殖法（昭二五—法二〇九）の一部改正（昭三五—法一四五）……三六四
△覚せい剤取締法（昭二六—法二五二）の一部改正（昭三五—法一四五）……三六四
△ガス事業法（昭二九—法五一）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八

（き）

○漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法一五）……二六
○漁業協同組合整備促進法（昭三五・四・二七・法六一）……二一〇
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭三五・五・一〇・法八五）……一六八
○行政書士法の一部を改正する法律（昭三五・五・二〇・法八六）（衆法）……一六九
△行政書士法（昭二六—法四）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△行政書士法の一部を改正する法律（昭三五—法八六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△漁船再保険特別会計法（昭一二—法二四）の一部改正（昭三五—法一五）……三一
△行政機関職員定員法（昭二四—法一二六）の一部改正（昭三五—法一一二）……二八二
△行政機関職員定員法（昭二四—法一二六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八五
△漁業法（昭二四—法二六七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△漁船乗組員給与保険法（昭二七—法二一二）の一部改正（昭三五—法一五）……三一
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九—法一四二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△九州地方開発促進法（昭三四—法六〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八

（く）

△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭二五—法六一）の一部改正（昭三五—法二九）……五四
△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭二五—法六一）の一部改正（昭三五—法九五）……二二一

（け）

○経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律（昭三五・三・三一・法二三）……四四
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二八）……四六
○建設業法の一部を改正する法律（昭三五・五・二・法七四）……一四三
○原子力委員会設置法の一部を改正する法律（昭三五・五・一〇・法七九）……一五六
○刑法の一部を改正する法律（昭三五・五・一六・法八三）……一五八
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭三五・七・一・法一一五）……二九一
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭三五—法四〇）……八六
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭三五—法八四）……一六七

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・八・一・法一三六）……三三四
○経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・八・一・法一三七）……三三六
△刑事訴訟費用法（大一〇—法六八）の一部改正（昭三五—法九七）……二二七
△競馬法（昭二三—法一五八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△建築基準法（昭二五—法二〇一）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△建築基準法（昭二五—法二〇一）の一部改正（昭三五—法一四〇）……三四二
△経済企画庁設置法（昭二七—法二六三）の一部改正（昭三五—法六三）……一二五
△けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭三〇—法九一）廃止（昭三五—法二九）……五一

（こ）

○国内旅客船公団法の一部を改正する法律（昭三五・三・一六・法九）……三
○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法一六）……三三
○厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法一七）（衆法）……三三
△厚生年金保険法（昭二九—法一一五）の一部改正（昭三五—法五七）……一〇七
○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三九）……七九
○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法四二）……八七
○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法四五）……九〇
△公営企業金融公庫法（昭三二—法八三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
○公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・四・二六・法五七）（衆法）……一〇六
　題名中「学校医」の下に「、学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。
○公営住宅法の一部を改正する法律（昭三五・五・二七・法六〇）……二一〇
○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・五・二〇・法八七）……一七一
△交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭二九—法一〇三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八六
○航空法の一部を改正する法律（昭三五・六・一・法九〇）……一八三
○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・六・九・法九一）（衆法）……一九一
○国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・六・一三・法九六）……二二二
○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭三五・六・一一・法九七）……二二三
○国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭三五・六・二三・法九九）……二一八
△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一）の一部改正（昭三五—法二九）……五四
△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一）の一部改正（昭三五—法四二）……八八
△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一）の一部改正（昭三五—法九三）……二〇三
○国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭三五・六・二八・法一一一）……二七八
○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・七・二五・法一二六）……三一五
○国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律（昭三五・七・二五・法一二八）……三一八
△工場抵当法（明三八—法五四）の一部

改正（昭三五—法一四）……二
△公有水面埋立法（大一〇—法五七）の一部改正（昭三五—法一四）……三
△国会職員法（昭二二—法八五）の一部改正（昭三五—法三〇）……六四
△国家公務員法（昭二二—法一二〇）の一部改正（昭三五—法三〇）……六四
△国家公務員法（昭二二—法一二〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△国家行政組織法（昭二三—法一二〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八五
△公共企業体等労働関係法（昭二三—法二五七）の一部改正（昭三五—法三九）……八一
△国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭二四—法一〇一）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八五
△厚生省設置法（昭二四—法一五一）の一部改正（昭三五—法三七）……七八
△厚生省設置法（昭二四—法一五一）の一部改正（昭三五—法九五）……二一
△厚生省設置法（昭二四—法一五一）の一部改正（昭三五—法一四五）……三六三
△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭三五—法九七）……二一七
△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭三五—法一〇五）……二七四
△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八六
△国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五—法一一四）の一部改正（昭三五—法九七）……二一七
△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五—法一七九）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△国土総合開発法（昭二五—法二〇五）の一部改正（昭三五—法六三）……一三四
△港湾法（昭二五—法二一八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六—法九九）の一部改正（昭三五—法九五）……二一
△国土調査法（昭二六—法一八〇）の一部改正（昭三五—法一四）……二四
△国有財産特別措置法（昭二七—法二一九）の一部改正（昭三五—法八四）……一六七
△公衆電気通信法（昭二八—法九七）の一部改正（昭三五—法六四）……一三八
△公衆電気通信法（昭二八—法九七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八—法一〇六）の一部改正（昭三五—法三四）……六七
△国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八—法一〇六）の一部改正（昭三五—法一〇三）……二三六
△交通事件即決裁判手続法（昭二九—法一一三）の一部改正（昭—三五法一〇五）……二七四
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九—法一一七）の一部改正（昭三五—法一七）……三五
△国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律（昭二九—法一五〇）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三六
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一—法八二）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三四
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一—法八二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△国土開発縦貫自動車道建設法（昭三二—法六八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八七
△高速自動車国道法（昭三二—法七九）

の一部改正（昭三五—法一二九）……三八
△国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭三二—法一〇四）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三四
△国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭三二—法一〇四）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭三三—法一一六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭三五—法九九）……二三〇
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八七
△国民年金法（昭三四—法一四一）の一部改正（昭三五—法一三五）……三三三

（さ）

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三五・三・二八・法一二）……五
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二六）……四五
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二七）……四五
○財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律（昭三五・三・三一・法四六）……九〇
○裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭三五・四・一・法五〇）（衆法）……九六
○裁判官の災害補償に関する法律（昭三五・六・二三・法一〇〇）……二二一
○裁判所法の一部を改正する法律（昭三五・六・二五・法一〇四）……二三七
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二—法一三六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八五
△採石法（昭二五—法二九一）の一部改正（昭三五—法一四）……二四
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七—法九三）の一部改正（昭三五—法一二）……五
△採血及び供血あつせん業取締法（昭三一—法一六〇）の一部改正（昭三五—法一四五）……三六五

（し）

○昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三五・三・一〇・法四）……一
○首都高速道路公団法の一部を改正する法律（昭三五・三・一五・法七）……二
○酒税法の一部を改正する法律（昭三五・三・二三・法一一）……四
○失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法一八）（衆法）……三五
△職業安定法（昭二二—法一四一）の一部改正（昭三五—法一八）……三七
○じん肺法（昭三五・三・三一・法三〇）……五五
○昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三二）……六五
　改題——「昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律」
○糸価安定特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法四一）……八七
○市町村職員共済組合法の一部を改正する法律（昭三五・四・八・法五二）……一〇二
△市町村職員共済組合法（昭二九—法二〇四）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八七
○四国地方開発促進法（昭三五・四・二八・法六三）（衆法）……一三三
△四国地方開発促進法（昭三五—法六三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八

○重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・五・二・法七七）……一四七
○住宅地区改良法（昭三五・五・一七・法八四）……一五九
○商工会の組織等に関する法律（昭三五・五・二〇・法八九）……一七二
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律（昭三五・六・二七・法一〇六）……二七五
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法（昭三五・六・二七・法一〇七）……二七五
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法（昭三五・六・二七・法一〇八）……二七六
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法（昭三五・六・二七・法一〇九）……二七七
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭三五・六・二七・法一一〇）……二七八
○自治庁設置法の一部を改正する法律（昭三五・六・三〇・法一一三）……二八二
改題――「自治省設置法」
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭三五―法六八）……一三四
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭三五・六・三〇・法一一四）……二九〇
○消防法の一部を改正する法律（昭三五・七・二・法一一七）……二九四
△消防法（昭二三―法一八六）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八八
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭三五・七・一四・法一一九）……二九八
○身体障害者雇用促進法（昭三五・七・二五・法一二三）……三〇四
○社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律（昭三五・八・一・法一三四）……三三〇
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三五―法五二）……一〇二
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三五―法六一）……一三〇
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三五―法八九）……一八二
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三五―法九五）……二一〇
△児童福祉法（昭二二―法一六四）の一部改正（昭三五―法一三八）……三三二
△消防組織法（昭二二―法二二六）の一部改正（昭三五―法三七）……七七
△食品衛生法（昭二二―法二三三）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八五
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭三五―法一四五）……三六三
△市町村立学校職員給与負担法（昭二三―法一三五）の一部改正（昭三五―法三六）……三三五
△市町村立学校職員給与負担法（昭二三―法一三五）の一部改正（昭三五―法四二）……八八
△自転車競技法（昭二三―法二〇九）の一部改正（昭三五―法九三）……二〇二
△塩専売法（昭二四―法一一二）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八八
△社会福祉事業法（昭二六―法四五）の一部改正（昭三五―法一四五）……三六三
△社会福祉事業法（昭二六―法四五）の一部改正（昭三五―法三七）……一六八

△消防施設強化促進法（昭二八―法八七）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八九
△自治大学校設置法（昭二八―法九九）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八六
△商工会議所法（昭二八―法一四三）の一部改正（昭三五―法八九）……一八二
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三五―法三〇）……六五
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三五―法一〇二）……三三四
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三五―法一一五）……二九二
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三五―法一四〇）……三四二
△首都圏整備法（昭三一―法八三）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八八
△森林開発公団法（昭三一―法八五）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八八
△消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭三一―法一〇七）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八七
△新市町村建設促進法（昭三一―法一六四）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八七
△首都圏市街地開発区域整備法（昭三三―法九八）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八八
△昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭三三―法一八九）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八八
△昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭三四―法一七五）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八八
△昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭三四―法一八八）の一部改正（昭三五―法一一六）……二九四

（す）

○水産庁設置法の一部を改正する法律（昭三五・四・二七・法五九）……二一〇
△水防法（昭二四―法一九三）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八八
△水道法（昭三二―法一七七）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三〇

（せ）

○船員保険法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法一九）（衆法）……三八
○精神薄弱者福祉法（昭三五・三・三一・法三七）……七三
○石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律（昭三五・七・一四・法一一八）……二九七
○船員保険法の一部を改正する法律（昭三五・七・一九・法一二一）……三〇〇
△船員保険法の一部を改正する法律（昭三三―法四四）の一部改正（昭三五―法一一九）……四〇
○繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律（昭三五・七・二三・法一二二）……三〇二
○積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭三五・七・二九・法一三三）（衆法）……三三〇
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三五・八・一・法一三八）……三三六
△政治資金規正法（昭二三―法一九四）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八九
△税理士法（昭二六―法二三七）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八八
△戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二七―法一二七）の一部改正（昭三五―法一三五）……三三三
△接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭三一―法一三八）の一部改正（昭

三五—法一〇二）……二二六

（そ）

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二五）……四五
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法六五）……一三九
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三五—法六三）……一二四
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三五—法一〇七）……二七六
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三五—法一一二）……二八二
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八五
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三五—法一四七）……三七一
△測量法（昭二四—法一八八）の一部改正（昭三五—法一一五）……二九一
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭三五—法一一）……四
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭三五—法八四）……一六八

（た）

△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五—法六二）の一部改正（昭三五—法四〇）……八六
△耐火建築促進法（昭二七—法一六〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭三三—法七二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八

（ち）

○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭三五・三・一五・法五）……二
○中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律（昭三五・三・一五・法六）……二
○地方税法の一部を改正する法律（昭三五・四・二二・法五六）……一〇五
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法一四）……二三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法三〇）……六五
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法五一）……一〇二
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法五七）……一〇七
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法六一）……一二一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法八九）……一八二
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法九五）……二二一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法一三八）……三三二
○治山治水緊急措置法（昭三五・三・三一・法二一）……四二
○治水特別会計法（昭三五・三・三一・法四〇）……八一
○中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭三五・四・二七・法六二）……一三一
○地方交付税法等の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法六七）……一三〇
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三五—法一一五）……二九一
○地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法六九）……一三五
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三五—法三一）……六五
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三五—法三七）……七七

△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三五—法五七）……一〇七
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八五
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三五—法一一六）……二九四
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三五—法六九）……一三六
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三五—法七〇）……一三八
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八七
○地方公営企業法の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法七〇）……一三七
△地方公営企業法（昭二七—法二九二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
○中小企業業種別振興臨時措置法（昭三五・四・三〇・法七一）……一三九
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三五—法四二）……八八
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三五—法五七）……一〇七
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三五—法九三）……二〇二
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八四
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三五—法七一）……一四〇
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三五—法八九）……一八二
△調達庁設置法（昭二四—法一二九）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三三
△駐留軍労務者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律（昭二五—法五）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三六
△地方公務員法（昭二五—法二六一）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△地方公務員法（昭二五—法二六一）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三六
△町村職員恩給組合法（昭二七—法一一八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△地方公営企業労働関係法（昭二七—法二八九）の一部改正（昭三五—法七〇）……一三八
△地方公営企業労働関係法（昭二七—法二八九）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八六
△中小漁業融資保証保険特別会計法（昭二七—法三四七）の一部改正（昭三五—法六二）……一三一
△中小企業金融公庫法（昭二八—法一三八）の一部改正（昭三五—法九五）……二二一
△地方道路譲与税法（昭三〇—法一一三）の一部改正（昭三五—法六七）……一三三
△地方道路譲与税法（昭三〇—法一一三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭三一—法一六二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八七
△駐車場法（昭三二—法一〇六）の一部改正（昭三五—法一〇五）……二七四
△中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭三三—法一三八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△地すべり等防止法（昭三三—法三〇）の一部改正（昭三五—法三九）……八一
△地すべり等防止法（昭三三—法三〇）の一部改正（昭三五—法四〇）……八六
△駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三—法一五八）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三四

（つ）

△通行税法（昭一五—法四三）の一部改正（昭三五—法九七）……二二七
△通商産業省設置法（昭二七—法二七五）の一部改正（昭三五—法五一）……一〇二
△通商産業省設置法（昭二七—法二七五）の一部改正（昭三五—法七三）……一四三
△通商産業省設置法（昭二七—法二七五）の一部改正（昭三五—法一四〇）……三四二

（て）

○電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭三五・四・二八・法六四）……一三五
○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭三五・六・二三・法一〇一）……二三一
○電源開発促進法の一部を改正する法律（昭三五・七・二九・法一三二）（衆法）……三一九
△電源開発促進法（昭二七—法二八三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八六
○電気工事士法（昭三五・八・一・法一三九）……三三三
△抵当証券法（昭六—法一五）の一部改正（昭三五—法一四）……三一
△電話設備費負担臨時措置法（昭二六—法二二五）の一部改正（昭三五—法六四）……一三八

（と）

○土地区画整理法施行法の一部を改正する法律（昭三五・三・三・法三）……一
○特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・五・二・法七五）……一四四
○道路整備特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・五・二・法七六）……一四六
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・六・九・法九二）……一九一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四—法二五二）の一部改正（昭三五—法九九）……二一九
○道路交通法（昭三五・六・二五・法一〇五）……二三七
○東海道幹線自動車国道建設法（昭三五・七・二五・法一二九）（衆法）……三一八
○道路運送法の一部を改正する法律（昭三五・八・二・法一四一）……三四三
△道路運送法（昭二六—法一八三）の一部改正（昭三五—法一〇五）……二七四
○同和対策審議会設置法（昭三五・八・一三・法一四七）（衆法）……三七〇
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭三五—法一四）……三一
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭三五—法五一）……一〇二
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭三五—法五三）……一〇三
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭三五—法六一）……一三〇
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭三五—法七三）……一四三
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭三五—法八四）……一六七
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭三五—法八九）……一八二
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭三五—法九五）……二二〇
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭三五—法一三八）……三三三
△土地台帳法（昭二二—法三〇）廃止（昭三五—法一四）……一八
△道路交通取締法（昭二二—法一三〇）廃止（昭三五—法一〇五）……二七一
△当せん金附証票法（昭二三—法一四四）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△土地改良法（昭二四—法一九五）の一部改正（昭三五—法一四）……三三
△土地家屋調査士法（昭二五—法二二八）の一部改正（昭三五—法一四）……二四
△毒物及び劇物取締法（昭二五—法三〇三）の一部改正（昭三五—法一四五）……三六四
△特別調達資金設置令（昭二六—政二〇五）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三六
△道路法（昭二七—法一八〇）の一部改正（昭三五—法一〇五）……二七四
△道路法施行法（昭二七—法一八一）の一部改正（昭三五—法七六）……一四七

△道路交通事業抵当法（昭二七—法二〇四）の一部改正（昭三五—法一四）……二五
△道路交通取締法施行令（昭二八—政二六一）廃止（昭三五—法一〇五）……二七一
△土地区画整理法（昭二九—法一一九）の一部改正（昭三五—法一四）……二五
△道路整備特別措置法（昭三一—法七）の一部改正（昭三五—法一〇五）……二七四
△道路整備特別措置法（昭三一—法七）の一部改正（昭三五—法一二九）……三一九
△特定多目的ダム建設工事特別会計法（昭三二—法三六）廃止（昭三五—法四〇）……八五
△特別とん譲与税法（昭三二—法七七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△東北開発促進法（昭三二—法一一〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△特定港湾施設整備特別措置法（昭三四—法六七）の一部改正（昭三五—法七五）……一四五

（に）

○日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三三）……六六
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三四）……六六
○日本道路公団法の一部を改正する法律（昭川五・四・三〇・法七二）……一四一
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律（昭三五・六・二三・法一〇二）……二三一
○日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭三五・六・二四・法一〇三）……二三五
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律（昭二七—法一〇七）の一部改正（昭三五—法六四）……一三八
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律（昭二七—法一〇七）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三一
改題——「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律」
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律（昭二七—法一〇八）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三一
改題——「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律」
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭二七—法一一〇）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三六
改題——「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一一）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三七
改題——「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日

本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一二）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三七

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一三）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三八

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一四）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三八

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一九）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三三

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一九）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八九

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う民事特別法（昭二七―法一二一）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三五

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律（昭二七―法一二二）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三二

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律」

△日本国との平和条約の効力発生並びに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭二七―法一二三）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三〇

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律（昭二七―法一二四）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三〇

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法（昭二七―法一三八）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三五

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七―法一四〇）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三三

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」

△日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭二七―法一七四）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三三

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭二七―法二三二）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三〇

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律（昭二七―法二四三）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三三

改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」

△日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭二八―法二四六）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三四

△入場税法（昭二九―法九六）の一部改正（昭三五―法三七）……七八

△入場譲与税法（昭二九―法一〇二）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八九

△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二九―法

一四九）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三九
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二九—法一八八）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二二四
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二九—法一八八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六九
△日本住宅公団法（昭三〇—法五三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六八
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭三三—法六八）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三九

（の）

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法四四）……八九
○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三五・四・一六・法五四）……一〇三
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭三五—法四九）……九六
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭三五—法一二七）……三一七
○農地被買収者問題調査会設置法（昭三五・六・三〇・法一一二）……二八一
△農地法（昭二七—法二二九）の一部改正（昭三五—法一四）……二五

（ひ）

○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二〇）（衆法）……四一
○引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律（昭三五・五・一六・法八二）（参法）……一五八
△非訟事件手続法（明三一—法一四）の一部改正（昭三五—法一四）……三

（ふ）

○不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭三五・三・三一・法一四）……七
○船主相互保険組合法の一部を改正する法律（昭三五・五・一一・法八〇）……一五七
△不良住宅地区改良法（昭二—法一四）廃止（昭三五—法八四）……一六七

（へ）

○弁理士法の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法七三）……一四一
△へき地教育振興法（昭二九—法一四三）の一部改正（昭三五—法九三）……二〇二

（ほ）

○捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・一六・法八）……三
○法務省設置法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法一〇）……三
△法務省設置法（昭二二—法一九三）の一部改正（昭三五—法一四）……二二
○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三一）……六五
△補助金等の臨時特例等に関する法律（昭二九—法一二九）の一部改正（昭三五—法一五）……三二
△補助金等の臨時特例等に関する法律（昭二九—法一二九）の一部改正（昭三五—法四三）……八九
△補助金等の臨時特例等に関する法律（昭二九—法一二九）の一部改正（昭三五—法一一六）……二九四
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・五・二・法七八）……一四八
△放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭三二—法一六七）の一部改正（昭三五—法一四五）……三六五

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三五・六・九・法九四）……二〇三
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・七・一・法一一六）……二九二
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三五—法五一）……一〇二
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三五—法六一）……一三一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三五—法八九）……一八二
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三五—法九五）……二二一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三五—法一三八）……三三二
△防衛庁設置法（昭二九—法一六四）の一部改正（昭三五—法二二）……四三

（ま）

△麻薬取締法（昭二八—法一四）の一部改正（昭三五—法一四五）……三六五

（み）

○南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律（昭三五・四・一・法四七）……九一
○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭三五・八・一・法一三五）……三三三
△民事訴訟費用法（明二三—法六四）の一部改正（昭三五—法九七）……二一七
△民生委員法（昭二三—法一九八）の一部改正（昭三五—法三七）……七七

（め）

○滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律（昭三五・四・一・法四八）……九一

（も）

○盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二四）……四四
△モーターボート競走法（昭二六—法二四二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六八
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八—法一五六）の一部改正（昭三五—法一一一）……二六〇

（や）

○薬事法（昭三五・八・一〇・法一四五）……三四五
△薬事法（昭二三—法一九七）廃止（昭三五—法一四五）……三六〇
○薬剤師法（昭三五・八・一〇・法一四六）……三六五

（ゆ）

○優生保護法の一部を改正する法律（昭三五・四・二一・法五五）（参法）……一〇四
△優生保護法（昭二三—法一五六）の一部改正（昭三五—法一四五）……三六三
△郵便振替貯金法（昭二三—法六〇）の一部改正（昭三五—法四四）……八九
△有線電気通信法（昭二八—法九六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六九
△輸出検査法（昭三二—法九七）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三〇

（よ）

○養鶏振興法（昭三五・四・一・法四九）……九一
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五—法一七二）の一部改正（昭三五—法九五）……二二一

（り）

○臨時受託調達特別会計法を廃止する法律

（昭三五・三・三一・法二二）……四三
○臨時地方特別交付金に関する法律（昭三五・四・三〇・法六八）……一三四
○臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律（昭三五・五・一四・法八一）……一五八
△立木に関する法律（明四二ー法二二）の一部改正（昭三五ー法一四）……二一
△臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法（昭三四ー法八）廃止（昭三五ー法五四）……一〇四

（ろ）

○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二九）……四七
△労働者災害補償保険特別会計法（昭二二ー法五一）の一部改正（昭三五ー法二九）……五二
△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭二二ー法一六七）の一部改正（昭三五ー法二九）……五三
△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭二二ー法一六七）の一部改正（昭三五ー法九九）……二一九
△労働省設置法（昭二四ー法一六二）の一部改正（昭三五ー法二九）……五
△労働省設置法（昭二四ー法一六二）の一部改正（昭三五ー法一一三）……三〇七三
△労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭三一ー法一二六）の一部改正（昭三五ー法二九）……五四
△労働福祉事業団法（昭三二ー法一二六）の一部改正（昭三五ー法一一三）……二八八

部門別索引

（註）一、第三十四回国会を通過成立した法律を第一憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五司法・法務、第六民事法、第七刑事法、第八警察・消防、第九教育・文化、第一〇厚生、第一一労働、第一二財政、第一三租税・専売、第一四金融、第一五産業一般、第一六農林・水産、第一七商工、第一八運輸、第一九郵政、第二〇電気通信、第二一建設、第二二外事及び第二三国防の二三部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によって改廃された法令を示す。

例えば、

△国会職員法（昭二二—法八五）の一部改正（昭三五—法三〇）とあるのは、昭和三十五年法律第三十号（じん肺法）によって、国会職員法（昭二二—法八五）が一部改正されたことを示す。

第一　憲法

△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二—法一三六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六五
△政治資金規正法（昭二三—法一九四）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六九
△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭三五—法九七）……二一七
△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭三五—法一〇五）……二七四
△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八六
△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五—法一七九）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八

第二　国会

○裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭三五・四・一・法五〇）（衆法）……九六
○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・六・九・法九一）（衆法）……一九一
△国会職員法（昭二二—法八五）の一部改正（昭三五—法三〇）……六四
△国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭二四—法一〇一）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六五

第三　行政一般

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二五）……四五
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二八）……四六
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法六五）……一二九
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三五—法六三）……一二四
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三五—法一〇七）……二七六
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三五—法一一二）……二八二
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八五
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三五—法一四七）……三七一
○科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法六六）……一二九
△科学技術庁設置法（昭三一—法四九）の一部改正（昭三五—法七八）……一五六
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭三五・五・二〇・法八五）……一六八

○行政書士法の一部を改正する法律（昭三五・五・二〇・法八六）（衆法）……一六九

△行政書士法（昭二六—法四）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九

△行政書士法の一部を改正する法律（昭三五—法八六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・六・九・法九二）……一九一

△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四—法二五二）の一部改正（昭三五—法九九）……二一九

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・六・九・法九三）……一九二

○国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・六・一三・法九六）……二二三

○国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭三五・六・二三・法九九）……二一八

△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一）の一部改正（昭三五—法二九）……五四

△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一）の一部改正（昭三五—法四二）……八八

△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一）の一部改正（昭三五—法九三）……二〇三

○国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭三五・六・二八・法一一一）……二七八

○自治庁設置法の一部を改正する法律（昭三五・六・三〇・法一一三）……二八二

改題——「自治省設置法」

△自治庁設置法（昭二七—法二六一）の一部改正（昭三五—法六八）……一三四

○同和対策審議会設置法（昭三五・八・一三・法一四七）（衆法）……三七〇

△国家公務員法（昭二二—法一二〇）の一部改正（昭三五—法三〇）……六四

△国家公務員法（昭二二—法一二〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八

△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭二二—法一六七）の一部改正（昭三五—法二九）……五三

△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭二二—法一六七）の一部改正（昭三五—法九九）……二一九

△国家行政組織法（昭二三—法一二〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八五

△行政機関職員定員法（昭二四—法一二六）の一部改正（昭三五—法一一二）……二八二

△行政機関職員定員法（昭二四—法一二六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八五

△国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五—法一一四）の一部改正（昭三五—法九七）……二一七

△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七—法九三）の一部改正（昭三五—法一二）……五

△日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭二七—法一七四）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三三

△経済企画庁設置法（昭二七—法二六三）の一部改正（昭三五—法六三）……一三五

△自治大学校設置法（昭二八—法九九）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八六

△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八—法一五六）の一部改正（昭三五—法一一一）……二八〇

△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭三五—法九九）……二三〇

△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八七

第四　地方制度

○市町村職員共済組合法の一部を改正する法律（昭三五・四・八・法五二）……一〇三

△市町村職員共済組合法（昭二九—法二〇四）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八七

○地方税法の一部を改正する法律（昭三五・四・二二・法五六）……一〇五

△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法一四）……一三

△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法三〇）……六五

△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法五一）……一〇三

△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法五七）……一〇七

△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法六一）……一一三

△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法八九）……一八二

△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法九五）……二一一

△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九

△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三五—法一三八）……三三三

○地方交付税法等の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法六七）……一三〇

△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九

△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三五—法一一五）……二九一

○臨時地方特別交付金に関する法律（昭三五・四・三〇・法六八）……一三四

○地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法六九）……一三五

△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三五—法三一）……六五

△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三五—法三七）……七七

△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三五—法五七）……一〇七

△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八五

△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三五—法一一六）……二九四

△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三五—法六九）……一三六

△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三五—法七〇）……一三八

△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八七

○地方公営企業法の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法七〇）……一三七

△地方公営企業法（昭二七—法二九二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九

○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭三五・六・三〇・法一一四）……二九〇

△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三五—法四二）……八八

△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三五—法五七）……一〇七

△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三五—法九三）……二〇三

△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八四

△地方公務員法（昭二五—法二六一）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八

△町村職員恩給組合法（昭二七—法一一八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八六

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一九）の一部改正（昭

三五—法一〇二）……二三三
改題——「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一九）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△入場譲与税法（昭二九—法一〇二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二九—法一八八）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三四
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二九—法一八八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△地方道路譲与税法（昭三〇—法一一三）の一部改正（昭三五—法六七）……一三三
△地方道路譲与税法（昭三〇—法一一三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一—法八二）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三四
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一—法八二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△新市町村建設促進法（昭三一—法一六四）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八七
△特別とん譲与税法（昭三二—法七七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭三二—法一〇四）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三四
△国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭三二—法一〇四）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭三三—法一八九）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭三四—法一七五）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八

第五　司法・法務

○法務省設置法の一部を改正する法律（昭三五・三・二一・法一〇）……三
△法務省設置法（昭二二—法一九三）の一部改正（昭三五—法一四）……三
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二六）……四五
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二七）……四五
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・四・二六・法五八）……一〇七
○裁判官の災害補償に関する法律（昭三五・六・二三・法一〇〇）……二三二
○裁判所法の一部を改正する法律（昭三五・六・二五・法一〇四）……二三七

第六　民事法

○不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭三五・三・三一・法一四）……七
△民事訴訟費用法（明二三—法六四）の一部改正（昭三五—法九七）……二二七
△非訟事件手続法（明三一—法一四）の一部改正（昭三五—法一四）……二三

△工場抵当法（明三八—法五四）の一部改正（昭三五—法一四）……二
△立木に関する法律（明四二—法二二）の一部改正（昭三五—法一四）……二
△抵当証券法（昭六—法一五）の一部改正（昭三五—法一四）……三
△土地台帳法（昭二二—法三〇）廃止（昭三五—法一四）……一八
△家屋台帳法（昭二二—法三一）廃止（昭三五—法一四）……一八
△土地家屋調査士法（昭二五—法二二八）の一部改正（昭三五—法一四）……二四
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う民事特別法（昭二七—法一二一）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三五
改題——「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法」
△道路交通事業抵当法（昭二七—法二〇四）の一部改正（昭三五—法一四）……二五
△日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭二八—法二四六）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三四
△国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律（昭二九—法一五〇）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三六
△接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭三一—法一三八）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三六

第七　刑事法

○刑法の一部を改正する法律（昭三五・五・一六・法八三）……一五八
△刑事訴訟費用法（大一〇—法六八）の一部改正（昭三五—法九七）……二二七
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法（昭二七—法一三八）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三五
改題——「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」
△交通事件即決裁判手続法（昭二九—法一一三）の一部改正（昭三五—法一〇五）……二七四

第八　警察・消防

○道路交通法（昭三五・六・二五・法一〇五）……二三七
○消防法の一部を改正する法律（昭三五・七・二・法一一七）……二九四
△消防法（昭二三—法一八六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
○火薬類取締法の一部を改正する法律（昭三五・八・二・法一四〇）……三三五
△道路交通取締法（昭二二—法一三〇）廃止（昭三五—法一〇五）……二三七
△消防組織法（昭二二—法二二六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八五
△消防施設強化促進法（昭二八—法八七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△道路交通取締法施行令（昭二八—政二六一）廃止（昭三五—政一〇五）……二七一
△消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭三一—法一〇七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八七

第九　教育・文化

○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法一六）……三三
○盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二四）……四四

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法四二）……八七
○公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・四・二六・法五七）（衆法）……一〇六
題名中「学校医」の下に「、学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

△学校教育法（昭二二―法二六）の一部改正（昭三五―法一六）……三二
△市町村立学校職員給与負担法（昭二三―法一三五）の一部改正（昭三五―法四二）……八八
△へき地教育振興法（昭二九―法一四三）の一部改正（昭三五―法九三）……二〇二
△地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭三一―法一六二）の一部改正（昭三五―法一一三）……二〇二
△公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭三三―法一一六）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八七
……二八八

第一〇　厚生

○厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法一七）（衆法）……二三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三五―法五七）……一〇七
○精神薄弱者福祉法（昭三五・三・三一・法三七）……七三
○優生保護法の一部を改正する法律（昭三五・五・四・二一・法五五）（参法）……一〇四
△優生保護法（昭二三―法一五六）の一部改正（昭三五―法一四五）……三六三
○引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律（昭三五・五・一六・法八二）（参法）……一五八
○医療金融公庫法（昭三五・六・一一・法九五）……二〇六
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・七・一・法一一六）……二九二
○社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律（昭三五・八・一・法一三四）……三三〇
○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭三五・八・一・法一三五）……三三三
○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・八・一・法一三六）……三三四
○薬事法（昭三五・八・一〇・法一四五）……三四五
△薬事法（昭二三―法一九七）廃止（昭三五―法一四五）……三六〇
○薬剤師法（昭三五・八・一〇・法一四六）……三六五

△児童福祉法（昭二二―法一六四）の一部改正（昭三五―法三七）……七七
△食品衛生法（昭二二―法二三三）の一部改正（昭三五―法一四五）……三六三
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭三五―法一三六）……三三五
△民生委員法（昭二三―法一九八）の一部改正（昭三五―法三七）……七七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三五―法三七）……七八
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三五―法九五）……二一一
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三五―法一四五）……三六三
△毒物及び劇物取締法（昭二五―法三〇三）の一部改正（昭三五―法一四五）……三六四
△社会福祉事業法（昭二六―法四五）の一部改正（昭三五―法三七）……七八
△覚せい剤取締法（昭二六―法二五二）の一部改正（昭三五―法一四五）……三六四
△戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二

七―法一二七）の一部改正（昭三五―法一三五）……三三三
△麻薬取締法（昭二八―法一四）の一部改正（昭三五―法一四五）……三六五
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九―法一一七）の一部改正（昭三五―法一七）……二五
△採血及び供血あっせん業取締法（昭三一―法一六〇）の一部改正（昭三五―法一四五）……三六五
△水道法（昭三二―法一七七）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三〇
△国民年金法（昭三四―法一四一）の一部改正（昭三五―法一三五）……三三三
△昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭三四―法一八八）の一部改正（昭三五―法一一六）……二九四

第一一　労働

○失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法一八）（衆法）……二五
△職業安定法（昭二二―法一四一）の一部改正（昭三五―法一八）……二七
○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二〇）（衆法）……四一
○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法二九）……四七
○じん肺法（昭三五・三・三一・法三〇）……五五
○身体障害者雇用促進法（昭三五・七・二五・法一二三）……三〇四

△労働者災害補償保険特別会計法（昭二二―法五一）の一部改正（昭三五―法二九）……五二
△公共企業体等労働関係法（昭二三―法二五七）の一部改正（昭三五―法三九）……八一
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三五―法二九）……五三
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三五―法一二三）……三〇七
△地方公営企業労働関係法（昭二七―法二八九）の一部改正（昭三五―法七〇）……一三八
△けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭三〇―法九一）の一部改正（昭三五―法二九）……五一
△労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭三一―法一二六）の一部改正（昭三五―法二九）……五四
△労働福祉事業団法（昭三二―法一二六）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八八
△駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三―法一五八）の一部改正（昭三五―法一〇二）……二三四

第一二　財政

○経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律（昭三五・三・三一・法二三）……四四
○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三一）……六五
△補助金等の臨時特例等に関する法律（昭二九―法一二九）の一部改正（昭三五―法一五）……三一
△補助金等の臨時特例等に関する法律（昭二九―法一二九）の一部改正（昭三五―法四三）……八九
△補助金等の臨時特例等に関する法律（昭二九―法一二九）の一部改正（昭三五―法一一六）……二九四
○昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三二）……六五
改題――「昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年度における国債整理

基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律」

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・五・二〇・法八七）……一七一

△交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭二九―法一〇三）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八六

○一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律（昭三五・五・二〇・法八八）……一七一

△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三五―法九五）……二一一

△駐留軍労務者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律（昭二五―法五）の一部改正（昭三五―法一〇二）……三三六

△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭二五―法六一）の一部改正（昭三五―法二九）……五四

△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭二五―法六一）の一部改正（昭三五―法九五）……二一一

△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭三五―法四〇）……八六

△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭三五―法九五）……二一一

△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六―法九九）の一部改正（昭三五―法九五）……二一一

△特別調達資金設置令（昭二六―政二〇五）の一部改正（昭三五―法一〇二）……三三六

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭二七―法一一〇）の一部改正（昭三五―法一〇二）……三三六
改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」

△国有財産特別措置法（昭二七―法二一九）の一部改正（昭三五―法八四）……一六七

第一三　租税・専売

○昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三五・三・一〇・法四）……一

○酒税法の一部を改正する法律（昭三五・三・二三・法一一）……四

○関税定率法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三五）……六七

△関税定率法の一部を改正する法律（昭二九―法四二）の一部改正（昭三五―法三六）……七〇

○関税暫定措置法（昭三五・三・三一・法三六）……六八

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三五―法一四）……一三

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三五―法五一）……一〇二

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三五―法五三）……一〇三

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三五―法六一）……一三〇

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三五―法七三）……一四三

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三五―法八四）……一六七

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三五―法八九）……一八二

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三五―法九五）……二一〇

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三五―法一三八）……三三三

△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三五―法六一）……一三〇

△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三五―法九五）……二一〇

△通行税法（昭一五―法四三）の一部改正（昭三五―法一三八）……三三三

△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三五―法九七）……二一七

△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三五―法五一）……一〇二

△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三五―法六一）……一三〇

△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三五―法八九）……一八二

△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三五―法九五）……二一〇

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三五―法一三八）……三三三

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三五―法五一）……一〇二

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三五―法六一）……一三〇

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三五―法八九）……一八二

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三五―法九五）……二一一

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三五―法一三八）……三三三

△塩専売法（昭二四―法一一二）の一部改正（昭三五―法一四五）……三三三

△税理士法（昭二六―法二三七）の一部改正（昭三五―法一一三）……二八六

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一一）の一部改正（昭三五―法一〇二）……三三七
改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一二）の一部改正（昭三五―法一〇二）……三三七
改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一三）の一部改正（昭三五―法一〇二）……三三八
改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一四）の一部改正（昭三五―法一〇二）……三三八
改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律」

△国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券

の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八—法一〇六）の一部改正（昭三五—法三四）……六七
△国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八—法一〇六）の一部改正（昭三五—法一〇三）……二三六
△入場税法（昭二九—法九六）の一部改正（昭三五—法三七）……七八
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九—法一四二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二九—法一四九）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三九
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭三五—法一一）……四
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭三五—法八四）……一六八
△中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭三一—法一三八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（昭三三—法六八）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三九

第一四　金　融

○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法四五）……九〇
△公営企業金融公庫法（昭三二—法八三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
○財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律（昭三五・三・三一・法四六）……九〇
○経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・八・一・法一三七）……三三六
△当せん金附証票法（昭二三—法一四四）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八

第一五　産業一般

○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭三五・三・一五・法五）……二
○中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律（昭三五・三・一五・法六）……二
○日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三三）……六六
○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三五・四・一一・法五三）……一〇三
△奄美群島復興特別措置法（昭二九—法一八九）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八六
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・五・二・法七八）……一四八
△放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭三二—法一六七）の一部改正（昭三五—法一四五）……三六五
○原子力委員会設置法の一部を改正する法律（昭三五・五・一〇・法七九）……一五六
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭三五・七・一四・法一一九）……二九八
△中小企業金融公庫法（昭二八—法一三八）の一部改正（昭三五—法九五）……二二一

第一六　農林・水産

○漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法一五）……二六
○開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三八）……七九
○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三九）……七九
○糸価安定特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法四一）……八七
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法四四）……八九
○養鶏振興法（昭三五・四・一・法四九）……九一
○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三五・四・一六・法五四）……一〇三
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭三五—法四九）……九六
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭三五—法一二七）……三一七
○水産庁設置法の一部を改正する法律（昭三五・四・二七・法五九）……一一〇
○漁業協同組合整備促進法（昭三五・四・二七・法六一）……一一〇
○中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭三五・四・二七・法六二）……一一三
○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭三五・六・二三・法一〇一）……二三一
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法（昭三五・六・二七・法一〇八）……二七六
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法（昭三五・六・二七・法一〇九）……二七七
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭三五・六・二七・法一一〇）……二七八
○農地被買収者問題調査会設置法（昭三五・六・三〇・法一一二）……二八一
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭三五・七・二五・法一二四）……三〇八
○開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法（昭三五・七・二五・法一二五）……三〇九
○開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭三五・七・二五・法一二七）……三一六
○積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭三五・七・二九・法一三三）（衆法）……三三〇
△漁船再保険特別会計法（昭一二—法二四）の一部改正（昭三五—法一五）……三一
△開拓者資金融通特別会計法（昭三二—法七）の一部改正（昭三五—法一二七）……三一七
△競馬法（昭二三—法一五八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△土地改良法（昭二四—法一九五）の一部改正（昭三五—法一四）……二三
△漁業法（昭二四—法二六七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△家畜改良増殖法（昭二五—法二〇九）の一部改正（昭三五—法一四五）……三六四
△漁船乗組員給与保険法（昭二七—法二一二）の一部改正（昭三五—法一五）……三一
△農地法（昭二七—法二二九）の一部改正（昭三五—法一四）……二五
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律（昭二七—法二四三）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三三
改題——「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」
△中小漁業融資保証保険特別会計法（昭二七—法三四七）の一部改正（昭三五—法六二）……一一三
△愛知用水公団法（昭三〇—法一四一）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△森林開発公団法（昭三一—法八五）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八

△臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法（昭三四—法八）廃止（昭三五—法五四）……一〇四

第一七　商　工

○滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律（昭三五・四・一・法四八）……九一

○アジア経済研究所法（昭三五・四・一・法五一）……九六

○中小企業業種別振興臨時措置法（昭三五・四・三〇・法七一）……一三九

○弁理士法の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法七三）……一四一

○重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・五・二・法七七）……一四七

○商工会の組織等に関する法律（昭三五・五・二〇・法八九）……一七三

○石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律（昭三五・七・一四・法一一八）……二九七

○繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律（昭三五・七・二三・法一二二）……三〇三

○電源開発促進法の一部を改正する法律（昭三五・七・二九・法一三二）（衆法）……三一九

△電源開発促進法（昭二七—法二八三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六六

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三五・八・一・法一三八）……三三六

△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三五—法七一）……一四〇

△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三五—法八九）……一八二

△自転車競技法（昭二三—法二〇九）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六八

△採石法（昭二五—法二九一）の一部改正（昭三五—法一四）……二一四

△通商産業省設置法（昭二七—法二七五）の一部改正（昭三五—法五一）……一〇三

△通商産業省設置法（昭二七—法二七五）の一部改正（昭三五—法七三）……一四三

△通商産業省設置法（昭二七—法二七五）の一部改正（昭三五—法一四〇）……三四二

△商工会議所法（昭二八—法一四三）の一部改正（昭三五—法八九）……一八二

△ガス事業法（昭二九—法五一）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六八

△輸出検査法（昭三二—法九七）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三〇

第一八　運　輸

○捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・三・一六・法八）……三

○国内旅客船公団法の一部を改正する法律（昭三五・三・一六・法九）……三

○船員保険法の一部を改正する法律（昭三五・三・三・法一九）（衆法）……三八

○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法三四）……六六

○外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律（昭三五・三・三一・法四三）……八八

○南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律（昭三五・四・一・法四七）……九一

○特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・五・二・法七五）……一四四

○船主相互保険組合法の一部を改正する法律（昭三五・五・一一・法八〇）……一五七

○臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律（昭三五・五・一四・法八一）……一五八

○航空法の一部を改正する法律（昭三五・六・一・法九〇）……一八三

○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭三五・六・二一・法九七）……二一三

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三五・七・一九・法一二〇）……二九九

△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭三五—法九〇）……一九一

○船員保険法の一部を改正する法律（昭三五・七・一九・法一二一）……三〇〇

△船員保険法の一部を改正する法律（昭三二—法四四）の一部改正（昭三五—法一九）……四〇

○道路運送法の一部を改正する法律（昭三五・八・二・法一四一）……三四三

△道路運送法（昭二六—法一八三）の一部改正（昭三五—法一〇五）……二七四

△港湾法（昭二五—法二一八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六八

△モーターボート競走法（昭二六—法二四二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二六八

△日本国との平和条約の効力発生並びに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭二七—法一二三）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三〇
改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律（昭二七—法一二四）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三〇
改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭二七—法二三二）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三〇
改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」

△特定港湾施設整備特別措置法（昭三四—法六七）の一部改正（昭三五—法七五）……一四五

第一九　郵　政

△郵便振替貯金法（昭二三—法六〇）の一部改正（昭三五—法四四）……八九

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律（昭二七—法一二二）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三一
改題――「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律」

第二〇　電気通信

○電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭三五・四・二八・法六四）……一二五

○日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭三五・六・二四・法一〇三）……二三五

○電気工事士法（昭三五・八・一・法一三九）……三三九

△電話設備費負担臨時措置法（昭二六—法二二五）の一部改正（昭三五—法六四）……三八
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律（昭二七—法一〇七）の一部改正（昭三五—法六四）……三八
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律（昭二七—法一〇七）の一部改正（昭三五—法一〇二）……三二
改題——「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律」
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律（昭二七—法一〇八）の一部改正（昭三五—法一〇二）……三二
改題——「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律」
△有線電気通信法（昭二八—法九六）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九
△公衆電気通信法（昭二八—法九七）の一部改正（昭三五—法六四）……三八
△公衆電気通信法（昭二八—法九七）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八九

第二一　建　設

○土地区画整理法施行法の一部を改正する法律（昭三五・三・三・法三）……一
○首都高速道路公団法の一部を改正する法律（昭三五・三・一五・法七）……二
○海岸法の一部を改正する法律（昭三五・三・三〇・法一三）……六
△海岸法（昭三一—法一〇一）の一部改正（昭三五—法四〇）……八六
○治山治水緊急措置法（昭三五・三・三一・法二一）……四二
○治水特別会計法（昭三五・三・三一・法四〇）……八一
○公営住宅法の一部を改正する法律（昭三五・四・二七・法六〇）……二〇
○四国地方開発促進法（昭三五・四・二八・法六三）（衆法）……一三
△四国地方開発促進法（昭三五—法六三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
○日本道路公団法の一部を改正する法律（昭三五・四・三〇・法七二）……一四
○建設業法の一部を改正する法律（昭三五・五・二・法七四）……一四三
○道路整備特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・五・二・法七六）……一四六
○住宅地区改良法（昭三五・五・一七・法八四）……一五九
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律（昭三五・六・二七・法一〇六）……二七五
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法（昭三五・六・二七・法一〇七）……二七五
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭三五・七・一・法一一五）……二九一
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭三五—法四〇）……八六
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭三五—法八四）……一六七
○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・七・二五・法一二六）……三一五

○国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律（昭三五・七・二五・法一二八）……三八
○東海道幹線自動車国道建設法（昭三五・七・二五・法一二九）（衆法）……三八
△公有水面埋立法（大一〇—法五七）の一部改正（昭三五—法一四）……三
△不良住宅地区改良法（昭二—法一四）廃止（昭三五—法八四）……一六七
△測量法（昭二四—法一八八）の一部改正（昭三五—法一一五）……二九一
△水防法（昭二四—法一九三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△建築基準法（昭二五—法二〇一）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△建築基準法（昭二五—法二〇一）の一部改正（昭三五—法一四〇）……三四二
△国土総合開発法（昭二五—法二〇五）の一部改正（昭三五—法六三）……一四
△国土調査法（昭二六—法一八〇）の一部改正（昭三五—法一四）……二四
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七—法一四〇）の一部改正（昭三五—法一〇二）……三三
改題——「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」
△耐火建築促進法（昭二七—法一六〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△道路法（昭二七—法一八〇）の一部改正（昭三五—法一〇五）……二七四
△道路法施行法（昭二七—法一八一）の一部改正（昭三五—法七六）……一四七
△土地区画整理法（昭二九—法一一九）の一部改正（昭三五—法一四）……二五
△日本住宅公団法（昭三〇—法五三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△道路整備特別措置法（昭三一—法七）の一部改正（昭三五—法一〇五）……二七四
△道路整備特別措置法（昭三一—法七）の一部改正（昭三五—法一二九）……三一九
△首都圏整備法（昭三一—法八三）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△特定多目的ダム建設工事特別会計法（昭三二—法三六）廃止（昭三五—法四〇）……八五
△国土開発縦貫自動車道建設法（昭三二—法六八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二七
△高速自動車国道法（昭三二—法七九）の一部改正（昭三五—法一一九）……三八
△駐車場法（昭三二—法一〇六）の一部改正（昭三五—法一〇五）……二七四
△東北開発促進法（昭三二—法一一〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△地すべり等防止法（昭三三—法三〇）の一部改正（昭三五—法三九）……八一
△地すべり等防止法（昭三三—法三〇）の一部改正（昭三五—法四〇）……八六
△台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭三三—法七二）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△首都圏市街地開発区域整備法（昭三三—法九八）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八
△九州地方開発促進法（昭三四—法六〇）の一部改正（昭三五—法一一三）……二八八

第二二　外　事

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三五・三・二八・法一二）……五
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭三五・六・二三・法九八）……二八

第二三　国　防

○臨時受託調達特別会計法を廃止する法律（昭三五・三・三一・法二二）……四三

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三五・六・九・法九四）……二〇三

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律（昭三五・六・二三・法一〇二）……二三一

△調達庁設置法（昭二四—法一二九）の一部改正（昭三五—法一〇二）……二三一

△防衛庁設置法（昭二九—法一六四）の一部改正（昭三五—法二二）……四三

△自衛隊法（昭二九—法一六五）の一部改正（昭三五—法三〇）……六五

△自衛隊法（昭二九—法一六五）の一部改正（昭三五—法一〇二）……三二四

△自衛隊法（昭二九—法一六五）の一部改正（昭三五—法一一五）……二九二

△自衛隊法（昭二九—法一六五）の一部改正（昭三五—法一四〇）……三四二

法律第三号（昭三五・三・三）

◎土地区画整理法施行法の一部を改正する法律

土地区画整理法施行法（昭和二十九年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五年」の下に「（昭和三十四年台風第十五号による災害のため土地区画整理の施行に著しい支障を生じた旧組合で建設大臣が指定するものについては、六年とする。以下次項において同じ。）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第四号（昭三五・三・一〇）

◎昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

米穀の生産者が、その生産した昭和三十四年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十四年九月二十一日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十五年二月二十九日までに政府に売り渡した場合には、当該生産者の昭和三十四年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一　昭和三十四年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、八百円

二　昭和三十四年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三　昭和三十四年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四　昭和三十四年十月二十一日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五　昭和三十四年十一月一日から昭和三十五年二月二十九日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五号（昭三五・三・一五）

◎中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二十二条第二項中「産業投資特別会計からの出資金二十億円」を「産業投資特別会計からの出資金三十八億円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第六号（昭三五・三・一五）

◎中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律

中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「事業協同組合」の下に「若しくは事業協同小組合」を加える。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条の規定により設置する汚水の処理施設又は工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第二条第三項に規定する汚水処理施設に係る貸付金の償還期間は、七年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第七号（昭三五・三・一五）

◎首都高速道路公団法の一部を改正する法律

首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（債務保証）

第三十八条の二　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務について保証することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第八号（昭三五・三・一六）

◎捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭和二十七年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「日本国との間の平和条約の効力発生後」を「日本国との間に効力の発生した平和条約の効力発生時から」に改める。

附則第二項中「八年」を「九年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第九号（昭三五・三・一六）

◎国内旅客船公団法の一部を改正する法律

国内旅客船公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二億円」を「四億円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第十号（昭三五・三・二一）

◎法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表三札幌法務局の項中「厚真村　鵡川村」を「厚真町　鵡川町」に改め、同表釧路地方法務局の項中「花咲郡」を削る。

別表四長野刑務所の項中「長野市」を「須坂市」に改める。

別表五榛名女子学園の項中「群馬県北群馬郡桃井村」を「群馬県北群馬郡榛東村」に改める。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第十一号（昭三五・三・二三）

◎酒税法の一部を改正する法律

酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一級」の下に「、準一級」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第一級、合成清酒第一級」を「、第一級及び準一級」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は合成清酒」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一級」の下に「又は準一級」を加え、同項を同条第五項とする。

第二十二条第一号中

「第一級　二十七万千六百円（アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに二万三百七十円を加えた金額）」を

「第一級　二十七万千六百円（アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに二万三百七十円を加えた金額）

準一級　十八万五千五百円（アルコール分が十七・五度をこえるときは、アルコール分十五・五度をこえる一度ごとに一万四千三百七十円を加えた金額）」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　合成清酒　八万七千五百円（アルコール分が十七度をこえるときは、アルコール分十五度をこえる一度ごとに七千円を加えた金額）

附　則

1　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3　次に掲げる場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

一　酒税法第二十八条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までに同条第二項に規定する証明書の提出がない場合

二　酒税法第二十九条第二項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出された酒類について、その承認の際税務署長が指定した期限までに同条第三項に規定する書類の提出がない場合及び当該酒類がこの法律の施行後に酒税法の施行地において消費され、又は当該施行地において消費する目的で譲り渡された場合

4　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項及び第二項中「合成清酒第二級」を「合成清酒」に改める。

第八十五条の二第一項の表中

「

清酒第二級	十三度以上十四度未満	九万八千四百円
合成清酒第一級	十四度以上十五度未満	十三万二千三百円
	十三度以上十四度未満	十二万二千九百円
合成清酒第二級	十三度以上十四度未満	七万五千八百円

」を

「

清酒準一級	十三度以上十四度未満	十五万五千五百円
清酒第二級	十三度以上十四度未満	九万八千四百円
合成清酒	十三度以上十四度未満	七万五千八百円

」に改め、同条第二項中「合成清酒第二級」を「合成清酒」に、「第五条第四項」を「第五条第三項」に改め、同条第三項中「第五条第五項及び第六項」を「第五条第四項及び第五項」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第十二号（昭三五・三・二八）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「

在マニラ日本国総領事館	フィリピン　マニラ

」を

「

在マニラ日本国総領事館	フィリピン　マニラ
在モントリオール日本国総領事館	カナダ　モントリオール
在ソールズベリー日本国総領事館	ローデシア・ニアサランド連邦 ソールズベリー

」に改める。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表総領事館の項中「

マニラ			二、〇〇〇	八、〇〇〇

七、七〇〇	六、六〇〇	五、七六〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇
二、五〇〇	二、二五〇						

」を

「

		マニラ				一一、〇〇〇	八、八〇〇
		モントリオール				一〇、四五〇	八、三六〇
		ソールズベリー				九、二四〇	七、三九〇
七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇
七、三二〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇
六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇
二、五〇〇	二、二五〇						
二、三八〇	二、一四〇						
二、一〇〇	一、八九〇						

」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第十三号（昭三五・三・三〇）

◎海岸法の一部を改正する法律

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第六条、第二十六条第一項及び第二十九条中「新設又は改良」を「新設、改良又は災害復旧」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第十四号（昭三五・三・三一）

◎不動産登記法の一部を改正する等の法律

（不動産登記法の一部改正）

第一条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次
第一章　総則（第一条―第七条ノ二）
第二章　登記所及ビ登記官吏（第八条―第十三条）
第三章　登記ニ関スル帳簿及ビ図面（第十四条―第二十四条ノ二）
第四章　登記手続
第一節　通則（第二十五条―第七十七条）
第二節　不動産ノ表示ニ関スル登記手続
第一款　土地ノ表示ニ関スル登記手続（第七十八条―第九十条）
第二款　建物ノ表示ニ関スル登記手続（第九十一条―第九十九条）
第三節　所有権ニ関スル登記手続（第百条―第百十条ノ十二）
第四節　所有権以外ノ権利ニ関スル登記手続（第百十一条―第百四十条）
第五節　抹消ニ関スル登記手続（第百四十一条―第百五十一条）
第五章　異議（第百五十二条―第百五十七条）
第六章　罰則（第百五十八条―第百五十九条ノ二）
附則

第一条中「登記ハ」の下に「不動産ノ表示又ハ」を加え、「又ハ」を「若クハ」に改める。

第一章中第七条の次に次の一条を加える。

第七条ノ二　本法ノ施行ニ関スル細則ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条第一項中「登記スベキ権利ノ目的タル」を削り、同条第二項中「申請ニ因リ」を削る。

第十一条を削り、第十条を第十一条とし、第九条中「一箇又ハ数箇ノ」を削り、「及ビ附属書類又ハ其謄本」を「、附属書類又ハ其謄本及ビ地図若クハ建物所在図又ハ其写」に改め、同条を第十条とし、第八条ノ二を第九条とする。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第十一条ノ二を第十二条とする。

「第三章　登記ニ関スル帳簿」を「**第三章**　登記ニ関スル帳簿及ビ図面」に改める。

第十五条中「一棟」を「一箇」に改める。

第十六条第一項中「尚ホ表題部ニ表示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、「乙区」を「甲区及ビ乙区」に改め、同条第二項を次のように改める。

表題部ニハ土地又ハ建物ノ表示ニ関スル事項ヲ記載ス

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条　登記所ニ地図及ビ建物所在図ヲ備フ
第十八条　地図ハ一筆又ハ数筆ノ土地毎ニ之ヲ作製スルモノトシ各筆ノ土地ノ区画及ビ地番ヲ明確ニスルモノナルコトヲ要ス
建物所在図ハ一箇又ハ数箇ノ建物毎ニ之ヲ作製スルモノトシ各箇ノ建物ノ位置及ビ家屋番号ヲ明確ニスルモノナルコトヲ要ス

第二十条第一項中「登記簿」の下に「並ニ地図及ビ建物所在図」を加え、同条第二項中「申請書其他ノ附属書類ハ申請書受附」を「不動産ノ権利ニ関スル登記ノ申請書ハ受附」に、「書面」を「モノ」に改める。

第二十一条第一項中「又ハ抄本」を「若クハ抄本

又ハ地図若クハ建物所在図ノ全部若クハ一部ノ写」に、「又ハ其附属書類」を「若クハ其附属書類又ハ地図若クハ建物所在図」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「、地図若クハ建物所在図ノ全部若クハ一部ノ写」を加える。

第二十二条第一項中「其附属書類」の下に「並ニ地図及ビ建物所在図」を加え、「第二十条第二項ニ掲ゲタル書類」を「申請書其他ノ附属書類」に改める。

第二十四条中「及ビ其附属書類」を「若クハ其附属書類又ハ地図若クハ建物所在図」に改める。

第二十四条ノ二第二項中「三十年」を「二十年」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ二　不動産ノ表示ニ関スル登記ハ登記官吏職権ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二十六条に次の一項を加える。

不動産ノ表示ニ関スル登記ニ付テハ申請人登記所ニ出頭スルコトヲ要セズ

第二十八条ノ三中「第五十条第三項」を「第五十一条第三項」に、「第六十三条ノ三」を「第六十五条」に改める。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条　仮登記ハ申請書ニ仮登記義務者ノ承諾書又ハ仮処分命令ノ正本ヲ添附シテ仮登記権利者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第三十三条　前条ノ仮処分命令ハ不動産ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ガ仮登記権利者ノ申請ニ因リ仮登記原因ノ疎明アリタル場合ニ於テ之ヲ発ス

申請ヲ却下シタル決定ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

前項ノ即時抗告ニ付テハ非訟事件手続法ノ規定ヲ準用ス

第三十六条第一号中「土地ノ番号」を「地番」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

土地ノ表示又ハ土地ヲ目的トスル権利ニ関スル登記ヲ申請スル場合ニ於テハ前項ニ掲ゲタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　地目
二　地積

建物ノ表示又ハ建物ヲ目的トスル権利ニ関スル登記ヲ申請スル場合ニ於テハ第一項ニ掲ゲタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　建物ノ種類、構造及ビ床面積
二　家屋番号
三　建物ノ番号アルトキハ其番号
四　附属建物アルトキハ其種類、構造及ビ床面積

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　買戻ノ特約ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ買主ガ払ヒタル代金及ビ契約ノ費用ヲ記載シ若シ登記原因ニ買戻ノ期間ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十八条中「買戻ノ特約其他」を削る。

第三十九条及び第三十九条ノ二を次のように改める。

第三十九条　不動産ノ表示又ハ権利ノ設定、保存若クハ移転ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ所有者又ハ登記権利者ガ二名以上ナルトキハ申請書ニ其持分ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十九条ノ二　権利ノ一部移転ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其部分ノ表示ヲ為シ若シ登記原因ニ民法第二百五十六条第一項但書（同法第二百六十四条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条ノ二　前条ノ規定ニ依ル書面ヲ提出シテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テハ第四十九条第一号乃至第九号ノ規定ニ依リ却下スベキトキヲ除ク外登記官吏ハ其旨ヲ郵便ヲ以テ登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ヲ発シタル日ヨリ三週間内ニ登記義務者ガ法務省令ノ定ムル書面ヲ以テ登記申請ノ間違ナキコトヲ登記官吏ニ申出タル場合ニ於テハ其申出ノ時ニ登記官吏ガ其登記ノ申請書ヲ受取リタルモノト看做ス

第四十九条第三号中「当事者」を「不動産ノ表示ニ関スル登記ヲ申請スル場合ヲ除ク外当事者」に改め、同条第十号及び第十一号を次のように改める。

十　土地又ハ建物ノ表示ニ関スル登記ノ申請書ニ掲ゲタル土地又ハ建物ノ表示ニ関スル事項ガ登記官吏ノ調査ノ結果ト符合セザルトキ
十一　第四十四条ノ二第二項ノ期間内ニ同項ノ申出ナキトキ

第四十九条ノ二を削る。

第五十一条を削り、第五十条第一項中「表示欄」を「表題部」に、「申請書受附ノ年月日、登記ノ目的其他申請書ニ掲ゲタル事項ニシテ不動産ノ表示ニ関スルモノ」を「不動産ノ表示ニ関スル事項、登記原因及ビ其日附並ニ登記ノ年月日」に改め、同条を第五十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十条　登記官吏ハ土地又ハ建物ノ表示ニ関スル登記ノ申請アリタル場合又ハ職権ヲ以テ其登記ヲ為ス場合ニ於テ必要アルトキハ土地又ハ建物ノ表示ニ関スル事項ヲ調査スルコトヲ得

登記官吏ハ前項ノ調査ヲ為ス場合ニ於テ必要アルトキハ日出ヨリ日没マデノ間ニ限リ土地若クハ建物ヲ検査シ又ハ土地若クハ建物ノ所有者其他ノ関係人ニ文書ノ呈示ヲ求メ若クハ質問ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ其身分ヲ証スル書面ヲ携帯シ関係人ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スルコトヲ要ス

第五十二条中「表示欄ニ登記ヲ為ストキハ表示番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第五十九条の次に次の一条を加える。

第五十九条ノ二　買戻ノ特約ノ登記ハ買主ノ権利取得ノ登記ニ附記シテ之ヲ為ス

買戻ニ因ル権利取得ノ登記ヲ為シタルトキハ前項ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ登記ノ目的タル権利ノ消滅ニ関スル事項ノ定ノ登記ニ付キ之ヲ準用ス

第六十条第一項に次のただし書を加える。

但其登記ガ不動産ノ表示ニ関スル登記、登記名義人ノ表示ノ変更若クハ更正ノ登記又ハ抹消ノ登記ナルトキハ申請書受附ノ年月日、受附番号及ビ順位番号ヲ記載スルコトヲ要セズ

第六十条第二項中「、順位番号」及び「、登記原因、其日附」を削る。

第六十一条を削り、第六十二条を第六十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十二条　登記官吏ガ不動産ノ表示ニ関スル登記ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其旨ヲ申請人以外ノ表題部ニ記載シタル所有者、更正前ノ表題部ニ所有者トシテ記載セラレタル者若クハ所有権ノ登記名義人又ハ其一人ニ通知スルコトヲ要ス

第六十三条中「登記ヲ」を「権利ニ関スル登記ヲ」に改める。

第六十七条及び第六十八条を削り、第六十六条を第六十八条とし、第六十五条を第六十七条とし、第六十四条中「登記」を「権利ニ関スル登記」に改め、同条を第六十六条とし、第六十三条ノ三を第六十五条とし、第六十三条ノ二を第六十四条とする。

第七十一条第一項中「表示欄ニ不動産ノ表示ヲ為シ」を削る。

第七十二条第一項中「新登記」を「権利ニ関スル新登記」に改める。

第七十三条第一項中「第六十二条」を「第六十一条」に改める。

第七十四条第二項中「表示欄及ビ」を削る。

第七十六条第二項中「表示欄」を「表題部」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項及ビ第二項ノ規定ハ表題部又ハ各区ノ枚数過多ニシテ取扱不便ト為ルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シタルトキハ前ノ表題部又ハ各区ノ用紙ハ之ヲ閉鎖シタル登記用紙ト看做ス

「第二節　所有権ニ関スル登記手続」を「第二節　不動産ノ表示ニ関スル登記手続　第一款　土地ノ表示ニ関スル登記手続」に改める。

第七十八条から第八十条までを次のように改める。

第七十八条　土地ノ表示ノ登記ニ於テハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　土地所在ノ郡、市、区、町村及ビ字

二　地番

三　地目

四　地積

五　所有権ノ登記ナキ土地ニ付テハ所有者ノ氏名、住所若シ所有者ガ二名以上ナルトキハ其持分

第七十九条　登記所ハ政令ノ定ムルトコロニ依リ地番区域ヲ定メ土地一筆毎ニ地番ヲ附スルコトヲ要ス

地目及ビ地積ヲ定ムルニ付キ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十条　新ニ土地ヲ生ジタルトキハ所有者ハ一个月内ニ土地ノ表示ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ地積ノ測量図、土地ノ所在図及ビ申請人ノ所有権ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

所有者ノ変更アリタルトキハ新所有者ハ其変更アリタル日ヨリ一个月内ニ第一項ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十条ノ二を削る。

第八十一条を次のように改める。

第八十一条　地目又ハ地積ノ変更アリタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ一个月内ニ土地ノ表示ノ変更ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ変更後ノ地目又ハ地積ヲ記載シ地積ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ地積ノ測量図ヲ添附スルコトヲ要ス

所有者ノ変更アリタルトキハ新所有者ハ其者ノ為所有権ノ登記アリタル日ヨリ一个月内ニ第一項ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十一条の次に次の八条を加える。

第八十一条ノ二　土地ノ分筆又ハ合筆ノ登記ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ノ申請ニ因リ之ヲ為ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ分割又ハ合併後ノ土地ノ表示ヲ為シ分筆ノ登記ノ申請書ニハ分割後ノ土地ノ地積ノ測量図ヲ添附スルコトヲ要ス

一筆ノ土地ノ一部ガ別地目ト為リ又ハ地番区域ヲ異ニスルニ至リタルトキハ第一項ノ申請ナキ場合ニ於テモ登記官吏ハ其土地ノ分筆ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第八十一条ノ三　所有権ノ登記及ビ承役地ニ付キ為

ス地役権ノ登記以外ノ権利ニ関スル登記アル土地ニ付テハ合併ヲ為スコトヲ得ズ所有権ノ登記ナキ土地ト所有権ノ登記アル土地トノ合併ニ付キ亦同ジ

第八十一条ノ四　一筆ノ土地ノ一部ニ承役地ニ付キ為ス地役権ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ分割後ノ土地ノ一部ニ地役権ガ存続スベキトキハ申請書ニ其部分ヲ記載シ之ヲ証スル地役権者ノ書面及ビ其部分ヲ示シタル図面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十一条ノ五　第八十一条第二項ノ規定ハ地目又ハ地積ノ更正ノ登記ノ申請ニ、第四十三条ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ変更又ハ更正ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第八十一条ノ六　表題部ニ記載シタル所有者又ハ其持分ノ変更アリタルトキハ所有権ニ関スル登記ノ手続ニ依ルニ非ザレバ之ヲ登記スルコトヲ得ズ

第八十一条ノ七　表題部ニ記載シタル所有者ノ更正ノ登記ハ申請書ニ其者ノ承諾書ヲ添附シテ書面ニ依リ自己ノ所有権ヲ証スル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

表題部ニ記載シタル所有者ノ持分ノ更正ノ登記ハ申請書ニ持分ヲ更正スベキ他ノ共有者ノ承諾書ヲ添附シテ共有者ノ一人ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第八十一条ノ八　土地ガ滅失シタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ一个月内ニ土地ノ滅失ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十一条ノ九　地番、地目又ハ地積ノ変更又ハ更正ノ登記ヲ為ストキハ変更又ハ更正前ノ地番、地目又ハ地積ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ変更若クハ更正又ハ所有者若クハ其持分ノ更正ノ登記ヲ為ストキハ変更又ハ更正前ノ所有者又ハ其持分ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第八十二条第一項中「為シタル」を「為ス」に、「表示欄」を「表題部」に改め、同条第二項中「表示欄」を「表題部」に改め、「及ビ其番号」を削る。

第八十三条第三項中「其旨」を「乙地ニ関シ其権利ノ消滅シタル旨」に改め、同条に次の三項を加える。

申請書ニ所有権以外ノ権利ノ登記名義人ガ甲地ニ関シ其権利ノ消滅ヲ承諾シタルコトヲ証スル書面又ハ之ニ対抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキハ乙地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ其権利ニ関スル登記ヲ転写シ申請書受附ノ年月日及ビ受附番号ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

此場合ニ於テハ甲地ノ登記用紙中其権利ニ関スル登記ニ甲地ニ関シ其権利ノ消滅シタル旨ヲ附記シ其登記ヲ朱抹スルコトヲ要ス

前二項ノ権利ヲ目的トスル第三者ノ権利ニ関スル登記アルトキハ申請書ニ其者ノ承諾ヲ証スル書面又ハ之ニ対抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第三項及ビ第四項ノ規定ハ前項ノ書面ノ添附アリタル場合ニ於ケル第三者ノ権利ニ関スル登記ニ付キ之ヲ準用ス

第八十四条を次のように改める。

第八十四条　第八十一条ノ四ノ場合ニ於テ分筆ノ登記ヲ為シタルトキハ甲地又ハ乙地ノ登記用紙中地役権ニ関スル登記ニ其地役権ノ存続スベキ部分ヲ附記スルコトヲ要ス

前条第三項ノ規定ハ第八十一条ノ四ノ場合ニ於テ甲地ノミニ付キ地役権ガ存続スベキトキニ、前条第四項ノ規定ハ第八十一条ノ四ノ場合ニ於テ乙地ノミニ付キ地役権ガ存続スベキトキニ之ヲ準用ス

第八十五条第一項中「合併シタル」を「合併スル」

に、「表示欄」を「表題部」に改め、「及ビ其番号」を削り、同条第二項中「甲区」を「相当区」に、「所有権ニ関スル」を「所有権及ビ地役権ノ」に、「其登記」を「所有権ノ登記」に改め、「ニ関スル旨」の下に「又ハ合併シタル部分ノミガ甲地ト共ニ地役権ノ目的タル旨」を加え、同条第四項中「所有権其他ノ権利ニ関スル」を「所有権又ハ地役権ノ」に、「甲地ノ番号」を「甲地ノ地番」に改め、同条第五項中「、第三項」を「乃至第六項」に改め、同条第三項を削る。

第八十六条第一項中「合併シタル」を「合併スル」に改め、同条中「表示欄」を「表題部」に改め、「及ビ其番号」を削る。

第八十七条第一項中「甲区」を「相当区」に、「所有権ニ関スル」を「所有権及ビ地役権ノ」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

第八十五条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十八条から第九十条までを次のように改める。

第八十八条　土地ノ滅失ノ登記ヲ為ストキハ土地ノ表示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第八十九条　前条ノ場合ニ於テ滅失シタル土地ガ他ノ不動産ト共ニ所有権以外ノ権利ノ目的タリシトキハ他ノ不動産ノ登記用紙中相当区事項欄ニ滅失シタル土地ノ表示ヲ為シ滅失ノ原因及ビ其土地ノ滅失シタルコトヲ附記シ其不動産ト共ニ所有権以外ノ権利ノ目的タル旨ヲ記載シタル登記中滅失シタル土地ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

他ノ不動産ノ所在地ガ他ノ登記所ノ管轄ニ属スルトキハ遅滞ナク前項ノ登記ヲ其登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

前項ノ嘱託ヲ受ケタル登記所ハ遅滞ナク第一項ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要ス

第九十条　土地ガ河川ノ敷地ト為リタル場合ニ於テハ当該官庁ハ遅滞ナク其登記ノ抹消ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

前項ノ嘱託ヲ受ケタル登記所ハ土地ノ表示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

土地ノ一部ガ河川ノ敷地ト為リタルトキハ当該官庁ハ分筆ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ得

第四十六条ノ二、第五十一条第三項、第六十条ノ二及ビ第六十五条ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第九十条の次に次の款名を加える。

第二款　建物ノ表示ニ関スル登記手続

第九十一条及び第九十二条を次のように改める。

第九十一条　建物ノ表示ノ登記ニ於テハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　建物所在ノ郡、市、区、町村、字及ビ地番
二　家屋番号
三　種類、構造及ビ床面積
四　建物ノ番号アルトキハ其番号
五　附属建物アルトキハ其種類、構造及ビ床面積
六　所有権ノ登記ナキ建物ニ付テハ所有者ノ氏名、住所若シ所有者ガ二名以上ナルトキハ其持分

第九十二条　登記所ハ政令ノ定ムルトコロニ依リ建物一箇毎ニ家屋番号ヲ附スルコトヲ要ス

建物ノ種類、構造及ビ床面積ヲ定ムルニ付キ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十二条ノ二及び第九十三条を削り、第九十二条の次に次の八条を加える。

第九十三条　建物ヲ新築シタルトキハ所有者ハ一個月内ニ建物ノ表示ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ建物ノ図面、各階ノ平面図及ビ申請人ノ所有権ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十条第三項ノ規定ハ第一項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ二　建物ノ所在又ハ第九十一条第三号乃至第五号ニ掲ゲタル事項ニ変更アリタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ一個月内ニ建物ノ表示ノ変更ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ変更後ノ事項ヲ記載シ建物ノ所在ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ変更後ノ建物ノ図面ヲ、床面積ノ変更又ハ附属建物ノ新築ノ登記ノ申請書ニハ変更後ノ建物ノ図面及ビ各階ノ平面図ヲ、床面積ノ増加又ハ附属建物ノ新築ノ登記ノ申請書ニハ申請人ノ所有権ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十一条第三項ノ規定ハ第一項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三　建物ノ分割、区分又ハ合併ノ登記ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ノ申請ニ因リ之ヲ為ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ分割、区分又ハ合併後ノ建物ノ表示ヲ為シ其建物ノ図面及ビ各階ノ平面図ヲ添附スルコトヲ要ス

第九十三条ノ四　所有権ノ登記以外ノ権利ニ関スル登記アル建物ニ付テハ合併ヲ為スコトヲ得ズ所有権ノ登記ナキ建物ト所有権ノ登記アル建物トノ合併ニ付キ亦同ジ

第九十三条ノ五　第九十三条ノ二第二項ノ規定ハ第九十一条第一号及ビ第三号乃至第五号ニ掲ゲタル事項ノ更正ノ登記ノ申請ニ、第四十三条ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ変更又ハ更正ノ登記ノ申請ニ、第八十一条ノ六ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ其持分ノ変更アリタル場合ニ、第八十一条ノ七ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ其持分ノ更正ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ六　建物ガ滅失シタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ一個月内ニ建物ノ滅失ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第九十三条ノ七　第八十一条ノ九第一項ノ規定ハ家屋番号、建物ノ所在、種類、構造、床面積又ハ番号ノ変更又ハ更正ノ登記ニ、同条第二項ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ変更若クハ更正又ハ所有者若クハ其持分ノ更正ノ登記ニ之ヲ準用ス

附属建物ノ種類、構造又ハ床面積ノ変更又ハ更正ノ登記ヲ為ストキハ其附属建物ノ前ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第九十三条ノ八　附属建物ノ新築ノ登記ヲ為ストキハ主タル建物ノ登記用紙中表題部ニ附属建物ノ種類、構造及ビ床面積ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十四条及び九十五条を次のように改める。

第九十四条　甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト為シ又ハ甲建物若クハ其附属建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ分割又ハ区分ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ前項ノ手続ヲ為シタルトキハ甲建物ノ登記用紙中表題部ニ分割ニ因リテ其附属建物ヲ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ分割シタル附属建物ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

甲建物又ハ其附属建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ第一項ノ手続ヲ為シタルトキハ甲建物ノ登記用紙中表題部ニ甲建物又ハ其附属建物ノ残余部分ノ表示ヲ為シ区分ニ因リテ他ノ部分ヲ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第九十五条　甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ノ附属建物ト為ス場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

甲建物又ハ其附属建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物又ハ其附属建物ニ合併スル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

前条第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ、同条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十六条中「及ビ第八十四条」を削る。

第九十七条中「第五項」を「第四項」に改める。

第九十八条中「又ハ其附属建物ニ合併シタル」を「若クハ其附属建物ニ合併シ又ハ乙建物ノ附属建物ト為ス」に、「乙建物ノ附属建物ニ合併シタル場合ニ於テハ乙建物」を「乙建物ノ附属建物ニ合併シ又ハ乙建物ノ附属建物ト為ス場合ニ於テハ乙建物及ビ他ノ附属建物」に改め、「及ビ其番号」を削る。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条　第八十八条及ビ第八十九条ノ規定ハ建物ノ滅失ノ登記ニ之ヲ準用ス

第九十九条の次に次の節名を加える。

第三節　所有権ニ関スル登記手続

第百条を次のように改める。

第百条　始メテ為ス所有権ノ登記ハ左ニ掲ゲタル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

一　表題部ニ自己又ハ被相続人ガ所有者トシテ記載セラレタル者

二　判決ニ依リ自己ノ所有権ヲ証スル者

三　収用ニ因リ所有権ヲ取得シタル者

第百条ノ二を削る。

第百一条及び第百二条を次のように改める。

第百一条　前条ノ規定ニ従ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ第百条第何号ニ依リテ登記ヲ申請スル旨ヲ記載シ申請書ノ副本及ビ必要ナル証明書類ヲ添附スルコトヲ要ス但登記原因及ビ其日附ヲ記載シ又ハ第三十五条第一項第二号乃至第四号ニ掲ゲタル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

第百二条　不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ第百条第二号又ハ第三号ノ規定ニ依リテ所有権ノ登記ヲ為ストキハ登記用紙中表題部ニ申請書又ハ嘱託書ニ掲ゲタル不動産ノ表示ニ関スル事項ヲ記載シ第百条第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル所有権ノ登記ヲ為スニ因リテ其登記ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第百二条ノ二及び第百二条ノ三を削る。

第百三条を次のように改める。

第百三条　所有権ノ登記ヲ為シタルトキハ登記用紙中表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第百三条ノ二を削る。

第百四条を次のように改める。

第百四条　所有権ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有権ノ処分ノ制限ノ登記ノ嘱託アリタル場合ニ於テ登記ヲ為ストキハ登記用紙中甲区事項欄ニ所有者ノ氏名、住所及ビ処分ノ制限ノ登記ノ嘱託ニ依リテ所有権ノ登記ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第百二条ノ規定ハ不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有権ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第百五条から第百十条までを削り、第百四条ノ十五中「第百四条ノ二」を「第百八条」に改め、同条を第百十条ノ十二とし、第百四条ノ十四中「第百四条ノ十一」を「第百十条ノ八」に改め、同条を第百十条ノ十一とし、第百四条ノ十三中「第百四条ノ八」を「第百十条ノ五」に、「第百四条ノ六又ハ第百四条ノ七」を「第百十条ノ三又ハ第百十条ノ四」に改め、同条を第百十条ノ十とし、第百四条ノ六から第百四条ノ十二までを第百十条ノ三から第百十条ノ九までとし、第百四条ノ五第二項中「場合」の下に「又ハ同法第二十七条ノ規定ニ基ク信託財産ノ復旧ノ場合」を加え、同条を第百十条ノ二とし、第百四条ノ二から第百四条ノ四までを第百八条から第百十条までとし、第百四条の次に次の三条を加える。

第百五条　第百四十六条第一項ノ規定ハ所有権ニ関スル仮登記ヲ為シタル後本登記ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ本登記ヲ為ストキハ登記用紙中相当区事項欄ニ第三者ノ権利ノ表示ヲ為シ同項ノ本登記ヲ為スニ因リテ抹消ヲ為ス旨ヲ記載シ其登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第百六条　土地又ハ建物ノ収用ニ因ル所有権移転ノ登記ハ申請書ニ収用ノ裁決ノ失効セザリシコトヲ証スル書面ヲ添附シテ起業者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

官庁又ハ公署ガ起業者ナルトキハ其官庁又ハ公署ハ遅滞ナク前項ノ登記ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

第百七条　土地ニ付キ前条第一項ノ登記ヲ申請シ又ハ嘱託スル場合ニ於テハ申請書又ハ嘱託書ニ収用ニ因リ消滅シタル既登記ノ権利ノ表示ヲ為シ其消滅ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請又ハ嘱託アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ同項ノ規定ニ依リ申請書又ハ嘱託書ニ表示シタル権利ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

「第三節」を「第四節」に改める。

第百十一条中「又ハ移転」及び「及ビ範囲」を削る。

第百十二条中「又ハ移転」を削る。

第百十二条の次に次の一条を加える。

第百十二条ノ二　要役地ニ付キ所有権ノ登記ナキトキハ地役権ノ設定ノ登記ヲ為スコトヲ得ズ

第百十三条に次の二項を加える。

地役権設定ノ範囲ガ承役地ノ一部ナル場合ニ於テハ申請書ニ其範囲ヲ明カナラシムル図面ヲ添附スルコトヲ要ス

要役地ガ他ノ登記所ノ管轄ニ属スル場合ニ於テハ申請書ニ地役権者ガ要役地ノ所有権ノ登記名義人タルコトヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百十三条の次に次の一条を加える。

第百十三条ノ二　地役権ノ設定ノ登記ヲ為ス場合ニ於テハ登記用紙中乙区事項欄ニ登記権利者ノ氏名、住所ヲ記載スルコトヲ要セズ

第百十四条の次に次の一条を加える。

第百十四条ノ二　第百十三条第二項ノ規定ハ地役権設定ノ範囲ノ変更ノ登記ノ申請ニ、同条第三項ノ規定ハ地役権ノ変更又ハ消滅ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第百十七条中「元本若クハ利息ノ支払場所ノ定」を「債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ニ関スル定」に改め、「之ヲ」の下に「記載シ尚抵当証券発行ノ定アル場合ニ於テ元本又ハ利息ノ支払場所ノ定アルトキハ之ヲモ」を加える。

第百十九条及び第百十九条ノ二を次のように改める。

第百十九条　先取特権、質権又ハ抵当権ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債務者ノ表示ヲ為スコトヲ要ス

第百十九条ノ二　第百十七条ノ規定ハ民法第三百七十五条第一項ノ規定ニ依リ抵当権ヲ以テ他ノ債権ノ担保ト為シ又ハ抵当権ヲ譲渡シ若クハ放棄シタル場合ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第百十九条ノ二の次に次の二条を加える。

第百十九条ノ三　民法第三百九十三条ノ規定ニ依ル代位ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ先順位ノ抵当権者ガ弁済ヲ受ケタル不動産ニ関スル権利ノ表示ヲ為シ其代価及ビ弁済ヲ受ケタル額ヲ記載スルコトヲ要ス

第百十七条ノ規定ハ前項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第百十九条ノ四　前二条ノ規定ハ質権ニ付キ之ヲ準用ス

第百二十一条を次のように改める。

第百二十一条　外国ノ通貨ヲ以テ債権額ヲ指定シタル債権ノ担保タル質権又ハ抵当権ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其債権額ノ外日本ノ通貨ヲ以テ表示シタル担保限度額ヲ記載スルコトヲ要ス

第百二十二条に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ不動産ガ五箇以上ナルトキハ申請書ニ共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ目録ニハ各不動産ニ関スル権利ノ表示ヲ為シ申請人之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

第百二十二条ノ二を削る。

第百二十八条から第百三十五条までを削り、第百二十七条ノ三中「第百三条及ビ第百三条ノ二ノ規定ハ土地ニ関スル所有権以外ノ権利ノ収用ニ因ル権利移転ノ登記ニ、第百四条ノ二乃至第百四条ノ十五」を「第百八条乃至第百十条ノ十二」に改め、同条を第百三十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

第百三十四条　所有権以外ノ権利ノ移転ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ為ス

第百二十七条ノ二中「又ハ移転」及び「採石権設定ノ範囲及ビ其」を削り、同条を第百三十三条とし、第百二十六条ノ三から第百二十七条までを第百二十九条から第百三十二条までとし、第百二十六条ノ二を削り、第百二十六条第一項中「第百二十四条」を「第百二十五条」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第百二十八条とする。

前項ノ規定ニ従ヒテ為スベキ登記ハ共同担保目録アル場合ニ於テハ其目録ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第百二十五条を削り、第百二十四条ノ四第一項中「第百二十二条ノ三」を「第百二十三条」に改め、同条第二項中「第百二十五条」を「第百二十四条及ビ第百二十四条ノ二」に改め、同条を第百二十七条とし、第百二十四条ノ三を第百二十六条とし、第百二十四条ノ二を削り、第百二十四条に次の一項を加え、同条を第百二十五条とする。

申請書ニ共同担保目録ヲ添附シタル場合ニ於テ其一箇ノ不動産ニ関スル権利ニ付キ登記ヲ為ストキハ其不動産ノ登記用紙中相当区事項欄ニ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ関スル権利ト共ニ担保ノ目的タル旨ヲ記載スルヲ以テ足ル

第百二十三条を第百二十四条とし、第百二十二条ノ三を第百二十三条とする。

第百三十六条中「建坪」を「床面積」に、「土地ノ番号」を「地番」に改める。

第百三十七条中「表示欄」を「表題部」に、「建坪」を「床面積」に改める。

第百三十八条中「既登記ノ」を「所有権ノ登記アル」に、「表示欄」を「表題部」に、「建坪」を「床面積」に改める。

第百三十九条第一項中「第百六条及ビ第百七条」を「第百条及ビ第百一条」に改める。

第百四十条を次のように改める。

第百四十条　前条第一項ノ建物ニ付キ建物ノ表示ノ登記ヲ為ストキ又ハ同条第二項ノ新築ノ登記ヲ為ストキハ登記用紙中表題部ニ更ニ建物又ハ附属建物ノ表示ヲ為シ前ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

前条第一項ノ所有権ノ登記ヲ為ストキハ不動産工事ノ先取特権ノ保存ニ関シテ甲区事項欄ニ為シタル登記ヲ朱抹スルコトヲ要ス

「第四節」を「第五節」に改める。

第百四十三条を次のように改める。

第百四十三条　始メテ為シタル所有権ノ登記ノ抹消ヲ其所有権ノ登記名義人ヨリ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其登記ノ登記済証ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十四条及ビ第四十四条ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百四十四条第一項中「仮登記名義人ヨリ」の下に「申請書ニ其登記ノ登記済証ヲ添附シテ」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

第四十四条及ビ第四十四条ノ二ノ規定ハ第一項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百四十五条に次の一項を加える。

登記原因ノ無効又ハ取消ニ因ル登記ノ抹消又ハ回復ヲ為シタルトキハ登記官吏ハ予告登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第百四十八条を次のように改める。

第百四十八条　第百六条ノ規定ハ土地又ハ建物ニ関スル所有権以外ノ権利ノ収用ニ因ル権利消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

建物ノ収用ニ因ル所有権移転ノ登記又ハ前項ノ登記ノ申請又ハ嘱託アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ建物又ハ同項ノ権利ヲ目的トスル所有権ノ登記以外ノ権利ニ関スル登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第百四十九条を削り、第百四十九条ノ二を第百四十九条とする。

第百五十六条を削り、第百五十五条を百五十六条とし、第百五十四条を第百五十五条とし、第百五十三条を第百五十四条とし、第百五十二条を削り、第百五十一条を第百五十三条とし、第百五十条を第百五十二条とし、第百四十九条ノ五を第百五十一条とし、第百四十九条ノ四を削り、第百四十九条ノ三を第百五十条とする。

第百五十八条及び第百五十九条を削り、第百五十七条の次に次の一章を加える。

第六章　罰則

第百五十八条　登記義務者ニ付キ確実ナル知識ヲ有セザルニ拘ラズ第四十四条ノ規定ニ依ル保証ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

第百五十九条　第五十条第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス同項ノ規定ニ依ル文書ノ呈示ヲ為サズ若クハ虚偽ノ文書ヲ呈示シ又ハ質問ニ対シ陳述ヲ為サズ若クハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者亦同ジ

第百五十九条ノ二　第八十条第一項若クハ第三項、第八十一条第一項若クハ第三項、第八十一条ノ八、第九十三条第一項若クハ第三項、第九十三条ノ二第一項若クハ第三項又ハ第九十三条ノ六ノ規定ニ依ル申請ヲ為スベキ義務アル者其申請ヲ怠リタル

トキハ一万円以下ノ過料ニ処ス

第百六十四条を削る。

（土地台帳法及び家屋台帳法の廃止）

第二条 土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）及び家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（表題部の改製及び新設）

第二条 登記所は、第一条の規定による改正前の不動産登記法の規定による土地又は建物の登記用紙の表題部を同条の規定による改正後の不動産登記法の規定による登記用紙の表題部に改製し、未登記の土地又は建物で土地台帳又は家屋台帳に登録されているものについては、表題部を新設しなければならない。

2 前項の規定による改製及び新設を完了すべき期日は、各登記所について法務大臣が指定する。

3 法務大臣は、前項の期日（以下「指定期日」という。）を指定したときは、すみやかに官報で公示しなければならない。

4 第一項の規定による改製及び新設に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（指定期日までの経過措置）

第三条 この法律の施行の後指定期日までの間は、各登記所の管轄区域内の土地及び建物に関しては、この法律による他の法律の改正又は廃止にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 第一条の規定による改正前の不動産登記法中第八条ノ二から第十三条まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条第二項、第二十二条第一項ただし書、第二十四条ノ二第二項、第三十二条、第三十三条、第三十六条から第三十九条ノ二まで、第五十一条、第六十条、第六十一条、第六十三条ノ二から第六十八条まで、第七十八条、第八十条ノ二、第八十三条第三項、第八十四条から第八十七条まで、第九十条、第九十二条ノ二、第九十四条から第九十八条まで、第百二条ノ二から第百四条ノ十五まで、第百七条ノ二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十七条、第百十九条、第百十九条ノ二、第百二十一条から第百三十五条まで、第百四十三条、第百四十四条、第百四十八条から第百五十九条まで及び第百六十四条を除くその他の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十九条 第八十条 第八十一条	段別若クハ坪数	地積
第八十八条	段別又ハ坪数	
第九十一条 第九十二条 第九十三条 第九十九条 第百三十六条から第百三十八条まで	建坪	床面積

二 第一条の規定による改正後の不動産登記法中第七条ノ二、第九条から第十三条まで、第十五条、第二十条第二項、第二十二条第一項ただし書、第二十四条ノ二第二項、第三十二条、第三十三条、第三十六条から第三十九条ノ二まで、第四十四条ノ二、第四十九条第十一号、第五十九条ノ二、第六十条、第六十四条から第六十八条まで、第七十六条第四項及び第五項、第八十一条ノ三、第八十一条ノ四、第八十三条第三項から第六項まで、第八十四条から第八十七条まで、第九十条、第九十三条ノ四、第九十四条から第九十八条まで、第百四条第一項、第百五条から第百十二条ノ二まで、第百十三条第二項及び第三項、第百十三条ノ二、第百十四条ノ二、第百十七条、第百十九条から第百十九条ノ四まで、第百二十一条から第百三十五条まで、第百四十三条、第百四十四条、第百四十五条第二項並びに第百四十八条から第百五十八条までの規定を除くその他の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	不動産ノ表示又ハ権利	権利
	所有者又ハ登記権利者	登記権利者
第六十条第一項ただし書	不動産ノ表示ニ関スル登記、	不動産若クハ
第八十五条第一項 第八十六条 第九十四条 第九十五条第一項及び第二項	表題部	表示欄
第八十五条第一項 第八十六条第一項 第九十五条第二項	合併スル	合併シタル
第八十五条第一項 第八十六条第一項 第九十四条第三項	前ノ表示	前ノ表示及ビ其番号
第八十六条第二項	甲地ノ表示	甲地ノ表示及ビ其番号
第九十条第二項	土地ノ表示	登記用紙中表示欄ニ河川ノ敷地ト為リタル旨ヲ記載シ土地ノ表示及ビ其番号
第九十四条 第九十五条第一項 第九十八条	為ス場合	為シタル場合
第百四条第一項	甲区事項欄	表示欄ニ不動産ノ表示ヲ為シ且甲区事項欄

三 第二条の規定による廃止前の土地台帳法及び家屋台帳法の規定を適用する。ただし、所有権の登記及び承役地についてする地役権の登記以外の登記のある土地若しくは家屋の合併又は既登記の土地若しくは家屋と未登記の土地若しくは家屋の合併は、することができない。

四 附則第十三条の規定による改正前の抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第十八条の規定、附則第十五条の規定による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定、附則第十六条第一項の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定、附則第十七条第一項の規定による改正前の土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第一条、第二条及び第十九条第一項の規定、附則第十九条の規定による改正前の国土調査法

（昭和二十六年法律第百八十号）の規定、附則第二十一条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定並びに附則第二十二条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定を適用する。

（この法律の施行の際の経過措置）

第四条　この法律の施行の際権利者が二名以上でその持分の登記のされていない権利の登記については、その登記名義人は、その持分の登記を申請することができる。

2　この法律の施行の際第一条の規定による改正前の不動産登記法第六十一条の規定によりなすべき通知でまだしていないものがある場合には、この法律の施行の後遅滞なく、従前の例による通知をしなければならない。

3　この法律の施行の際土地又は建物の一部につき所有権の登記及び地役権に関する登記以外の権利に関する登記がされている場合には、その土地又は建物については、その権利の存する部分と存しない部分とに分割又は区分する登記をした後でなければ、その他の不動産の表示に関する登記及び権利に関する登記をすることができない。ただし、登記名義人の表示の変更又は権利の変更、処分の制限若しくは消滅の登記は、この限りでない。

4　前項に規定する分割又は区分する登記の申請書には、土地又は建物の一部につきされている権利に関する登記の登記名義人（抵当証券の所持人及び裏書人を含む。）の承諾を証する書面又はこれに対抗することができる裁判の謄本を添附しなければならない。

5　前二項の規定は、要役地の一部につき地役権の登記がされている場合に準用する。

6　この法律の施行の際債務者の登記のされていない先取特権、質権又は抵当権の登記については、この法律の施行の後最初にその登記名義人がこれらの権利の抹消の登記以外の登記を申請する場合には、申請書に債務者を表示しなければならない。

（不動産の表示に関する登記の申請義務についての経過措置）

第五条　第一条の規定による改正後の不動産登記法第八十条第一項及び第三項、第八十一条第一項及び第三項、第八十一条ノ八、第九十三条第一項及び第三項、第九十三条ノ二第一項及び第三項並びに第九十三条ノ六の規定は、地方税法第三百四十八条の規定により固定資産税を課することができない土地及び建物並びに同法第三百四十三条第五項に規定する土地については、指定期日後も当分の間は適用しない。

2　第一条の規定による改正後の不動産登記法第八十条第一項及び第三項、第八十一条第一項及び第三項、第八十一条ノ八、第九十三条第一項及び第三項、第九十三条ノ二第一項及び第三項並びに第九十三条ノ六の規定は、指定期日以前に生じた事項についても適用する。ただし、これらの規定に定める期間については、指定期日の翌日から起算する。

（登録事項の通知等）

第六条　附則第三条第三号の規定により適用される第二条の規定による廃止前の土地台帳法第三十九条（附則第三条第三号の規定により適用される第二条の規定による廃止前の家屋台帳法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定によりなすべき通知で指定期日までにしていないものがある場合には、その通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載については、なお、従前の例による。

（罰則の経過措置）

第七条　指定期日以前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（法務省令への委任）

第八条　この附則に定めるもののほか、不動産登記法の改正並びに土地台帳法及び家屋台帳法の廃止に伴なう土地及び建物の登記及び登録の手続に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。

（工場抵当法及び立木に関する法律の一部改正）

第九条　工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「未登記ノ」を「所有権ノ登記ナキ」に改める。

第十七条第二項中「不動産登記法第八条第二項ノ規定ハ」を削り、「場合ニ之ヲ準用ス」を「トキハ申請ニ因リ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス但シ数箇ノ法務局又ハ地方法務局管内ノ登記所ノ管轄区域ニ跨ガルトキハ法務大臣ニ於テ之ヲ指定ス」に改める。

第二十条第一項中「表題部ニ表示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、同条第二項を次のように改める。

表題部ニハ工場財団ノ表示ニ関スル事項ヲ記載ス

第二十一条中「第三号乃至第八号」を「第一項第二号乃至第七号」に改める。

第四十二条ノ六第一項及び第三項中「表示欄」を「表題部」に改め、同条第三項中「及其ノ番号」を削る。

第四十二条ノ七第一項及び第三項中「表示欄」を「表題部」に改め、「及其ノ番号」を削る。

第四十七条中「工場財団ノ抵当権ガ競落ニ因リ消滅シタルトキ」及び「第二十三条及第三十四条ノ記載ノ抹消及」を削り、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ前条ノ規定ニ依ル競売又ハ入札アリタル場合ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ工場財団ノ消滅ノ登記並ニ第二十三条及第三十四条ノ記載ノ抹消ヲモ嘱託スルコトヲ要ス

2　立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「表題部ニ表示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、同条第二項を次のように改める。

表題部ニハ立木ノ表示ニ関スル事項ヲ記載ス

第十五条中「第三十六条」を「第三十六条第一項及第二項」に改め、同条第一号中「段別」を「地積」に改める。

第十六条第一項第一号中「所有者又ハ地上権者トシテ登記簿ニ登記セラレタル者」を「所有権又ハ地上権ノ登記名義人」に改め、同項第二号中「土地台帳」を「土地登記簿ノ表題部」に、「登録」を「記載」に改め、同項第四号中「其他官庁又ハ公署ノ書面」を削る。

第十八条第一項中「其登記ノ」を「所有権ノ登記アル」に改める。

第十九条第一項を次のように改める。

所有権保存ノ登記ヲ為シタルトキハ土地ノ登記用紙中表題部ニ立木ノ登記用紙ヲ表示シ登記官吏捺印スベシ立木ノ区分ノ登記ヲ為シタルトキ亦同ジ

第二十条第二項中「番号又ハ段別」を「地番又ハ地積」に改め、同条第三項を次のように改める。

前二項ノ登記ニ関シ必要ナル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

3　第一項の規定による改正前の工場抵当法の規定（鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）第三条、漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）第六条、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二十六条及び道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）第十九条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）による登記用

紙の表題部（以下次項において「旧表題部」という。）は、同項の規定による改正後の工場抵当法の規定による登記用紙の表題部（以下次項において「新表題部」という。）とみなす。

4　登記所は、法務省令の定めるところにより、旧表題部を新表題部に改製することができる。

5　前二項の規定は、第二項の規定による改正前の立木に関する法律の規定による登記用紙の表題部に準用する。

（登録税法の一部改正）

第十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十号中「登記」を「権利ノ登記」に改める。

第二条第三項を次のように改める。

所有権ノ登記アル建物ニ付床面積ノ増加ニ係ル登記ヲ為シタルトキハ所有権ノ登記名義人又ハ其ノ相続人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ床面積ノ増加部分ノ価格ノ千分ノ六ノ登録税ヲ納ムベシ

（非訟事件手続法の一部改正）

第十一条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百五十七条中「第十条」を「第十一条」に、「第百五十条、第百五十一条、第百五十三条、第百五十四条」を「第百五十二条乃至第百五十五条」に改める。

（公有水面埋立法の一部改正）

第十二条　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「第百二十九条」を「第百四条」に改める。

（抵当証券法の一部改正）

第十三条　抵当証券法の一部を次のように改正する。

第十八条中「、第六十四条、第八十一条又ハ第九十三条」を「又ハ第六十六条」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十三条中「第六十五条」を「第六十七条」に改める。

第四十一条中「第十条、第十二条」を「第十一条、第十三条」に、「、第四十五条」を「乃至第四十五条」に、「第百五十条、第百五十一条、第百五十三条及第百五十四条」を「第百五十二条乃至第百五十五条」に改める。

（法務省設置法の一部改正）

第十四条　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の二第一項中「第八号」を「第七号」に改める。

2　附則第三条第三号の規定により適用される第二条の規定による廃止前の土地台帳法及び家屋台帳法の規定による土地台帳及び家屋台帳に関する事項は、前項の規定による改正後の法務省設置法の適用については、同法第六条第四号に掲げる事項とみなす。

（土地改良法の一部改正）

第十五条　土地改良法の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「分筆」を「分割」に改める。

第五十五条中「土地改良区は」の下に「、政令の定めるところにより」を加え、「既登記の」を削る。

第百十四条を次のように改める。

（登記の特例）

第百十四条　土地改良事業を行なう者は、その事業を行なうため必要がある場合には、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手続をすることができる。

第百十五条の見出しを削る。

（地方税法の一部改正）

第十六条　地方税法の一部を次のように改正する。

第三百四十一条第十号を次のように改める。

十　土地課税台帳　土地登記簿に登記されている土地について第三百八十一条第一項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

第三百四十一条第十一号中「土地台帳に登録」を「土地登記簿に登記」に改める。

第三百四十一条第十二号を次のように改める。

十二　家屋課税台帳　建物登記簿に登記されている家屋について第三百八十一条第三項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

第三百四十一条第十三号中「家屋台帳に登録」を「建物登記簿に登記」に改める。

第三百四十三条第二項中「土地台帳」を「土地登記簿」に、「家屋台帳」を「建物登記簿」に、「登録されている者」を「登記又は登録されている者」に、「登録されている個人」を「登記又は登録されている個人」に、「登録されている法人」を「登記又は登録されている法人」に、「登録されている第三百四十八条第一項」を「登記されている第三百四十八条第一項」に改め、同条第五項中「土地台帳に所有者として登録」を「土地登記簿に所有者として登記」に、同条第六項中「土地台帳」を「土地登記簿」に、「登録されている者」を「登記又は登録されている者」に、「登録される日」を「登記される日」に改める。

第三百六十八条の見出し中「届出」を「申請」に改め、同条第一項中「土地台帳法若しくは家屋台帳法の規定によつて登記所に申告」を「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第八十条第一項若しくは第三項、第八十一条第一項若しくは第三項、第八十一条ノ八、第九十三条第一項若しくは第三項、第九十三条ノ二第一項若しくは第三項若しくは第九十三条ノ六の規定によつて登記所に登記の申請」に、「申告をしなかつた」を「申請又は申告をしなかつた」に、「申告をした」を「申請又は申告をした」に改める。

第三百八十一条第一項中「土地課税台帳となるべき土地台帳の副本」を「土地課税台帳」に、「これに記載された」を「土地登記簿に登記されている土地について不動産登記法第七十八条各号に掲げる事項、所有権、質権及び百年より永い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該」に改め、同条第二項中「土地台帳に登録」を「土地登記簿に登記」に改め、同条第三項中「家屋課税台帳となるべき家屋台帳の副本」を「家屋課税台帳」に、「これに記載された」を「建物登記簿に登記されている家屋について不動産登記法第九十一条各号に掲げる事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該」に改め、同条第四項中「家屋台帳に登録」を「建物登記簿に登記」に改め、同条第七項中「土地台帳又は家屋台帳」を「土地登記簿又は建物登記簿」に、「登録」を「登記」に、「その申出を相当と認めるときは」を「、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく」に、「とらなければならない」を「とり、その申出を相当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨を市町村長に通知しなければならない」に改める。

第三百八十二条の見出し中「通知」の下に「及びこれ」を加え、同条中「土地台帳法第三十九条又は家屋台帳法第二十二条」を「前二項」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として

次の二項を加える。

登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　前項の規定は、所有権、質権若しくは百年より永い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹（まつ）消、これらの権利の登記名義人の表示の変更の登記若しくは百年より永い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合に準用する。ただし、登記簿の表題部に記載した所有者のために始めて所有権の登記をした場合又は始めてした所有権の登記を抹（まつ）消した場合は、この限りでない。

第四百二十三条及び第四百三十二条中「土地台帳又は家屋台帳に登録」を「土地登記簿又は建物登記簿に登記」に改める。

2　前項の規定による改正前の地方税法の規定による土地課税台帳及び家屋課税台帳は、同項の規定による改正後の同法の規定による土地課税台帳及び家屋課税台帳とみなす。

3　第一項の規定による改正前の地方税法の規定により課し、又は課すべきであつた地方税については、なお、従前の例による。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第十七条　土地家屋調査士法の一部を次のように改正する。

第一条中「不動産登記の基礎である土地台帳及び家屋台帳の登録事項」を「登記簿における不動産の表示」に改める。

第二条中「土地台帳又は家屋台帳の登録」を「不動産の表示に関する登記」に、「申告手続」を「申請手続」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　土地家屋調査士試験に合格した者は、調査士となる資格を有する。

第五条第二項中「土地台帳及び家屋台帳の登録」を「不動産の表示に関する登記につき必要な土地及び家屋の調査、測量及び申請手続」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、測量士若しくは測量士補又は建築士となる資格を有する者に対しては、土地及び家屋の調査及び測量についての試験を免除する。

第十九条第一項中「これらの結果を必要とする申告手続」を「これらを必要とする申請手続」に改める。

2　この法律の施行の際現に土地家屋調査士名簿に登録を受けている者及び昭和三十五年九月三十日までに土地家屋調査士名簿に登録を受ける者の土地家屋調査士の資格に関しては、前項の規定による改正後の土地家屋調査士法第三条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（採石法の一部改正）

第十八条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

（国土調査法の一部改正）

第十九条　国土調査法の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「（成果の写の送付等）」に改め、同条第一項中「登録」を「登記」に、「土地台帳以外の台帳で政令で定めるもの」を「政令で定める台帳」に改め、同条第二項中「土地台帳以外の」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に、「土地台帳又は」を「土地の表示に関する登記及び所有権の登記名義人の表示の変更の登記をし、又は」に改め、同条第三項中「合筆」の下に「の登記」を加える。

第二十条の二を削る。

第三十二条（見出しを含む。）中「分筆又は合筆」を「分割又は合併」に改める。

第三十二条の二第一項中「合筆」を「合併」に改め、「当該土地の」の下に「登記簿の表題部に所有者として記載された者若しくは」を加え、「相続による所有権の保存若しくは」を「所有権の保存若しくは相続による」に改める。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第二十条　道路交通事業抵当法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「未登記」を「所有権の登記のないもの」に、「登記又は登録」を「所有権の登記又は登録」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十二条中「不動産登記法第三十六条第三号から第八号まで」を「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十六条第一項第二号から第七号まで」に改める。

第十九条中「第十七条ノ二から」を「第十七条から」に、「第十七条ノ二及び第十七条ノ三」を「第十七条から第十七条ノ三まで」に改める。

（農地法の一部改正）

第二十一条　農地法の一部を次のように改正する。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条　削除

第八十六条中「土地台帳」を「土地登記簿」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第二十二条　土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第八十二条の見出し中「分筆及び合筆」を「分割及び合併」に改め、同条第一項を次のように改める。

施行者は、土地区画整理事業の施行のために必要がある場合においては、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手続をすることができる。

第八十二条第二項中「分筆」を「分割」に改める。

第百七条第二項中「既登記の」を削り、「ときは」の下に「、政令で定めるところにより」を加える。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第十五号（昭三五・三・三一）

◎漁船損害補償法の一部を改正する法律

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第百十三条の九―第百十三条の十八）」を「（第百十三条の九―第百十三条の十七）」に改める。

第二十五条第一項中「組合員の有する」を「組合員（同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第九十六条の二第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。）の有する」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

役員の任期は、三年以内において定款で定める。

第三十一条第二項中「創立総会」の下に「（合併による設立の場合は、設立委員）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行なう。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（役員の義務及び損害賠償責任）

第三十一条の二　役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2　役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3　役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、第三十九条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

第四十一条の見出し中「民法」を「商法等」に改め、同条中「理事については」を「役員については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条第三項（会社との関係）及び第二百五十六条第三項（任期の特例）の規定を、理事については」に改め、「この場合において、」の下に「商法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは「漁船損害補償法第三十一条第一項及び第二項」と、」を加える。

第四十五条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条中「第六十六条（表決権のない場合）」の下に「並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）」を加え、「同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、」を「民法第六十四条中「第六十二条」とあり、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、それぞれ」に改める。

第九十六条第一項を次のように改める。

保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

第九十六条第二項中「満期保険の」を削り、「この節及び第三節」を「この章及び第六章」に改める。

第九十六条の次に次の一条を加える。

（保険関係の存続）

第九十六条の二　保険の目的たる漁船の所有者である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため組合を脱退した場合において、その脱退前に、その組合員から当該組合に対し当該保険関係を存続させたい旨の通知があつたときは、その保険関係は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお存続する。

2　前項の規定によりなお保険関係が存続する保険の目的たる漁船の所有者は、この章及び第六章の規定の適用については、組合員とみなす。

第百五条の次に次の一条を加える。

（組合の経理）

第百五条の二　組合は、省令の定めるところにより、特殊保険に係る収入及び支出（特殊保険の業務の執行に要する経費及び附加保険料その他の経費にあてるための収入金に係る部分を除く。）をその他の収入及び支出と区分し、特別の会計を設けて経理しなければならない。

第百七条第一項中「組合は、」の下に「漁船保険に係る各会計ごとに、」を加える。

第百十条中「組合は、」の下に「省令で定める基準に従い」を加える。

第百十一条中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第百十二条第一項中「漁業協同組合の地区内」を「都道府県知事が当該都道府県の区域のうち漁業協同組合の地区となつている地域を分けて指定する地域（以下「加入区」という。）ごとに、その加入区の区域内」に、「当該地区内に主たる根拠地を有する漁船」を「当該加入区の区域内に主たる根拠地を有するもののうち政令で定めるもの」に、「当該地区内に住所を有する」を「当該加入区の区域内に住所を有する」に、「同意をしたときは」を「同意をした場合において、当該同意のあつたことにつき次条第三項の規定による公示があつたときは」に、「同意があつた後」を「当該公示があつた後」に改め、同条第二項中「前項の規定により普通損害保険の目的とすべき漁船が、同項の規定による同意（以下「義務付保の同意」という。）があつた時において」を「第一項の規定により普通損害保険に付すべき漁船が、同項の規定により普通損害保険に付すべきこととなつた時において」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により加入区を指定するに当つては、一の漁業協同組合の地区の区域の全部が一の加入区の区域の全部となるように当該指定をしなければならない。ただし、一の漁業協同組合の地区の区域の一部が他の漁業協同組合の地区の区域の全部又は一部となつている場合におけるその一の漁業協同組合の地区の区域、その地区の区域が著しく広い漁業協同組合の地区の区域その他特別の事情のある地域については、農林大臣の認可を受けて、漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区として指定することができる。

3　都道府県知事は、次に掲げる場合には、政令で定める場合を除き、当該加入区に係る部分につき、第一項の規定による指定を変更するものとする。

一　一の漁業協同組合の地区の区域の全部がその区域の全部となつている加入区について、当該漁業協同組合につき、合併、解散又は地区の変更があつたことによりその加入区の区域の全部が一の漁業協同組合の地区の区域の全部でなくなつた場合

二　一の漁業協同組合の地区の区域の一部がその区域の全部となつている加入区について、その加入区の指定の基礎となつた事情に変更（軽微な変更を除く。）があつた場合

4　都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、その必要の限度において、変更を必要とする加入区に係る部分につき、第一項の規定による指定を変更することができる。

5　第二項の規定は、前二項の規定により加入区についての指定を変更する場合に準用する。

6　加入区についての第一項の規定による指定及び第三項又は第四項の規定による指定の変更は、告示をもつてしなければならない。

第百十二条の次に次の一条を加える。

（付保義務の発生に関する手続）

第百十二条の二　前条第一項の規定による同意を求めるには、指定漁船所有者のうち二人以上が発起人とならなければならない。

2　発起人は、前条第一項の規定による同意があつたと認めるときは、省令で定める手続により、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、これを審査し、前条第一項の規定による同意があつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、発起人、関係組合及び関係漁業協同組合に通知し、当該同意がなかつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を発起人に通知しなければならない。

第百十三条を削り、第百十三条の二第一項中「義務付保の同意があつた場合において、代表者が、その同意に係る地区を地区とする漁業協同組合に対し、その同意があつたことを証する書面を添えて」を「前条第三項の規定による公示があつた場合において、政令の定めるところにより当該公示に係る加入区の区域内の第百十二条第一項の規定による同意をした者を代表する者が、当該公示に係る加入区の区域の全部又は一部をその地区の区域の全部又は一部とする漁業協同組合に対し」に改め、同条を第百十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（付保義務の消滅）

第百十三条の二　次の各号の一に該当する場合には、当該加入区においては、指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅する。

一　第百十二条の二第三項の規定による公示があつた加入区（以下この条において「義務加入区」という。）について、その公示の日から起算して四年を経過したとき。

二　義務加入区に係る部分につき第百十二条第三項又は第四項の規定による指定の変更があつたとき。

三　義務加入区の区域内の指定漁船所有者が三人未満となつた場合において、当該義務加入区を都道府県知事が公示したとき。

2　都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる場合において、同項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、関係組合及び関係漁業協同組合に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項第三号の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その旨を関係組合及び関係漁業協同組合に通知しなければならない。

第百十三条の三を削り、第百十三条の四を第百十三条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（普通損害保険の保険料率）

第百十三条の四　普通損害保険の保険料率は、次の各号に掲げる要件のすべてをみたすように定めなければならない。

一　当該組合が引き受けることが見込まれる漁船の属する危険区分（漁船のトン数、船質、設備、操業区域その他の事項で危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船につき農林大臣が定める危険の程度の区分をいう。以下同じ。）のすべてについて、危険区分ごとに定められること。

二　普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率（以下「普通損害保険の純保険料率」という。）が、農林大臣の定める期間における当該組合の普通損害保険（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金額を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百十七条第一項各号において同じ。）に係る危険率を基礎とし、当該組合の普通損害保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定められること。

三　危険区分ごとに、普通損害保険の純保険料率が第百十七条の規定により定まる当該組合の普通損害保険の再保険料率を下らないこと。

第百十三条の十一中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　満期保険の保険料率のうち、損害保険料中の純保険料に対応する部分の率は、当該組合の普通損害保険の純保険料率と同率とする。

第百十三条の十四を削り、第百十三条の十五を第百十三条の十四とし、第百十三条の十六から第百十三条の十八までを一条ずつ繰り上げる。

第百十七条を次のように改める。

（再保険料率）

第百十七条　普通損害保険の再保険料率は、危険区分及び組合ごとに、第二号に掲げる率と当該危険区分の属するトン数区分に係る当該組合の第一号の率とを合計した率とする。

一　政令で定める一定年間における各年の組合ごと及び危険区分に係るトン数区分（以下この条において「トン数区分」という。）ごとの普通損害保険に係る危険率の一部で、台風その他の異状な天然現象に係る部分の率（次号において「天災危険率」という。）のうち、農林大臣がトン数区分ごとに定める標準危険率をこえるもののそのこえる部分の率（次号において「異常危険率」という。）を基礎として、農林大臣が組合ごと及びトン数区分ごとに定める一定率

二　前号の政令で定める一定年間における各年のすべての組合のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率（その各危険率のうちの天災危険率中に同号の標準危険率をこえるものがあるときは、当該危険率については、その率から当該危険率に係る異常危険率を控除した率とする。）を基礎として算定されるトン数区分ごとの全組合平均の通常の危険率を基準とし、農林大臣が、これにトン数区分間の調整を施し、これを基礎として危険区分ごとに定める一定率

2　満期保険の再保険料率のうち満期前の普通損害保険事故による支払に係る部分の率は、組合の普通損害保険の再保険料率と同率とする。

3　満期保険の再保険料率のうち満期による支払に係る部分の率及び特殊保険の再保険料率は、組合の定款で定められた満期保険及び特殊保険の保険料率のうち、それぞれ、満期保険の満期による支払に係る部分の純保険料に対応する部分の率及び特殊保険の純保険料に対応する部分の率と同率とする。

第百十八条中「第百十三条の十七」を「第百十三条の十六」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（再保険料の延滞金）

第百十八条の二　政府は、組合が再保険料を納期日までに納付しなかつたときは、その組合から、その未納付に係る金額につき、納期日の翌日から納付の日の前日までの日数に応じ、政令で定める割合をもつて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

第百三十九条第一項を次のように改める。

国庫は、第百十二条第一項の規定により保険に付した漁船（政令で定めるものを除く。）及び同条第七

項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船（政令で定めるものを除く。）並びにこれ等の漁船以外の漁船のうち無動力漁船及び総トン数百トン未満の動力漁船で政令で定めるもの（以下「対象漁船」という。）について、組合員が支払うべき普通損害保険及び満期保険の純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、次の各号に掲げる額を合計した額に相当する額を負担する。

一　対象漁船に係る保険金額に、対象漁船が保険に付されている組合についての対象漁船のトン数に応ずる第百十七条第一項第一号に規定する一定率（次号において「異常部分の率」という。）を乗じて得た額

二　対象漁船に係る保険金額（政令で定めるものを除く。）に、対象漁船に係る保険料率のうち純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）に対応する部分の率から異常部分の率を控除した率を乗じて得た額に、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額

イ　無動力漁船については、百分の六十

ロ　総トン数五トン未満の動力漁船については、百分の五十五

ハ　総トン数二十トン未満五トン以上の動力漁船については、百分の五十

ニ　総トン数五十トン未満二十トン以上の動力漁船については、百分の四十五

ホ　総トン数百トン未満五十トン以上の動力漁船については、百分の四十

第百三十九条の次に次の一条を加える。

第百三十九条の二　国庫は、加入区ごとに、その区域内に住所を有する者が所有する総トン数二十トン未満の指定漁船のうち、その総数の二分の一以上の隻数のものが政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険若しくは満期保険に付されており、かつ、その隻数が政令で定める一定数以上である加入区の区域内に住所を有する者が所有する漁船又は当該区域内に主たる根拠地を有する漁船で当該政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険又は満期保険に付されている次に掲げるもの（対象漁船を除く。）について、組合員が支払うべき普通損害保険又は満期保険の純保険料（満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、当該漁船が対象漁船であつたとした場合に前条の規定により負担すべき額の二分の一に相当する額を負担する。

一　無動力漁船

二　総トン数二十トン未満の動力漁船

2　前条第二項の規定は、前項の規定による負担金に相当する金額について準用する。

第百四十条第一項中「前条第一項」を「第百三十九条第一項及び前条第一項」に改める。

第百四十一条第一項中「第百十三条の二第四項」を「第百十三条第四項」に改める。

第百四十五条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　第百五条の二の規定に違反したとき。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4　第百三十九条第一項及び第百三十九条の二第一項の規定の適用については、当分の間、第百三十九条第一項第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の六十」とする。

附　則

1　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の際現に在任する漁船保険組合の役員及び総代の任期については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に改正前の第百十二条第一項の規定によりその地区内の同項に規定する指定漁船所有者がその所有する同項の指定漁船の全部を普通損害保険に付すべき義務が存する漁業協同組合の地区は、この法律の施行の時に、改正後の同項の規定により同項の加入区として指定されたものとみなし、当該加入区については、その時に、改正後の第百十二条第一項の規定による同意があつた旨の改正後の第百十二条の二第三項の規定による公示があつたものとみなす。

4　前項の規定により改正後の第百十二条の二第三項の規定による公示があつたものとみなされた加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、第百十三条の二第一項第一号の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を経過したとき、又はその経過するまでに第百十二条第一項に規定する指定漁船所有者の総員の二分の一以上の者が政令で定める手続により当該義務を消滅させることにつき同意をしたときは、消滅する。

5　この法律の施行の際現に普通損害保険又は満期保険に付されている漁船で次に掲げるものの第百三十九条第一項の規定による負担金の額は、この法律の施行の日を含む保険期間（満期保険については、この法律の施行の日を含む保険料期間）に限り、同項の規定にかかわらず、当該漁船についての保険金額（政令で定めるものを除く。）に対する純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）の百分の五十に相当する額とする。

一　この法律の施行の際現に第百三十九条第一項に規定する対象漁船に該当している漁船

二　この法律の施行後第百三十九条第一項に規定する対象漁船に該当することとなつた漁船

6　この法律の施行の際現に普通損害保険又は満期保険に付されている漁船については、この法律の施行の日を含む保険期間（満期保険については、この法律の施行の日を含む保険料期間）に限り、第百三十九条の二の規定による国庫の負担は、行なわない。

7　漁船再保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法第百三十九条第二項」の下に「（法第百三十九条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

8　漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（再保険料率）

第三十二条の二　再保険料率は、組合の約款で定められた保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同率とする。

第三十五条中「第百十七条、」を削る。

9　補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

◆

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第十六号（昭三五・三・三一）

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条・第十三条」に改める。

第三条の表の学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるものの欄中「弘前医科大学」、「前橋医科大学」、「千葉医科大学」、「東京医科歯科大学」、「新潟医科大学」、「金沢医科大学」、「松本医科大学」、「米子医科大学」、「岡山医科大学」、「徳島医科大学」、「長崎医科大学」及び「熊本医科大学」を削り、同表京都大学の項中「医学部」を「医学部 薬学部」に改め、同表岡山大学の項中「医学部」を「医学部 工学部」に改める。

第三条の三第一項の表中

国立短期大学の名称	位置

を

国立短期大学の名称	位置
北見工業短期大学	北海道

に改め、同条第二項の表中

小樽商科大学短期大学部	北海道	小樽商科大学

を

室蘭工業大学短期大学部	北海道	室蘭工業大学
小樽商科大学短期大学部		小樽商科大学

に、

徳島大学工業短期大学部	徳島県	徳島大学

を

徳島大学工業短期大学部	徳島県	徳島大学
香川大学商業短期大学部	香川県	香川大学

に改める。

第十二条を第十三条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（国立学校における授業料その他の費用の免除及び猶予）

第十二条 国立学校の校長（国立大学又は国立大学の学部に附属して設置される学校にあつては、当該国立大学の学長）は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

第百六条第一項中「、第六条第二項」を削る。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第十七号（昭三五・三・三一）

◎厚生年金保険法の一部を改正する法律（衆法）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額	
第一級	三、〇〇〇円		三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上	四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上	五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上	六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上	七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上	八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上	九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上	一一、〇〇〇円未満
第九級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上	一三、〇〇〇円未満
第一〇級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
第一一級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第一二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第一三級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第一四級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第一五級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第一六級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第一七級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第一八級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第一九級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第二〇級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	

第二十八条中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第二十九条第一項中「前条の規定による記録をした後、」を削り、同条第四項中「記録した事項」を「第一項の規定により事業主に通知した事項」に改める。

第三十四条第一項及び第三項中「千分の五」を「千分の六」に改める。

第八十一条第五項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、当分の間、保険料率は、次のとおりとする。

一 第一種被保険者については、千分の三十五

二 第二種被保険者については、千分の三十

三 第三種被保険者については、千分の四十二

四 第四種被保険者については、千分の三十五

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、この法律の施行の日の属する月の前月の標準報酬月額が一万八千円である者のこの法律の施行の日の属する月からその年の九月までの標準報酬については、その者がこの法律の施行の日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定を適用する。

この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、その者のこの法律の施行の日の属する月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額を厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

第三条　この法律による改正後の厚生年金保険法第二十八条の規定は、都道府県知事がこの法律の施行前にこの法律による改正前の同法同条の規定によつて記録した事項についても、適用する。

第四条　この法律の施行の日において現に厚生年金保険法第三十四条の規定によりその基本年金額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その基本年金額を、この法律による改正後の同法同条の規定により計算した額とする。

2　この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）が、二万八千三百二十円に満たないときは、これを二万八千三百二十円とする。

3　この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）が、一万四千百六十円に満たないときは、これを一万四千百六十円とする。

4　前項の規定は、この法律の施行の日以後において、厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

5　この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十条第一項又は同条第三項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額（加給年金額を除く。）をこの法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に相当する額に一万二千円を加算した額とする。

6　この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十条第二項又は同条第四項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金のうち、その額（加給年金額を除く。）が、この法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをその基本年金額に相当する額とする。

7　この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十一条の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金のうち、その基本年金額が、この法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをこの法律による改正後の同法同条の規定により計算した基本年金額に相当する額とする。

第五条　前条に規定する保険給付のうちこの法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る分及び障害手当金であつて、この法律の施行の日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六条　この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基き、改定されるべきものとする。

第七条　この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第八条　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「千分の五」を「千分の六」に改める。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第十八号（昭三五・三・三一）

◎失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律

（衆法）

（失業保険法の一部改正）

第一条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二の次に次の四条を加える。

（公共職業訓練を受ける場合における給付日数の延長）

第二十条の三　受給資格者が公共職業安定所の指示した公共職業訓練（訓練期間が一年を超えるものを除く。）を受ける場合には、当該公共職業訓練を受ける期間に限り、第二十条第一項及び前条第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数（次条第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基き失業保険金を支給することができる日数を加えた日数）を超えて、その者に失業保険金を支給することができる。

前項の場合には、第十八条第一項中「一年間」とあるのは、「一年間（受給資格者が第二十条の三第一項に規定する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終るべき日がその一年の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの間）」と読み替えるものとする。

（給付日数の延長に関する特別措置）

第二十条の四　労働大臣は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第十九条の二に規定する職業紹介活動（以下この条において広域職業紹介活動という。）をすることを命じた場合において、当該広域職業紹介活動の命令に係る地域について、政令の定める基準に照らして必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、公共職業安定所が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあつ旋を受けることが適当であると認定する受給資格者について、政令の定める日数を限度として、第二十条第一項及び第二十条の二第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数（以下この章において所定給付日数という。）を超えて、失業保険金を支給する措置を決定することができる。

前項の規定による措置を決定しようとするときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞かなければならない。

公共職業安定所は、受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあつ旋を受けることが適当であるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十条の五　前条第一項の規定による措置に基き所定給付日数を超えて失業保険金の支給を受けている者が、正当な事由がないと認められるにもかかわらず、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した公共職業訓練を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後失業保険金を支給しない。但し、その者がその拒んだ日以後あらたに第十五条第一項の規定に該当するに至つた場合は、この限りでない。

公共職業安定所は、前項本文に規定する者について、同項に規定する正当な事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十条の六　第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合において、その決定があつた日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転した者であつて、その移転について特別の事由がないと認められるものには、所定給付日数を超えては失業保険金を支給しない。

公共職業安定所は、前項に規定する者の当該移転について特別の事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十一条第一項中「受給資格者が」を「受給資格者（第二十条の五第一項本文に規定する者を除く。）が」に改め、同項第四号中「（昭和二十二年法律第百四十一号）」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（就職支度金）

第二十六条の二　受給資格者が就職するに至つた場合において、必要があると認めるときは、政府は、就職に要する費用（以下就職支度金という。）を支給することができる。但し、就職するに至つた日の前日における失業保険金の支給残日数（所定給付日数（第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基き失業保険金を支給することができる日数を所定給付日数に加えた日数。以下この条において同じ。）から当該受給資格に基き既に失業保険金を支給した日数を差し引いた日数（その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数）をいう。以下この条において同じ。）が当該受給資格に基く所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

就職支度金の額は、左に掲げる額とする。

一　就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基く所定給付日数の三分の二以上である受給資格者については、失業保険金の五十日分に相当する額

二　就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基く所定給付日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、失業保険金の三十日分に相当する額

就職支度金の支給があつたときは、この法律の規定（第二十三条、第二十三条の二及び第四十七条第一項の規定を除く。）の適用については、当該就職支度金の額を失業保険金の日額で除して得た日数に相当する日数分の失業保険金の支給があつたものとみなす。

就職支度金の支給に関し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見を聞いて、これを定める。

第二十三条及び第二十三条の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。

第二十八条第一項中「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

国庫は、毎会計年度において、支給した保険給付総額の四分の三に相当する額が徴収した保険料総額を超える場合には、当該超過額について、前項の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した保険給付総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。この場合において、その計算及び負担は、第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業及び同条の日雇労働被保険者に係る失業保険事業に区分して行うものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、前条第一項の規定にかかわらず、国庫は、その措置に基く保険給付に要する費用の三分の一を負担する。

前項の場合には、前条第二項中「支給した保険給付総額」とあるのは「支給した保険給付総額から第二十条の四第一項の規定による措置に基き支給した保険給付額を控除した額」と、「徴収した保険料総額」とあるのは「徴収した保険料総額から第二十条の四第一項の規定による措置に基き支給した保険給付額の三分の二に相当する額を控除した額」と読み替えるものとする。

第三十条第一項中「千分の十六」を「千分の十四」に改め、同条第二項を削る。

第三十八条の五第一項中「第二十条の二」を「第二十条の六」に、「第二十四条」を「第二十四条、第二十六条の二」に改める。

第三十八条の九第五項中「六日」を「五日」に、「四日」を「三日」に改め、同条第六項を削る。

第三十八条の十一第三項中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第三十八条の十五第二項中「千分の十六」を「千分の十四」に改める。

第三十八条の二十七第四項中「第二十七条第三項」を「第二十六条の二第五項及び第二十七条第三項」に改める。

第四十七条第一項中「及び第二十七条」を「、就職支度金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第二十七条」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第二条　職業安定法の一部を次のように改正する。

第十九条の二を第十九条の三とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（広域職業紹介）

第十九条の二　労働大臣は、多数の求職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの求職者がその地域においては職業に就くことが困難であると認める場合には、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、関係都道府県知事又は公共職業安定所長に対し、当該計画に基いて

広範囲の地域にわたり職業紹介活動をすることを命ずることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、失業保険法第二十八条の改正規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

（失業保険法の一部改正に伴う経過措置）

2　この法律による改正後の失業保険法（以下「新法」という。）第二十条の三の規定は、この法律の施行の際、現に、この法律の施行前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている受給資格者についても適用する。

3　この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る失業保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

4　日雇労働被保険者に係るこの法律の施行の日前の日分の保険料について新法第十七条の二の賃金日額を算定する場合における算定方法については、なお従前の例による。

5　新法第二十八条第一項及び第二十八条の二に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法並びに新法第三十条第一項に定める保険料率は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基いて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとする。

6　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第三条の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動をすることを命じた場合には、新法第二十条の四の規定の適用については、労働大臣がこの法律による改正後の職業安定法第十九条の二に規定する職業紹介活動をすることを命じたものとみなす。

（大蔵・労働・内閣総理大臣署名）

法律第十九号（昭三五・三・三一）

◎船員保険法の一部を改正する法律（衆法）

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「百五十分ノ一」を「千分ノ八」に改める。

第五十八条第一項中「三分ノ一」を「四分ノ一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

国庫ハ毎会計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ総額ノ四分ノ三ニ相当スル額ガ徴収シタル保険料ノ総額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ヲ超ユル場合ニハ当該超過額ニ付前項但書ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ヲ加ヘ国庫ノ負担ガ当該会計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ総額ノ三分ノ一ニ相当スル額ニ達スル額迄ヲ負担スルモノトシ徴収シタル保険料ノ総額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ノ計算方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条第五項を次のように改める。

前項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間保険料率ハ左ノ通リトス

一　第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百六十九

二　第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ百五十八

三　第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二

第六十条第一項第一号中「百六十六分ノ五十一・五」を「百六十九分ノ五十二・五」に、「百六十六分ノ百十四・五」を「百六十九分ノ百十六・五」に、同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」を「百五十八分ノ四十七」に、「百五十分ノ百六・五」を「百五十八分の百十一」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、船員保険法第五十八条の改正規定は、公布の日から施行し、この法律による改正後の同法同条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の日において現に老齢年金を受ける権利を有する者に支給する当該老齢年金については、次の各号の区別に従い、それぞれその額（加給金の額を除く。）を当該各号に規定する額とする。ただし、第三号に掲げる老齢年金については、その受給権者が六十歳（厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号。以下この条及び次条において「交渉法」という。）附則第七項の規定により同法第十三条中「六十歳」とあるのが読み替えられる者に関しては、同法附則第七項の規定により読み替えられた年齢）に達するまでの間とする。

一　次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老齢年金　この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定により計算した額

二　その額が交渉法第十二条の規定により計算された老齢年金　厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による基本年金額（この基本年金額を計算する場合には、同法第三十四条第二項の規定を適用しないものとする。）と厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定により計算した額から二万四千円を控除した額とを合算した額

三　その額が交渉法第十三条の規定により計算された老齢年金　船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定により計算した額

2　この法律の施行の日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百十六号）附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を同法附則第三条及びこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

第三条　この法律の施行の日において現に船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金（その者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法第五十条ノ四又は第五十条ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む。）については、次の各号の区別に従い、それぞれその額（加給金の額を除く。）を当該各号に規定する額とする。

一　次号及び第三号に掲げる遺族年金以外の遺族年金　前条第一項第一号に規定する額の二分の一に相当する額（この額が一万四千八百八十円に満たないときは、一万四千八百八十円とする。）

二　その額が交渉法第十二条の規定により計算された老齢年金の額の二分の一に相当する遺族年金　前条第一項第二号に規定する額の二分の一に相当する額

三　その額が交渉法第二十六条の規定により計算された遺族年金　二万四千円に平均標準報酬月額の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額を加算した額の二分の一に相当する額

第四条　この法律の施行の日において現に障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額（加給金の額を除く。）が、二万円に満たないときは、これを二万円とする。

2　この法律の施行の日において現に寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する当該寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金については、その額（加給金又は増額金の額を除く。）が、一万円に満たないときは、これを一万円とする。

3　この法律の施行の日において現に船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額（加給金の額を除く。）が、一万二千五百円に満たないときは、これを一万二千五百円とする。

4　前三項の規定は、この法律の施行の日以後において、障害年金、寡婦年金、鰥夫年金若しくは遺児年金又は船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

5　この法律の施行の日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金（その者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法第五十条ノ四又は第五十条ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む。）については、その額（加給金の額を除く。）が、一万四千八百八十円に満たないときは、これを一万四千八百八十円とする。

第五条　前三条に規定する保険給付のうちこの法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る分であつて、この法律の施行の日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六条　この法律による改正後の船員保険法第五十八条第一項ただし書及び第二項に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基いて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとする。

第七条　この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基き、改定されるべきものとする。

第八条　この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第九条　船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

第十条　削除

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二十号（昭三五・三・三一）

◎日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（衆法）

日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「第五日」を「第四日」に改める。

第十六条の五第一項中「十四日」を「二十一日」に改める。

第二十八条第二項中「及び家族療養費」を「並びに家族療養費、傷病手当金及び出産手当金」に、「四分の一」を「十分の三」に改める。

第二十八条の二を削る。

附　則

1　この法律は、日雇労働者健康保険法第十六条の二及び第十六条の五の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定を除き、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用し、同法第十六条の二及び第十六条の五の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2　この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第二十八条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

3　この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六条の二の規定は、昭和三十五年四月一日前から療養の給付を受け、かつ、その療養のため引き続き労務に服することができなかつた者であつて、同日においてまだ傷病手当金の支給がはじまつていないものについても、適用する。

4　この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六条の五の規定は、昭和三十五年四月一日以後の分べんについて適用する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二十一号（昭三五・三・三一）

◎治山治水緊急措置法

（目的）

第一条　この法律は、治山治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進することにより、国土の保全と開発を図り、もつて国民生活の安定と向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「治山事業」とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。

一　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業

二　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

2　この法律で「治水事業」とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。

一　河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川（同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川を含む。）に関する事業（第四号に該当するものを除く。）

二　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備に関する事業

三　地すべり等防止法第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

四　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業

3　次の各号に掲げる事業は、前二項の規定にかかわらず、治山事業又は治水事業に含まれないものとする。

一　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

二　前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう新設又は改良に関する事業

三　昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百七十二号）による伊勢湾等高潮対策事業

四　臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第二条第二項に規定する復旧工事に関する事業

五　地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

（治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画）

第三条　農林大臣は、中央森林審議会の意見をきいて、昭和三十五年度以降の五箇年間において実施すべき治山事業に関する計画（以下「治山事業前期五箇年計画」という。）の案及び昭和四十年度以降の五箇年間において実施すべき治山事業に関する計画（以下「治山事業後期五箇年計画」という。）の案を、建設大臣は、河川審議会の意見を聞いて、昭和三十五年度以降の五箇年間において実施すべき治水事業に関する計画（以下「治水事業前期五箇年計画」という。）の案及び昭和四十年度以降の五箇年間において実施すべき治水事業に関する計画（以下「治水事業後期五箇年計画」という。）の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　治山事業前期五箇年計画及び治山事業後期五箇年計画（以下「治山事業十箇年計画」と総称する。）又は治水事業前期五箇年計画及び治水事業後期五箇年計画（以下「治水事業十箇年計画」と総称する。）には、治山事業又は治水事業につき、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　前期及び後期の各五箇年間に行なうべき事業の実施の目標

二　前期及び後期の各五箇年間に行なうべき事業の量

3　農林大臣及び建設大臣は、第一項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、治山治水事業の総合性を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならない。

4　農林大臣又は建設大臣は、第一項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。

5　農林大臣又は建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

6　前五項の規定は、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

（治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画の実施）

第四条　政府は、治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・建設・内閣総理大臣署名）

法律第二十二号（昭三五・三・三一）

◎臨時受託調達特別会計法を廃止する法律

臨時受託調達特別会計法（昭和三十二年法律第八十六号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2　臨時受託調達特別会計の昭和三十四年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際、臨時受託調達特別会計に属する権利及び義務は、一般会計に帰属するものとする。

4　臨時受託調達特別会計の昭和三十四年度の歳出予算における調達契約支払金の金額について、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三又は第四十二条の規定に基づき翌年度に繰り越して使用する必要があるときは、その使用は、一般会計において行なうものとする。

5　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

附則第七項中「調達を行い、並びに受託調達契約を履行するため必要な契約の締結、検査その他の事務を長官の定めるところにより実施する。」を「調達を行なう。」に改め、同項を附則第六項とし、附則第八項以下を一項ずつ繰り上げる。

6　この法律の施行前に締結した改正前の防衛庁設置法附則第六項第一号に規定する受託調達契約の実施に関する防衛庁の権限及び調達実施本部の行なう事務については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

◆

法律第二十三号（昭三五・三・三一）

◎経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律

政府は、条約その他の国際約束に基づく経済及び技術協力のため必要な物品を、開発途上にある外国の政府若しくは国際連合若しくはその専門機関に対して譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第二十四号（昭三五・三・三一）

◎盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律

盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「第三号まで」を「第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

五　修学旅行費

附　則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第二十五号（昭三五・三・三一）

◎総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び訴願制度調査会」を削り、「昭和三十五年三月三十一日まで」の下に「、訴願制度調査会は昭和三十五年十二月三十一日まで」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

◆

法律第二十六号（昭三五・三・三一）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一〇二人」を「一、一五二人」に、「七三〇人」を「七〇〇人」に改める。

第二条中「一万九千九百三十四人」を「二万十七人」に改める。

附　則

この法律中第一条の改正規定は昭和三十五年四月十七日から、第二条の改正規定は同月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

◆

法律第二十七号（昭三五・三・三一）

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「八万三千八百十円」を「八万三千九百円」に、「五万三千四百二十円又は四万六千五百八十円」を「五万三千五百円又は四万六千六百円」に、「七万五百六十円又は六万五千四百九十円」を「七万六百円又は六万五千五百円」に改める。

別表判事、判事補及び簡易裁判所判事の各項を次のように改める。

判事	
一号	八一、八〇〇円
二号	七八、八〇〇円
三号	七五、七〇〇円
四号	七〇、六〇〇円
五号	六五、五〇〇円
六号	六〇、五〇〇円

	七号	五五、八〇〇円
判事補	一号	四三、一〇〇円
	二号	三八、九〇〇円
	三号	三五、二〇〇円
	四号	三一、九〇〇円
	五号	三〇、一〇〇円
	六号	二八、二〇〇円
	七号	二五、六〇〇円
	八号	二一、三〇〇円
	九号	二〇、三〇〇円
	十号	一八、三〇〇円
簡易裁判所判事	一号	六〇、五〇〇円
	二号	五五、八〇〇円
	三号	五三、五〇〇円
	四号	四六、六〇〇円
	五号	四三、一〇〇円
	六号	三八、九〇〇円
	七号	三五、二〇〇円
	八号	三一、九〇〇円
	九号	三〇、一〇〇円
	十号	二八、二〇〇円
	十一号	二五、六〇〇円
	十二号	二一、三〇〇円
	十三号	二〇、三〇〇円
	十四号	一八、三〇〇円

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第二十八号（昭三五・三・三一）

◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「五万三千四百二十円又は四万六千五百八十円」を「五万三千五百円又は四万六千六百円」に改める。

別表検事及び副検事の各項を次のように改める。

	一号	八一、八〇〇円
	二号	七八、八〇〇円
	三号	七五、七〇〇円
	四号	七〇、六〇〇円
	五号	六五、五〇〇円
	六号	六〇、五〇〇円
	七号	五五、八〇〇円
	八号	五三、五〇〇円
	九号	四六、六〇〇円
検事	十号	四三、一〇〇円
	十一号	三八、九〇〇円
	十二号	三五、二〇〇円
	十三号	三一、九〇〇円
	十四号	三〇、一〇〇円
	十五号	二八、二〇〇円
	十六号	二五、六〇〇円
	十七号	二一、三〇〇円
	十八号	二〇、三〇〇円
	十九号	一八、三〇〇円
副検事	一号	四三、一〇〇円
	二号	三八、九〇〇円
	三号	三五、二〇〇円
	四号	三一、九〇〇円
	五号	三〇、一〇〇円
	六号	二八、二〇〇円
	七号	二五、六〇〇円
	八号	二一、三〇〇円
	九号	二〇、三〇〇円
	十号	一八、三〇〇円
	十一号	一七、三〇〇円
	十二号	一六、三〇〇円

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第二十九号（昭三五・三・三一）

◎労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法目次中「第四章　保険料」を
「第四章　費用の負担
第四章の二　保険給付の特例」に改める。

第三条第二項中「労働基準法」の下に「（昭和二十二年法律第四十九号）」を加え、同条第三項中「第一号乃至第十五号」を「第一号から第十五号まで」に改め、「船員法」の下に「（昭和二十二年法律第百号）」を加える。

第十二条第一項中「範囲は、」の下に「第十二条の三第一項に規定するもののほか、」を加え、同項第二号中「平均賃金」を「労働基準法第十二条の平均賃金（以下「平均賃金」という。）」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第六号を削る。

三　障害補償費（別表第一に定めるもの）

イ　第一種障害補償費

ロ　第二種障害補償費

第十二条第二項中「第七十五条乃至第八十一条」を「第七十五条から第八十条まで」に改め、同条第五項を削り、同条の次に次の四条を加える。

第十二条の二　第一種障害補償費を受ける労働者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに別表第一中の他の障害等級に該当するに至つた場合は、政府は、命令で定めるところにより、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害補償費を支給するものとし、その後は、従前の障害補償費は、支給しない。

第十二条の三　政府は、療養補償費若しくは第十二条第三項の療養の給付を受ける労働者又は第十七条から第十九条までの規定により保険給付を受けないため労働基準法第七十五条の規定による療養補償を受ける労働者が、療養開始後三年を経過しても、当該負傷又は疾病が治らない場合においては、長期傷病者補償を行なうことができる。

前項の長期傷病者補償を行なうこととなつた場合には、その後は、第十二条第一項各号に規定する災害補償は、行なわない。

第十二条の四　長期傷病者補償の種類は、左のとおりとする。

一　傷病給付
　イ　第一種傷病給付
　ロ　第二種傷病給付
二　障害給付
　イ　第一種障害給付
　ロ　第二種障害給付
三　遺族給付
四　葬祭給付

第一種傷病給付は病院又は診療所への収容によらない療養を必要とする場合に、第二種傷病給付は病院又は診療所への収容による療養を必要とする場合に行なう。

障害給付は、傷病給付を受ける労働者の当該負傷又は疾病が治つた場合において、身体に別表第一の障害等級に該当する程度の障害が存するときに行なう。

遺族給付及び葬祭給付は、長期傷病者補償を受ける労働者が当該負傷又は疾病により死亡した場合に行なう。

第十二条の五　長期傷病者補償（葬祭給付を除く。）の給付の内容は、別表第一から別表第三までに定めるところによる。

葬祭給付の額は、平均賃金の六十日分とする。

第十二条の二の規定は、第一種障害給付について準用する。

第十三条中「前条第一項第一号の療養補償費又は同条第三項の療養」を「療養補償費若しくは第十二条第三項の療養又は第二種傷病給付に係る療養若しくは療養の費用」に改める。

第十五条第一項中「第一号乃至第四号及び第六号」を「第一号から第四号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定は第十二条の四第一項第一号から第三号までの規定による保険給付について、前項の規定は同条第一項第四号の規定による葬祭給付について準用する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　第二種障害補償費及び遺族補償費並びに第二種障害給付及び遺族給付は、命令で定めるところにより、六年以内の範囲内において、分割して毎年一時に支給する。ただし、命令で定めるところにより、一時に支給することを妨げない。

第一種障害補償費並びに傷病給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。）及び第一種障害給付は、命令で定めるところにより、毎年支給する。

第十九条の次に次の二条を加える。

第十九条の二　第十七条及び第十八条の規定は、第一種障害補償費及び長期傷病者補償については、適用しない。

前条の規定は、第一種障害補償費（当該負傷又は疾病について療養を開始した日から三年以内の期間に係るものを除く。）及び長期傷病者補償については、適用しない。

前条（保険加入者の故意又は重大な過失に係る部分に限る。）の規定は、第一種障害補償費（当該負傷又は疾病について療養を開始した日から三年以内の期間に係るものに限る。）については、適用しない。

第十九条の三　労働基準法第八十四条第一項の規定の適用については、第一種障害補償費又は長期傷病者補償は、それぞれ、同法第七十七条の規定による同法別表第一の等級第一級から第三級までに係る障害補償又は同法第八十一条の規定による打切補償に相当する保険給付であり、かつ、それらの価額は、これらの同法の規定による災害補償の価額に等しいものとみなす。

労働者が長期傷病者補償を受けることとなつた場合は、労働基準法第十九条第一項の規定の適用については、当該使用者は、同法第八十一条の規定により打切補償を支払つたものとみなす。

「**第四章**　保険料」を「**第四章**　費用の負担」に改める。

第二十七条中「三年を経過したものについての保険給付」の下に「（第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第三十条の二第一項第一号中「保険給付」の下に「（第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付を除く。以下次号において同じ。）」を加える。

第三十一条第三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第三十二条第四項及び第五項第三号中「十円未満」を「百円未満」に改める。

第四章中第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二　国庫は、命令で定める算定基準に従い、じん肺（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定するじん肺をいう。以下この項において同じ。）、外傷性せき髄障害その他政令で定める負傷及び疾病に係る長期傷病者補償に要する費用のうち、当該労働者が労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分については、その二分の一（じん肺に係る部分については、四分の三）を負担する。

国庫は、政令で定めるところにより、第一種障害補償費の給付に要する費用のうち、当該労働者が労働基準法第七十七条の規定による障害補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分について、その一部を負担する。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　保険給付の特例

第三十四条の三　政府は、保険加入者の申請により、その者が保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五条の療養補償を行なつている労働者に対しても、当該負傷又は疾病が保険関係の成立後に発生したものとみなして、第三章の規定により、第一種障害補償費の給付を行なうものとする。

政府は、保険加入者の申請により、その者が保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五条の療養補償を行なつている労働者に対しても、当該療養補償をこの法律の規定による療養補償費又は療養の給付とみなして、第三章の規定により、長期傷病者補償を行なうことができる。

保険加入者は、その使用する労働者の過半数が希望する場合は、前二項の申請をしなければならない。

第三十四条の四　政府は、前条第一項又は第二項の規定により第一種障害補償費の給付又は長期傷病者補償を行なうこととなつた場合は、当該保険加入者から、第二十四条に規定する保険料のほか、これらの給付の平均受給年数を基礎として命令で定める期間につき、特別保険料を徴収する。

特別保険料の料率は、第一種障害補償費の給付又は長期傷病者補償に関して必要な費用を基礎として、命令で定める。

第三十四条の五　第三十四条の三第一項又は第二項の規定により第一種障害補償費の給付又は長期傷病者補償を行なうこととなつた場合は、当該保険加入者は、前条第一項の命令で定める期間内は、第十一条第一項の政府の承諾を受けることができない。

第三十四条の六　第二十五条、第二十八条から第三十条まで、第三十条の三及び第三十二条の規定は、特別保険料について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日」とあるのは「保険年度の中途に第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつたものについては、その日」と、同条第二項中「全期間」とあるのは「第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた日以後の事業の期間（事業が終了する日前に第三十四条の四第一項の命令で定める期間が経過するときは、その経過する日の前日までの期間）」と、「保険関係の成立すべき日前十日まで（特別の事由があるときは、保険関係成立の日まで）」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日から五日以内」と、「保険関係成立の日から」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日から」と、第三十条中「又は保険関係が消滅した日」とあるのは「、保険関係が消滅した日又は第三十四条の四第一項の命令で定める期間が経過した日」と読み替えるものとする。

第三十五条の二中「第三十条第二項」の下に「（これらの規定を第三十四条の六において準用する場合を含む。）」を、「保険料」の下に「又は特別保険料」を加える。

第四十条後段中「訴願法」の下に「（明治二十三年法律第百五号）」を加える。

第四十七条中「文書」の下に「その他の物件」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二　行政庁は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受け、又は受けようとする労働者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

第四十九条中「命令の定めるところによつて、」の下に「医師その他診療を担当した者に対し、保険給付に係る労働者の診療に関する事項について、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示をさせ、又は」を加え、「診療録その他の帳簿書類」を「これらの物件」に改める。

第五十三条第一号中「文書の提出」を「文書その他の物件の提出若しくは提示」に改める。

別表を削り、別表第一から別表第三までとして、次のように加える。

別表第一　障害補償費及び障害給付表

種別	障害等級	給付の内容	
第一種	第一級	当該障害が存する期間一年につき平均賃金の	二四〇日分
	第二級	同	二一三日分
	第三級	同	一八八日分
第二種	第四級	平均賃金の	九二〇日分
	第五級	同	七九〇日分
	第六級	同	六七〇日分
	第七級	同	五六〇日分
	第八級	同	四五〇日分
	第九級	同	三五〇日分
	第一〇級	同	二七〇日分
	第一一級	同	二〇〇日分
	第一二級	同	一四〇日分
	第一三級	同	九〇日分
	第一四級	同	五〇日分

備考　この表における障害等級の区分は、労働基準法別表第一の等級の区分によるものとする。

別表第二　傷病給付表

種別	給付の内容
第一種	当該事由の存する期間一年につき平均賃金の二四〇日分
第二種	当該事由の存する期間一年につき平均賃金の二〇〇日分及び必要な療養又は療養の費用

別表第三　遺族給付表

区分	給付の内容	
長期傷病者補償の開始後一年以内に死亡した場合	平均賃金の	一〇〇〇日分
同　一年をこえ二年以内に死亡した場合	同	八五〇日分
同　二年をこえ三年以内に死亡した場合	同	六九〇日分
同　三年をこえ四年以内に死亡した場合	同	五三〇日分
同　四年をこえ五年以内に死亡した場合	同	三六〇日分
同　五年をこえ六年以内に死亡した場合	同	一八〇日分
同　六年を経過した後に死亡した場合	同	一四〇日分

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の廃止）

第二条　けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号。以下「旧特別保護法」という。）は、廃止する。

（給付に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前に生じた改正前の労働者災害補償保険法第十二条第二項に規定する事由に係る災害補償については、なお従前の例による。

第四条　旧特別保護法又はけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第百四十三号。以下「旧臨時措置法」という。）の規定による療養給付、傷病手当その他の給付であつて、この法律の施行の日の前日までの間に係るものについては、なお従前の例による。

第五条　この法律の施行の日の前日において旧特別保護法又は旧臨時措置法の規定による療養給付を受けるべきであつた者であつて、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長がこの法律の施行の日以降引き続き療養を必要とすると認定したものは、同日において、労働者災害補償保険法の適用を受ける者であり、かつ、長期傷病者補償の給付の決定があつたものとみなす。

2　前項の規定により長期傷病者補償を受ける者については、改正後の労働者災害補償保険法（以下「新法」という。）の規定にかかわらず、遺族給付及び葬祭給付は行なわないものとし、その者に支給すべき傷病給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。）又は第一種障害給付の年額は、それぞれ、新法の規定による年額から平均賃金の四十日分を減じた額とする。

3　第一項の規定による都道府県労働基準局長の認定に関する処分に不服がある者は、新法の規定による保険給付に関する決定に対する異議の例により、審査若しくは再審査の請求をし、又は訴訟を提起することができる。

（負担金に関する経過措置）

第六条　旧特別保護法又は旧臨時措置法の規定による事業主の負担金であつて、この法律の施行の日の前日までの間に係るものについては、第二項及び第三項の規定によるほか、なお従前の例による。

2　前項に規定する負担金の徴収については、旧特別保護法第二十一条第二項の有期事業であつて、この法律の施行後も事業が継続されるものは、この法律の施行の日の前日において事業が終了したものとみなす。

3　第一項に規定する負担金であつて、保険加入者である事業主に係るものについて還付すべき剰余額があるときは、政府は、労働省令で定めるところにより、還付の請求があつた場合を除き、これを新法の規定による保険料に充当することができる。

（旧臨時措置法の認定に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前に、旧特別保護法第十一条第一項の規定による療養給付を受け、かつ、同項に規定する期間が経過した者は、この法律の施行後も、なお従前の例により、旧臨時措置法第一条第一項の規定による都道府県労働基準局長の認定を受けることができる。ただし、昭和三十五年九月三十日までに認定の申請をした場合に限る。

2　旧臨時措置法第一条第一項（前項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による都道府県労働基準局長の認定に関する処分に対する不服の申立てについては、なお従前の例による。ただし、この法律の施行の日（この法律の施行後に当該通知を受けた場合は、その日）から六十日以内に申立てをした場合に限る。

3　訴願法（明治二十三年法律第百五号）第八条第三項の規定は、前項の不服の申立てについて準用する。

（従前の行為等に対する罰則の適用）

第八条　この法律の施行前にした旧特別保護法又は旧臨時措置法の規定に違反する行為及びこの法律の施行後にしたこの附則の規定によりその例によることとされるこれらの法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働者災害補償保険特別会計法の一部改正）

第九条　労働者災害補償保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びにけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法及びけい肺及び外傷性せき髄障害

の療養等に関する臨時措置法（以下「特別保護法等」と総称する。）による給付（傷病手当の支給を含む。）」を削る。

第三条中「保険料」の下に「（特別保険料を含む。以下同じ。）」を加え、「、特別保護法等による事業主負担金」及び「、特別保護法等による給付費及び事業主負担金の還付金」を削る。

第四条第二項中「並びに一般会計からの受入金及び特別保護法等による事業主負担金中給付費に充てるべき部分」を「及び一般会計からの受入金」に改め、「並びに特別保護法等による給付費及び事業主負担金の還付金」を削る。

2　旧特別保護法又は旧臨時措置法の規定（この附則の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による事業主負担金並びに給付費及び事業主負担金の還付金については、なお改正前の労働者災害補償保険特別会計法の例による。

（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正）

第十条　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号。以下次項において「応急措置法」という。）の一部を次のように改正する。

第一項中「、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）第十一条から第十三条までの規定（国家公務員災害補償法第一条に規定する職員に係るものを除く。）、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第百四十三号）第一条及び第二条の規定（国家公務員災害補償法第一条に規定する職員に係るものを除く。）」を削る。

2　この法律の施行の際現に改正前の応急措置法第一項の規定により旧特別保護法第十一条から第十三条までの規定による給付に相当する給与を受けるべき政府職員に係る当該給与については、なお改正前の応急措置法の例による。

（労働省設置法の一部改正）

第十一条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十一号中「保険料」の下に「及び特別保険料」を加え、同条第三十二号中「文書」の下に「その他の物件」を加え、同条中第三十二号の二を次のように改め、第三十二号の三から第三十二号の五までを削り、第三十二号の六を第三十二号の三とし、第三十二号の七を第三十二号の四とする。

三十二の二　じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）に基づいて、労働者の健康管理の区分の決定及び作業の転換の勧告をすること。

第八条第一項中第六号の二を次のように改め、第六号の三及び第六号の四を削り、第六号の五を第六号の三とする。

六の二　じん肺に関する労働者の健康管理の区分等の決定に関すること。

第八条第一項第十一号中「けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法」を「じん肺法」に改め、同条第二項中「、第六号の三及び第六号の四」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十三条第一項の表中「けい肺審議会」を「じん肺審議会」に、「けい肺に関する重要事項」を「じん肺に関する重要事項」に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（これに基く命令を含む。）、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（これに基く命令を含む。）」を「じん肺法（これに基づく命令を含む。）」に

改める。

第十七条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第十二条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条本文、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十六条及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法第二十八条第一項本文」を「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条第一項本文（同法第三十四条の六において準用する場合を含む。）及び失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十六条」に改める。

2　改正後の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律は、この附則の規定によりなおその例によることとされる旧特別保護法第二十八条第一項本文の規定により徴収する延滞金については、適用しない。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第十三条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項を削る。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第十四条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）第三十二条第一項」を削る。

第七条第一項及び第十五条第一項第五号中「又はけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法第三十二条第一項」を削る。

第二十五条中「、失業保険法第四十条第一項及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法第三十二条第一項」を「及び失業保険法第四十条第一項」に改める。

第三十六条中「、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護制度」を削る。

第四十六条第一項第六号中「又はけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法第三十二条第一項」を削る。

2　この附則の規定によりなおその例によることとされる旧特別保護法の規定による給付に関する決定に係る審査及び再審査については、なお改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法の例による。

（第一種障害補償費等の額に関する暫定措置）

第十五条　新法の規定による第一種障害補償費、傷病給付又は第一種障害給付を受ける労働者が、同時に、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定による障害年金の支給を受けることができる場合には、その者に支給すべき新法の規定によるこれらの保険給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。以下この条において同じ。）の年額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、新法の規定による当該保険給付の年額（附則第五条第二項の規定の適用を受ける者については、同項の規定による年額。以下次項において同じ。）から当該障害年金の額の百分の五十七・五に相当する額を減じた額とする。

2　新法の規定による第一種障害補償費、傷病給付又は第一種障害給付を受ける労働者が、同時に、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による公務による廃疾年金を受けることができる場合（同法第八十六条の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。）には、その者に支給すべきこれらの保険給付の年額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、新法の規定による当該保険給付の年額から当該公務による廃疾年金の額の百分の七十に相当する額を減じた額とする。

第十六条　新法の規定による第一種障害補償費又は傷病給付若しくは第一種障害給付を受ける労働者については、政府は、当分の間、命令で定めるところにより、労働省において作成する毎月勤労統計における全産業の労働者一人当りの平均給与額（以下この項において「平均給与額」という。）が当該負傷し、又は疾病にかかつた日の属する年における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該保険給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。）の額を改訂して支給する。改訂後の第一種障害補償費又は傷病給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。）若しくは第一種障害給付の額の改訂についてもこれに準ずる。

2　前項の規定は、附則第五条第二項の規定により新法の規定による傷病給付又は第一種障害給付の年額から減ずべき額について準用する。

（国庫負担等の検討）

第十七条　新法第三十四条の二及び前二条に規定する事項については、社会保障に関する制度全般の調整の機会において検討するものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

（内閣総理・大蔵・労働大臣署名）

法律第三十号（昭三五・三・三一）

◎じん肺法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　予防及び健康管理（第五条―第二十三条）
第三章　じん肺審議会（第二十四条―第三十一条）
第四章　政府の援助等（第三十二条―第三十五条）
第五章　雑則（第三十六条―第四十四条）
第六章　罰則（第四十五条・第四十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、じん肺に関し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　じん肺　鉱物性粉じん（以下「粉じん」とい

う。）を吸入することによつて生じたじん肺及びこれと肺結核の合併した病気をいう。

二　粉じん作業　当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいう。

三　労働者　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。

四　使用者　労働基準法第十条に規定する使用者で、粉じん作業を行なう事業に係るものをいう。

2　前項第二号の粉じん作業の範囲は、労働省令で定める。

（じん肺健康診断）

第三条　この法律の規定によるじん肺健康診断は、次の方法によつて行なうものとする。

一　エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。）による検査及び粉じん作業についての職歴の調査

二　胸部に関する臨床検査

三　労働省令で定める方法による結核精密検査

四　労働省令で定める方法による心肺機能検査

2　胸部に関する臨床検査は、前項第一号の検査及び調査の結果じん肺にかかつていないと診断された者以外の者について行なう。

3　結核精密検査は、第一項第一号及び第二号の検査及び調査の結果、肺結核が合併し、又は合併している疑いがあるじん肺にかかつていると診断された者について行なう。ただし、エックス線写真に一側の肺野の二分の一をこえる大きさの大陰影（じん肺によるもの（肺結核のみによるものを除く。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）があると認められる者を除く。

4　心肺機能検査は、第一項第一号及び第二号の検査及び調査の結果じん肺にかかつていると診断された者について行なう。ただし、エックス線写真に一側の肺野の二分の一をこえる大きさの大陰影があると認められる者及び結核精密検査の結果活動性の肺結核があると診断された者を除く。

（エックス線写真の像及び健康管理の区分）

第四条　じん肺のエックス線写真の像は、次の表の中欄及び下欄に掲げるところにより、第一型から第四型までに区分するものとする。

型	粒状影を主とする像	異常線状影を主とする像
第一型	両肺野のそれぞれ二肋間以上三分の一以下の範囲に、明らかな粒状影（じん肺によるもの（肺結核のみによるものを除く。）で、その大きさが点大以上のものに限る。以下この表において同じ。）があり、かつ、大陰影がないと認められるもの	両肺野に分布が粗である異常線状影（じん肺によるものに限る。以下この表において同じ。）があり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第二型	両肺野のそれぞれ三分の一をこえる範囲に、分布が粗である明らかな粒状影があり、かつ、大陰影がないと認められるもの	両肺野に分布が密である異常線状影があり、かつ、大陰影がないと認められるもの（第三型に該当するものを除く。）
第三型	両肺野のそれぞれ三分の一をこえる範囲に、分布が密である明らかな粒状影があり、かつ、大陰影がないと認められるもの	両肺野に分布が著しく密である異常線状影があり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第四型	明らかな粒状影があり、かつ、両肺野又は一側の肺野に大陰影があると認められるもの	異常線状影があり、かつ、両肺野又は一側の肺野に大陰影があると認められるもの

2　粉じん作業に従事する労働者及び粉じん作業に従事する労働者であつた者は、じん肺健康診断の結果に基づき、次の表の下欄に掲げるところにより、管理一から管理四までに区分して、この法律の規定により、健康管理を行なうものとする。

健康管理の区分	じん肺健康診断の結果
管理一	一　じん肺にかかつていないと認められるもの 二　エックス線写真の像が第一型又は第二型で、じん肺による心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、肺結核がないと認められるもの
管理二	一　エックス線写真の像が第一型又は第二型で、じん肺による軽度の心肺機能の障害その他の症状があり、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（エックス線写真の像が第二型と認められるもので粉じん作業に従事した期間が五年以内の者に係るものを除く。） 二　エックス線写真の像が第三型で、じん肺による中等度以上の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（粉じん作業に従事した期間が十年以内の者に係るものを除く。） 三　エックス線写真の像が第一型又は第二型で、じん肺による心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがない肺結核があると認められるもの
管理三	一　エックス線写真の像が第一型、第二型又は第三型で、じん肺による中等度の心肺機能の障害その他の症状があり、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの 二　エックス線写真の像が第二型で、じん肺による軽度の心肺機能の障害その他の症状があり、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（粉じん作業に従事した期間が五年以内の者に係るものに限る。） 三　エックス線写真の像が第三型で、じん肺による中等度以上の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（粉じん作業に従事した期間が十年以内の者に係るものに限る。） 四　エックス線写真の像が第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一以下のものに限る。）で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの 五　エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一以下のものに限る。）で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある不活動性の肺結核があると認められるもの
管理四	一　エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一以下のものに限る。）で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状があると認められるもの 二　エックス線写真の像が第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一をこえるものに限る。）と認められるもの 三　エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型で、活動性の肺結核があると認められるもの

第二章　予防及び健康管理

（使用者及び労働者の義務）

第五条　使用者及び粉じん作業に従事する労働者は、じん肺の予防に関し、労働基準法及び鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定によるほか、粉じんの発散の抑制、保護具の使用その他について適切な措置を講ずるように努めなければならない。

（教育）

第六条　使用者は、労働基準法及び鉱山保安法の規定によるほか、常時粉じん作業に従事する労働者に対してじん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を行なわなければならない。

（就業時診断）

第七条　使用者は、新たに常時粉じん作業に従事することとなつた労働者に対して、その就業の際、じん肺健康診断を行なわなければならない。ただし、当該作業に従事することとなつた前に常時粉じん作業に従事すべき職業に従事したことがない者であつて、その時前三月以内に労働基準法第五十二条第一項の健康診断を受けたものその他労働省令で定める労働者については、この限りでない。

（定期診断）

第八条　使用者は、次の各号に掲げる労働者に対して、それぞれ当該各号に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、じん肺健康診断を行なわなければならない。

一　常時粉じん作業に従事する労働者（次号に掲げる者を除く。）　三年

二　常時粉じん作業に従事する労働者で健康管理の区分が管理二又は管理三であるもの　一年

三　第二十一条第一項の勧告を受けて、当該事業場において、常時粉じん作業以外の作業に従事している労働者で健康管理の区分が管理三であるもの　一年

（定期外診断）

第九条　使用者は、次の各号の場合には、当該労働者に対して、遅滞なく、じん肺健康診断を行なわなければならない。この場合において、当該じん肺健康診断は、労働省令で定めるところにより、その一部を省略することができる。

一　常時粉じん作業に従事する労働者が、労働基準法第五十二条第一項の健康診断において、当該健康診断の直前のじん肺健康診断の後新たに肺結核にかかつたと診断されたとき（当該健康診断を行なう前において、じん肺にかかつており、かつ、健康管理の区分が管理一、管理二又は管理三と決定された労働者について、当該肺結核が活動性のものであると診断されたときを除く。）。

二　第二十一条第一項の勧告を受けて当該事業場において常時粉じん作業以外の作業に従事している労働者が、労働基準法第五十二条第一項の健康診断において、当該健康診断の直前のじん肺健康診断の後新たに肺結核にかかり、かつ、それが不活動性のものであると診断されたとき。

三　健康管理の区分が管理四である労働者が、医師により療養を要しなくなつたと診断されたとき。

（労働基準法の健康診断との関係）

第十条　使用者は、じん肺健康診断を行なつた場合においては、その限度において、労働基準法第五十二条第一項の健康診断を行なわなくてもよい。

（受診義務）

第十一条　関係労働者は、正当な理由がある場合を除き、第七条から第九条までの規定により使用者が行なうじん肺健康診断を受けなければならない。ただし、使用者が指定した医師の行なうじん肺健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行なうじん肺健康診断を受け、当該エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面を使用者に提出したときは、この限りでない。

（エックス線写真等の提出）

第十二条　使用者は、第七条から第九条までの規定によりじん肺健康診断を行なつたとき、又は前条ただし書の規定によりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他の書面が提出されたときは、遅滞なく、じん肺にかかつていると診断された労働者について、当該エックス線写真及び次の各号に掲げる書面を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

一　じん肺健康診断の結果を証明する書面

二　粉じん作業についての職歴を証明する書面

三　胸部に関する臨床検査の結果を証明する書面

四　結核精密検査の結果を証明する書面

五　心肺機能検査の結果を証明する書面

2　使用者は、常時粉じん作業に従事する労働者（じん肺にかかつており、かつ、健康管理の区分が管理一、管理二又は管理三と決定された者に限る。）又は第二十一条第一項の勧告を受けて当該事業場において常時粉じん作業以外の作業に従事している労働者が、労働基準法第五十二条第一項の健康診断の結果次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく、当該エックス線写真及び健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

一　直前のじん肺健康診断の後、新たに肺核結にかかり、かつ、それが活動性のものであると診断されたとき。

二　直前のじん肺健康診断の後、従前不活動性であつた肺結核が活動性のものになつたと診断されたとき。

三　直前のじん肺健康診断の後、従前病勢の進行のおそれがないと認められた肺結核（健康管理の区分が管理二である者に係るものに限る。）が、病勢の進行のおそれがある不活動性のものになつたと診断されたとき。

（健康管理の区分の決定等）

第十三条　第七条から第九条まで又は第十一条ただし書の規定によるじん肺健康診断の結果、じん肺にかかつていないと診断された者の健康管理の区分は、管理一とする。

2　都道府県労働基準局長は、前条の規定により、エックス線写真及びじん肺健康診断又は労働基準法第五十二条第一項の健康診断に関する書面が提出されたときは、これらを基礎として、地方じん肺診査医の診断又は審査により、当該労働者がじん肺にかかつているかどうかの別及び健康管理の区分の決定をするものとする。

3　都道府県労働基準局長は、地方じん肺診査医の意見により、じん肺が相当に進行している疑いがあると認められる労働者について、前項の決定を行なうため必要があると認めるときは、使用者に対し、期日又は方法を指定してエックス線写真の撮影又は労働省令で定める範囲内の検査を行なうべきことを命ずることができる。

4　使用者は、前項の規定による命令を受けてエックス線写真の撮影又は検査を行なつたときは、遅滞なく、都道府県労働基準局長に、当該エックス線写真又は検査の結果を証明する書面その他その指定する当該検査に係る物件を提出しなければならない。

5　第十一条本文の規定は、第三項の規定による命令を受けてエックス線写真の撮影又は検査を行なう場合に準用する。

（通知）

第十四条　都道府県労働基準局長は、前条第二項の決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を当該使用者に通知するとともに、遅滞なく、第十二条又は前条第四項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件を返還しなければならない。

2　使用者は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該労働者に通知しなければならない。

（随時申請）

第十五条　常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であつた者は、何時で

も、じん肺健康診断を受けて、都道府県労働基準局長にじん肺にかかつているかどうかの別及び健康管理の区分を決定すべきことを申請することができる。

2　前項の規定による申請は、エックス線写真、粉じん作業についての職歴を証明する書面、当該じん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面を添えてしなければならない。

3　第十三条第二項から第四項まで及び前条第一項の規定は、第一項の規定による申請があつた場合に準用する。この場合において、第十三条第三項及び第四項中「使用者」とあるのは「申請者」と、前条第一項中「当該使用者」とあるのは「申請者及び申請者を使用する使用者」と読み替えるものとする。

第十六条　使用者は、何時でも、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であつた者について、じん肺健康診断を行ない、都道府県労働基準局長にじん肺にかかつているかどうかの別及び健康管理の区分を決定すべきことを申請することができる。

2　前条第二項の規定は前項の規定による申請に、第十三条第二項から第四項まで及び第十四条の規定は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

（記録）

第十七条　使用者は、労働省令で定めるところにより、その行なつたじん肺健康診断及び第十一条ただし書の規定によるじん肺健康診断に関する記録を作成し、これを五年間保存しなければならない。

（不服の申立て）

第十八条　第十三条第二項（第十五条第三項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）の決定に不服のある者は、労働大臣に不服の申立てをすることができる。

2　前項の不服の申立てをしようとする者は、第十四条第一項（第十五条第三項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日から六十日以内に、労働省令で定める事項を記載した申立書を提出しなければならない。

3　第一項の不服の申立ては、当該決定をした都道府県労働基準局長を経由して行なわなければならない。

4　第二項の申立書には、労働省令で定めるところにより、当該決定に係るエックス線写真その他の物件及び証拠となる物件を添附しなければならない。

5　訴願法（明治二十三年法律第百五号）第八条第三項の規定は、第一項の不服の申立てに準用する。

（裁決）

第十九条　労働大臣は、中央じん肺診査医の診断又は審査により、前条第一項の不服の申立てに理由があると認めるときは、裁決において、当該決定を取り消し、かつ、当該労働者又は労働者であつた者がじん肺にかかつているかどうかの別及びその者の健康管理の区分を決定するものとする。

2　労働大臣は、中央じん肺診査医の診断又は審査により前条第一項の不服の申立てに理由がないと認めるとき、又はその申立てが不適法であると認めるときは、裁決において理由を附して却下しなければならない。ただし、申立ての手続の方式に欠けたもののあるときは、これを補正させなければならない。

3　第十三条第三項及び第四項の規定は、前条第一項の不服の申立てがあつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「申立人」と読み替えるものとする。

4　労働大臣は、裁決をしたときは、労働省令で定める事項を記載した裁決書をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由して、申立人に通知するとともに、前条第四項の規定又は第三項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件を返還しなければならない。

5　労働大臣は、裁決をしたときは、当該都道府県労働基準局長を経由して、裁決書の写を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

（労働省令への委任）

第二十条　前二条に規定するもののほか、第十八条第一項の不服の申立てに関し必要な事項は、労働省令で定める。

（作業の転換）

第二十一条　都道府県労働基準局長は、健康管理の区分が管理三である労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときは、使用者に対して、その者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるべきことを勧告することができる。

2　使用者は、前項の勧告を受けたときは、当該労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させることとするように努めなければならない。

3　使用者は、第一項の勧告を受けた労働者が常時粉じん作業に従事しなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

（転換手当）

第二十二条　使用者は、前条第一項の勧告を受けた労働者が常時粉じん作業に従事しなくなつたときは、労働省令で定めるところにより、その者に対して、労働基準法第十二条に規定する平均賃金の三十日分に相当する額の転換手当を支払わなければならない。

（療養）

第二十三条　健康管理の区分が管理四と決定された者は、療養を要するものとする。

2　使用者は、第十四条第一項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその使用する労働者の健康管理の区分が管理四と決定された旨の通知を受けたときは、第十四条第二項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知において、その者が療養を要する旨を明らかにしなければならない。

第三章　じん肺審議会

（設置）

第二十四条　労働省に、じん肺審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第二十五条　審議会は、労働大臣その他関係大臣の諮問に応じて、じん肺に関する予防、健康管理その他じん肺に関する重要事項について調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議することができる。

（組織）

第二十六条　審議会は、二十人以内の委員をもつて組織する。

2　審議会には、委員のほか、専門委員を置くことができる。

3　専門委員は、議決に加わることができない。

（委員及び専門委員）

第二十七条　委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

2　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　専門委員は、専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

4　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第二十八条　審議会に、会長を置く。

2　会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

3　会長は、審議会の会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された委員が会長の職務を代理する。

（部会）

第二十九条　審議会に、その議決により部会を置くことができる。

2　部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　部会に、その部会に属する委員の互選により、部会長を置く。

4　部会長は、部会の会務を総理する。

（庶務）

第三十条　審議会の庶務は、労働省労働基準局において処理する。

（労働省令への委任）

第三十一条　この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第四章　政府の援助等

（技術的援助等）

第三十二条　政府は、使用者に対して、粉じんの測定、粉じんの発散の抑制、じん肺健康診断その他じん肺に関する予防及び健康管理に関し、必要な技術的援助を行なうように努めなければならない。

2　政府は、じん肺の予防に関する技術的研究及び前項の技術的援助を行なうため必要な施設の整備を図らなければならない。

（粉じん対策指導委員）

第三十三条　都道府県労働基準局及び鉱山保安監督部に、使用者が行なうじん肺の予防に関する措置について必要な技術的援助を行なわせるため、粉じん対策指導委員を置くことができる。

2　粉じん対策指導委員は、衛生工学に関し学識経験のある者のうちから、労働大臣又は通商産業大臣が任命する。

3　粉じん対策指導委員は、非常勤とする。

（職業紹介及び職業訓練）

第三十四条　政府は、第二十一条第一項の勧告を受けてもなお当該事業場において粉じん作業以外の作業に常時従事することができない労働者のために、職業紹介及び職業訓練に関し適切な措置を講ずるように努めなければならない。

（就労施設等）

第三十五条　政府は、じん肺にかかつた労働者であつた者の生活の安定を図るため、就労の機会を与えるための施設及び労働能力の回復を図るための施設の整備その他に関し適切な措置を講ずるように努めなければならない。

第五章　雑則

（公課の禁止）

第三十六条　租税その他の公課は、転換手当を標準として課することができない。

（譲渡等の禁止）

第三十七条　転換手当の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（時効）

第三十八条　転換手当の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（じん肺診査医）

第三十九条　この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行なわせるため、労働省に中央じん肺診査医を、都道府県労働基準局に地方じん肺診査医を置く。

2　中央じん肺診査医及び地方じん肺診査医（以下この条及び次条において「じん肺診査医」という。）は、じん肺に関し相当の学識経験を有する医師のうちから、労働大臣が任命する。

3　じん肺診査医は、非常勤とすることができる。

（じん肺診査医の権限）

第四十条　じん肺診査医は、この法律の規定による診断又は審査のため必要があるときは、その必要の限度において、粉じん作業を行なう事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に質問し、又はエックス線写真若しくは診療録その他の物件を検査することができる。

2　前項の規定により立入検査をするじん肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第四十一条　労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

（労働基準監督官の権限）

第四十二条　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要な限度において、粉じん作業を行なう事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿書類を検査し、又は粉じんの測定若しくは分析を行なうことができる。

2　前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十三条　労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

（報告）

第四十四条　労働大臣、都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者に、じん肺に関する予防及び健康管理に関する事項を報告させることができる。

第六章　罰則

第四十五条　次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第六条から第九条まで、第十二条、第十三条第四項、第十四条第二項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条、第二十二条又は第二十三条第二項の規定に違反した者

二　第十三条第三項の規定による命令に違反した者

三　第四十条第一項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四　第四十二条第一項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査、測定若しくは分析を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五　第四十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第四十六条　前条の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行の日から六月間に、新たに常時粉じん作業に従事することとなつた労働者については、第七条中「その就業の際」とあるのは、「就業の日から昭和三十五年十二月三十一日までの間に」とする。ただし、この法律の施行の日の前日において、旧けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号。以下「旧法」という。）第三条第一項の規定の適用を受けていた使用者に係る場合は、この限りでない。

2　この法律の施行の際現に常時粉じん作業に従事することとなつている労働者（この法律の施行の日の前日において旧法第三条第二項又は第三項の規定の適用を受けていた労働者を除く。）に対して、この法律の施行後最初に行なうべき第八条の規定によるじん肺健康診断は、昭和三十五年十二月三十一日までに行なわなければならない。

第三条　この法律の施行前に、旧法の規定により行なつたけい肺健康診断及び心肺機能検査その他の検査は、労働省令で定めるところにより、この法律の相当規定により行なつたじん肺健康診断又は心肺機能検査その他の検査とみなす。

2　旧法第八条第一項の勧告を受けて、この法律の施行前に粉じん作業以外の作業に常時従事することとなつた労働者は、第八条、第九条及び第十二条第二項の規定の適用については、第二十一条第一項の勧告を受けて転換したものとみなす。

第四条　この法律の施行前に、旧法第四条の規定により行なつたエックス線写真及び粉じん作業についての職歴を証明する書面その他の書面の提出は、第十二条の規定により行なつたものとみなす。

2　この法律の施行前に旧法の規定によりしたけい肺にかかつているかどうかの決定及びけい肺第一症度、けい肺第二症度、けい肺第三症度又はけい肺第四症度の決定は、この法律の規定によりしたじん肺にかかつているかどうかの別の決定又は管理一、管理二、管理三若しくは管理四の決定とみなす。

3　前項の規定により、じん肺にかかつていないと決定されたものとみなされた労働者は、第十三条第一項の規定により健康管理の区分が管理一となつたものとみなす。

第五条　旧法第六条第一項又は第七条第一項の規定によりした申請で、この法律の施行前にこれらの規定による決定がなかつたものは、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定によりしたものとみなす。

第六条　旧法第八条第一項の規定によりした勧告で、この法律の施行の際なお従前の粉じん作業に常時従事している労働者に係るものは、第二十一条第一項の規定によりしたものとみなす。

第七条　旧法第三十一条第一項の規定による不服の申立てで、この法律の施行の時までに裁決がなかつたものは、第十八条第一項の規定によりしたものとみなす。

（国会職員法の一部改正）

第八条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及びじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

第九条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及びじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条中第八号を次のように改め、第八号の二を削る。

八　じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の規
　定による転換手当

第六百七十二条中第八号を次のように改め、第八号の二を削る。

八　じん肺法の規定による転換手当

（自衛隊法の一部改正）

第十一条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及びじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）」に改める。

（内閣総理・通商産業・労働大臣署名）

* * *

法律第三十一号（昭三五・三・三一）

◎補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に、「昭和三十四年度分」を「昭和三十五年度分」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「昭和三十四年度」を「昭和三十五年度」に改める。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・運輸・建設大臣署名）

* * *

法律第三十二号（昭三五・三・三一）

◎昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年
度における国債整理基金に充てるべき資金の繰
入れの特例に関する法律

第一条から第三条まで中「昭和三十四年度」を「昭和三十五年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十三号（昭三五・三・三一）

◎日本原子力研究所法の一部を改正する法律

日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「五人」を「六人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第三十四号（昭三五・三・三一）

◎日本国有鉄道法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「十六人以内」を「十七人以内」に改める。

第四十二条の二第一項に次のただし書を加える。

但し、日本国有鉄道が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき引き渡すためにする鉄道債券の発行については、運輸大臣の認可を受けることを要しない。

第四十二条の二中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8　日本国有鉄道は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき鉄道債券を引き渡す必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その鉄道債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委託することができる。

9　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三

号）第三条に規定する外国投資家が前項の鉄道債券を譲り受けたときは、当該鉄道債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

第四十七条中「及び同条第六項」を「、同条第六項及び同条第八項」に改める。

附則

1　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2　国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

本則中「又は日本国有鉄道」を「、日本道路公団又は日本国有鉄道」に、「又は日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第一項」を「、日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第一項又は日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十二条の二第一項」に改める。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第三十五号（昭三五・三・三一）

◎関税定率法の一部を改正する法律

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表中第五類の類名の次に次のように加える。

この類において「酸価」とは、油脂又は蠟一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する苛性カリのミリグラム数をいう。

同表中

「

五一五	獣脂	
	一　牛脂	五分
	二　その他	一割

」を

「

五一五	獣脂	
	一　牛脂	五分
	二　豚脂	
	甲　ラード	一キログラムにつき十五円
	乙　その他	
	イ　酸価が二をこえるもの	五分
	ロ　その他	一キログラムにつき十五円
	三　その他	一割

」に改める。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十六号（昭三五・三・三一）

◎関税暫定措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、特定の物品について関税を軽減し、又は免除するため関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の暫定的特例を定めるものとする。

（重要機械類の免税）

第二条　国民経済の健全な発展に資するため設備の緊急な近代化を必要とする事業又は特に育成を必要とする事業で政令で定めるものの用に供される機械類のうち、次に掲げる要件を備えるもので政令で定めるものについては、昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一　新式又は高性能の産業用機械類で、本邦において製作することが困難であること。

二　事業の主要な作業工程において欠くことができないものであること。

（給食用乾燥脱脂ミルクの免税）

第三条　小学校、中学校、夜間において授業を行なう課程を置く高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の児童、生徒若しくは幼児又は保育所の児童の給食の用に供される乾燥脱脂ミルクについては、昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

（原子力研究用物品等の免税）

第四条　政令で定める原子力の研究の用に供される物品及び原子力発電設備に使用される物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

（航空機及びその部分品の免税）

第五条　航空機及びこれに使用する部分品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

（農林漁業用重油の免税）

第六条　関税定率法別表第五百十九号に掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・八七六二をこえ、〇・八九をこえないもの（温度十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九二五をこえないもので、温度五十度における粘度が七十レッドウッド秒をこえないものを含むものとし、引火点が温度百十五度をこえるこれらのものを除く。）で、農林漁業の用に供されるもの（外国から本邦に到着した時においてその性質を有するものに限る。）については、昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

（肥料製造用原油の免税）

第七条　関税定率法別表第五百十九号に掲げる原油で、昭和三十六年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税関長の指定する期間内に、税関長の承認を受けた製造工場でアンモニア系窒素肥料の製造の原料として使用され、かつ、当該肥料の製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2　関税定率法第十三条第三項から第五項まで（製造用原料品の減免税の手続等）の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「これと同種の他の原料品」とあるのは、「これと同種の他の原料品又はその製品の原料となるべき他の物品」と読み替えるものとする。

3　次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる原油の数量について第一項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。ただし、同項の原油又は製品が災害その他のやむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

一　第一項に規定する期間内に同項に規定する製造を終えなかつたとき（第十条第一項又は第十二条第二項の規定により関税を徴収するときを除くものとし、前項において準用する関税定率法第十三条第五項の規定による届出をしなかつたときを含む。）。　当該製造を終えず、又は届出をしなかつた原油

二　第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で同項に規定する製造を行ない、又は前項において準用する関税定率法第十三条第四項の規定に違反して当該製造を行なつたとき。　当該製造に供した原油

（その他の物品の免税及び減税）

第八条　別表第一に掲げる物品で昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものについては、その関税を免除する。

2　別表第二に掲げる物品で昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の税率は、同表に定めるところによる。

3　前二項に規定する物品のうち特定の用途に供するものであることを要件としているもので政令で定めるものについて、これらの規定により関税の免除又は軽減を受ける者は、政令で定める手続をしなければならない。

（用途外使用等の制限）

第九条　第二条から第六条まで又は第七条第一項の規定により関税の免除を受けた物品及び前条第一項又は第二項の規定により関税の免除又は軽減を受けた同条第三項に規定する物品は、その輸入の許可の日から二年以内（第七条第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、同項に規定する期間内）に、その免除又は軽減を受けた用途（第二条又は第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、政令で定めるところにより税関長が承認する用途を含む。）以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

（用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収）

第十条　前条ただし書の場合においては、同条ただし書の承認を受けた物品につき第二条から第六条まで、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の規定により免除又は軽減を受けた関税を、当該承認を受けた者から直ちに徴収する。この場合において、使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税定率法第十条（変質又は損傷による減税）の規定に準じてその関税を軽減することができる。

2　次の各号に掲げる物品につき前項前段の規定により関税を徴収する場合において、前条ただし書の承認を受けた者が当該関税の免除又は軽減を受けた者以外の者であるとき、その他当該物品の課税価格が明らかでないときは、その徴収する関税の額は、当該各号に掲げる額とする。

一　第六条の規定により関税の免除を受けた重油　当該承認を受けた時において当該重油の輸入があつたものとみなして関税定率法別表（製油原料の用に供することにより徴収するときは、別表第二）の税率により計算した額

二　第八条第二項の規定により関税の軽減を受けた原油、重油又は粗油　当該承認を受けた時においてこれらの輸入があつたものとみなして関税定率法別表の税率により計算した額と別表第二の税率により計算した額との差額に相当する額

3　第一項の規定による関税の徴収については、関税法第十条（担保を提供した場合の充当又は徴収）の規定の適用がある場合を除き、国税徴収の例による。

（税関職員の権限）

第十一条　関税法第百五条第一項第五号（税関職員の権限）の規定は、第二条から第六条まで又は第七条第一項の規定により関税を免除した場合及び第八条第一項又は第二項の規定により同条第三項に規定する物品について関税を免除し、又は軽減した場合について準用する。

（罰則）

第十二条　第九条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の場合においては、その違反に係る物品につき第二条から第六条まで、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の規定により免除又は軽減を受けた関税を、犯人から直ちに徴収する。

3　第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条ただし書の承認を受けた」とあり、又は「当該承認を受けた」とあるのは、「第十二条第一項の違反行為をした」と読み替えるものとする。

第十三条　第十一条において準用する関税法第百五条第一項第五号（税関職員の権限）の規定による税関職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（犯則事件の調査及び処分）

第十五条　関税法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、前三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

附　則

1　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2　関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項から第二十項までを削り、以下十六項ずつ繰り上げる。

別表甲号、別表乙号及び別表丙号を削る。

3　この法律の施行前に改正前の関税定率法の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一

関税定率法別表の番号	品　名
一一二	動物（別号に掲げるものを除く。）のうちさる（急性灰白髄炎ワクチンの製造又は検定をする際に使用するものに限る。）
二〇五	小麦
六七一	コールタール分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの（医薬及び別号に掲げるものを除く。）のうちジイソプロピル・ベンゼン・ハイドロパーオキシド（合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。）
六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。） 二　その他のうち次に掲げるもの (1)　四エチル鉛 (2)　放射性元素及びその化合物 (3)　モリブデン・コバルト触媒又はニッケル・コバルト・クロム触媒（エチレン、ベンゼン、トルエン又はキシレンを製造するため、これらに混じている不飽和炭化水素に水素添加をする際に使用するものに限る。）、銀触媒（エチレンを酸化して酸化エチレンを製造する際に使用するものに限る。）、シリカ・アルミナ・クロム触媒又はモリブデン・アルミナ触媒（エチレンを重合してポリエチレンを製造する際に使用するものに限る。）、クロム・アルミナ触媒（ブタン又はブチレンを脱水素してブタジエンを製造する際に使用するものに限る。）、銅・亜鉛触媒（第二ブタノールを脱水素してメチルエチルケトンを製造する際に使用するものに限る。）及びシリカ・アルミナ触媒（混合キシレンを異性化してパラキシレンを製造する際に使用するものに限る。） (4)　メンタン・ハイドロパーオキシド及び第三ドデシル・メルカプタン（ブタジエンとスチレン又はアクリルニトリルとを共重合させて合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。） (5)　五酸化バナジウム
一二二八	コークスのうち石油コークス
一四〇五	鉄鋼（別号に掲げる特殊鋼を除く。） 五　板のうち厚さが〇・六ミリメートル以下でめつきしてないもの（長さが一・八メートル以下で幅が〇・九五メートル以下のもの又は面積が一・五平方メートル以下のものに限る。）
一六二七	金銭登録機、計算機その他これらに類するもの及びこれらのものの部分品 二　その他のうち次に掲げるもの (1)　計数式電子計算機（カード式又は磁気テープ式の入力機又は入出力機を使用することができるもののうち、記憶容量が一万八千字以上の磁気コアー式内部記憶装置を有するものに限る。）及びこれに附属する制御機 (2)　カード式入力機、出力機、カード式入出力機、記憶機及びこれらに附属する制御機（(1)に掲げる電子計算機又はカード式の入力機若しくは入出力機を使用することができる計数式電子計算機と一組を構成するもので、これらの計算機とともに輸入するものに限る。）並びに磁気テープ式入出力機（(1)に掲げる電子計算機と一組を構成するもので、これとともに輸入するものに限る。）
一六八六	機械（別号に掲げるものを除く。）のうち穿（せん）孔カード式統計会計機械（穿（せん）孔機、自動検孔機、電子管式分類機、製表機、照合機及び翻訳機に限る。）
一七〇九	木材 一　単に切り、ひき、又は割つたもの 甲　パイン、ファー、シダーその他の針葉樹 ロ　その他 ロの一のうちヘムロックその他のつが属のもの（厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。）

別表第二

関税定率法別表の番号	品名	税率
五一九	炭化水素油（別号に掲げるものを除く。）	
	一　原油、重油及び粗油のうち製油原料として使用するもの	六分
	二　その他（動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたものを含む。）	
	乙　その他のうち温度十五度における比重が〇・八七六二をこえず、かつ、引火点が温度百十五度をこえないもので、一般に燃料として使用するもの	二割
六七一	コールタール分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ化学的成分を有するもの（医薬及び別号に掲げるものを除く。）のうち合成なめし済（芳香族スルフォン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。）	五分
六九五	薬材、化学薬、医薬及びこられの調合品（別号に掲げるものを除く。）	
	二　その他のうち次に掲げるもの	
	(1)　ピグメントレジンカラー用のエキステンダー	一割
	(2)　合成なめし済（芳香族スルフォン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。）	五分
七〇五	合成染料	
	六　建染染料	
	乙　その他	一割五分
七三三	染料及び顔料（別号に掲げるものを除く。）のうちピグメントレジンカラーベース	一割
一一〇一	印刷用紙	
	二　その他（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	
	甲　一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの（砕木パルプを含むもので、巻取りのものに限る。）	七分五厘

備考

この表において「重油」とは、炭化水素油のうち、温度十五度における比重が〇・八七六二をこえ、かつ、引火点が温度百三十度をこえないもので一般に燃料として使用するもの及び原油を蒸りゆうしてできたかま残油をいう。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十七号（昭三五・三・三一）

◎精神薄弱者福祉法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　精神薄弱者福祉審議会（第四条―第八条）
第三章　援護の機関及び福祉の措置（第九条―第十七条）
第四章　精神薄弱者援護施設（第十八条―第二十一条）
第五章　費用（第二十二条―第二十七条）
第六章　雑則（第二十八条・第二十九条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、精神薄弱者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行ない、もつて精神薄弱者の福祉を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、精神薄弱者の福祉について国民の理解を深めるとともに、精神薄弱者に対する更生の援助と必要な保護の実施につとめなければならない。

（関係職員の協力義務）

第三条　この法律及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による福祉の措置の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、精神薄弱者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行なわれるように相互に協力しなければならない。

第二章　精神薄弱者福祉審議会

（設置及び権限）

第四条　厚生大臣の諮問に応じ、精神薄弱者の福祉に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として精神薄弱者福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、精神薄弱者の福祉に関する重要事項について、関係行政機関に意見を具申することができる。

3　審議会は、精神薄弱者の福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

（組織）

第五条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

第六条　審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生大臣が任命する。

一　学識経験のある者
二　精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する者
三　関係行政機関の職員

2　学識経験のある者又は精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第七条　審議会に、委員の互選による会長及び副会長各一人を置く。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（政令への委任）

第八条　この法律で定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　援護の機関及び福祉の措置

（援護の実施機関）

第九条　この法律に定める精神薄弱者に対する援護は、居住地を有する精神薄弱者については、その居住地を管轄する福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない精神薄弱者については、その現在地の都道府県知事が行なうものとする。

（精神薄弱者福祉司）

第十条　都道府県は、精神薄弱者福祉司を置かなければならない。

2　市及び福祉事務所を設置する町村は、精神薄弱者福祉司を置くことができる。

3　精神薄弱者福祉司は、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の命を受けて、精神薄弱者の福祉に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一　福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行なうこと。

二　第十三条第一項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とするものを行なうこと。

4　精神薄弱者福祉司が置かれていない福祉事務所の長は、十八歳以上の精神薄弱者に係る前項第二号の業務については、他に置かれている精神薄弱者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5　精神薄弱者福祉司は、前項の規定により福祉事務所長から技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。

第十一条　精神薄弱者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号の一に該当する者のうちから、任用しなければならない。

一　社会福祉事業法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、精神薄弱者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

三　医師

四　精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生大臣の指定するものを卒業した者

五　前各号に準ずる者であつて、精神薄弱者福祉司として必要な学識経験を有するもの

（精神薄弱者更生相談所）

第十二条　都道府県は、精神薄弱者厚生相談所を設けなければならない。

2　精神薄弱者更生相談所は、精神薄弱者の福祉に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一　精神薄弱者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

二　十八歳以上の精神薄弱者の医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれに付随して必要な指導を行なうこと。

3　精神薄弱者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行なうことができる。

（福祉事務所）

第十三条　福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一　精神薄弱者の福祉に関し、必要な実情の把握につとめること。

二　精神薄弱者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行なうこと並びにこれらに付随する業務を行なうこと。

2　福祉事務所長は、十八歳以上の精神薄弱者につき前項第二号の業務を行なうに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、精神薄者更生相談所の判定を求めなければならない。

（協力機関）

第十四条　福祉事務所を設置しない町村（特別区を含む。）の長は、当該町村の区域内に居住地を有する精神薄弱者の援護について、都道府県知事又は福祉事務所長の行なう事務に協力しなければならない。

（民生委員の協力）

第十五条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

（福祉の措置）

第十六条　援護の実施機関は、十八歳以上の精神薄弱者につき、その福祉を図るため、必要に応じて次の措置をとらなければならない。

一　精神薄弱者又はその保護者（配偶者、親権を行なう者、後見人その他の者で、精神薄弱者を現に監護するものをいう。）を精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

二　精神薄弱者を当該地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設に入所させ、又は他の地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設に紹介すること。

三　精神薄弱者の援護を職親（精神薄弱者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行なうことを希望する者であつて、援護の実施機関が適当と認めるものをいう。）に委託すること。

2　援護の実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、前項第二号の措置に代えて、社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に精神薄弱者の援護を委託することができる。

一　前項第二号の措置をとることができないか、又は相当でないとき。

二　当該施設に援護を委託することが、前項第二号の措置をとるよりも、当該精神薄弱者の福祉のために効果的であると認められるとき。

3　援護の実施機関は、第一項第二号若しくは第三号又は前項の措置をとるに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、精神薄弱者更生相談所の判定を求めなければならない。

4　第一項第二号又は第二項の措置については、援護の実施機関は、厚生大臣が審議会の意見を聞いて定める基準に適合する精神薄弱者援護施設に精神薄弱者を入所させ、若しくは紹介し、又はその援護を委託しなければならない。

（福祉事務所長への委任）

第十七条　援護の実施機関は、前条第一項及び第二項の措置をとる権限の全部又は一部をその管理する福祉事務所長に委任することができる。

第四章　精神薄弱者援護施設

（精神薄弱者援護施設）

第十八条　精神薄弱者援護施設は、十八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行なう施設とする。

（施設の設置）

第十九条　都道府県は、精神薄弱者援護施設を設置することができる。

2　市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事

業法の定めるところにより、精神薄弱者援護施設を設置することができる。

（紹介による入所）

第二十条　地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設は、援護の実施機関から第十六条第一項第二号の規定による紹介を受けたときは、正当な理由がなければ、その精神薄弱者を入所させせなければならない。

（運営の基準）

第二十一条　厚生大臣は、審議会の意見を聞き、精神薄弱者援護施設が第十六条第一項第二号の規定による入所の措置により、若しくは同号の規定による紹介を受けて精神薄弱者を入所させ、又は同条第二項の規定により精神薄弱者の援護の委託を受けた場合におけるその運営について必要な基準を定めなければならない。

第五章　費用

（市町村の支弁）

第二十二条　次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一　第十条第二項の規定により市町村が設置する精神薄弱者福祉司に要する費用

二　第十六条の規定により市町村長が行なう行政措置に要する費用（第四号に掲げる費用を除く。）

三　市町村が設置する精神薄弱者援護施設の設置に要する費用

四　市町村が設置する精神薄弱者援護施設の運営に要する費用

（都道府県の支弁）

第二十三条　次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一　第十条第一項の規定により都道府県が設置する精神薄弱者福祉司に要する費用

二　第十二条第一項の規定により都道府県が設置する精神薄弱者更生相談所に要する費用

三　第十六条の規定により都道府県知事が行なう行政措置に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）

四　都道府県が設置する精神薄弱者援護施設の設置に要する費用

五　都道府県が設置する精神薄弱者援護施設の運営に要する費用

（繰替え支弁）

第二十四条　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長の管理に属する福祉事務所の管轄区域内にある精神薄弱者援護施設で厚生大臣の指定するものに対し他の都道府県知事又は市町村長が第十条第二項の規定により精神薄弱者の援護を委託した場合においては、その委託に要する費用について一時繰替え支弁をしなければならない。

（都道府県の負担）

第二十五条　都道府県は、第二十二条第三号の規定により市町村が支弁した費用については、政令の定めるところにより、その四分の三を負担する。

（国の負担）

第二十六条　国は、政令の定めるところにより、第二十二条又は第二十三条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一　第二十二条第二号の費用のうち、第十六条第二項の規定による行政措置に要する費用については、その十分の八

二　第二十二条第四号の費用については、その十分の八

三　第二十三条第二号の費用のうち、精神薄弱者更生相談所で行なう相談、判定及び指導に要する費用については、その十分の八

四　第二十三条第三号の費用のうち、第十六条第二項の規定による行政措置に要する費用については、その十分の八

五　第二十三条第四号の費用については、その十分の五

六　第二十三条第五号の費用については、その十分の八

2　国は、前条の規定により都道府県が負担した費用の三分の二を負担する。

（費用の徴収）

第二十七条　精神薄弱者援護施設を設置する都道府県又は市町村の長は、当該施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じて、入所中に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2　第十六条第二項の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき都道府県又は市町村の長は、当該行政措置により社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、入所中に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

第六章　雑則

（町村の一部事務組合）

第二十八条　町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

（援護の実施機関が変更した場合の経過規定）

第二十九条　町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施機関に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、変更前の援護の実施機関がした処分その他の行為は、変更後の援護の実施機関がした処分その他の行為とみなす。ただし、変更前に行なわれ、又は行なわれるべきであつた援護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（社会福祉事業法附則第七項に関する特例）

2　社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

（児童福祉法の一部改正）

3　児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二号中「社会福祉主事」を「精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事」に改める。

第二十七条第一項第二号中「社会福祉主事」を「精神薄弱者福祉司、社会福祉主事」に改める。

（地方財政法の一部改正）

4　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四　精神薄弱者の援護に要する経費

（民生委員法の一部改正）

5　民生委員法の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により総務一人を定めなければならない。

2　総務は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

3　前二項に定めるもののほか、総務の任期その他総務に関し必要な事項は、政令で定める。

（厚生省設置法の一部改正）

6　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十二号の四の次に次の一号を加える。

五十二の五　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の定めるところにより、精神薄弱者援護施設の基準を定めること。

第十二条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　精神薄弱者福祉法を施行すること。

第二十九条第一項の表中

「

中央身体障害者福祉審議会	厚生大臣の諮問に応じて、身体障害者の福祉に関する事項を審議すること。

」を

「

中央身体障害者福祉審議会	厚生大臣の諮問に応じて、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議すること。
精神薄弱者福祉審議会	厚生大臣の諮問に応じて、精神薄弱者の福祉に関する事項を調査審議すること。

」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

7　社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」の下に「、精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）」を加える。

第二条第二項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　精神薄弱者援護施設を経営する事業

第二条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　精神薄弱者の更生相談に応ずる事業

第十三条第六項、第十七条第三項、第十九条及び第二十条中「及び身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

（入場税法の一部改正）

8　入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表の主催者の欄中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

一二　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による精神薄弱者援護施設（この表において「精神薄弱者援護施設」という。）を設置する者

別表の支出先又は支出の目的の欄中「身体障害者更生援護施設」の下に「、精神薄弱者援護施設」を加える。

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第三十八号（昭三五・三・三一）

◎開拓融資保証法の一部を改正する法律

開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「三億九千万円」を「四億九千万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第三十九号（昭三五・三・三一）

◎国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、民有林野について一般会計から委託を受けてする治山事業（以下「受託治山事業」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

この会計においては、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号。以下この項において「法」という。）第三条に規定する治山事業十箇年計画の実施に伴い、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行なうものとする。

一　法第二条の治山事業（国有林野事業に該当するものを除く。以下次号において「治山事業」という。）で国が施行するもの（以下「直轄治山事業」という。）

二　治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付

三　法第二条第一項各号に掲げる事業に係る同条第三項第一号に規定する災害復旧事業で国が施行するものの管理

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二　この会計は、国有林野事業勘定及び治山勘定に区分する。

第三条中「この会計においては」を「国有林野事業勘定においては」に、「この会計に所属する」を「この勘定に所属する」に改める。

第四条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改める。

第五条第一項及び第六条第一項中「この会計において」を「国有林野事業勘定において」に、「この会計の負担」を「この勘定の負担」に改める。

第八条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八条の二　治山勘定においては、次条第一項の規定による一般会計からの繰入金、直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、直轄治山事業に関する費用、補助金等、同条第二項の規定による国有林野事業勘定への繰入金で第一条第三項第三号の事業に関する事務取扱費

の額に相当するもの及び附属諸費をもつてその歳出とする。

第八条の三　直轄治山事業に関する費用で国庫が負担するもの、補助金等及び第一条第三項第三号の事業に関する事務取扱費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計から治山勘定に繰り入れるものとする。

直轄治山事業及び第一条第三項第三号の事業に関する事務取扱費は、国有林野事業勘定において支弁するものとし、当該事務取扱費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、治山勘定から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

第九条中「予定計算書」の下に「、繰越明許費要求書」を加える。

第十条を次のように改める。

第十条　この会計の歳入歳出予算は、国有林野事業勘定及び治山勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二　この会計の国庫債務負担行為は、国有林野事業勘定及び治山勘定の区分に従い、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

第十一条第二項第一号中「予定計算書」の下に「、繰越明許費要求書」を加え、同項第二号中「前前年度」の下に「の国有林野事業勘定」を加え、同項第三号中「当該年度」の下に「の国有林野事業勘定」を加え、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　前前年度の治山勘定の事業実績表

五　前年度及び当該年度の治山勘定の事業計画表

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二　治山勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

第十二条及び第十三条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改める。

第十五条第二項第二号中「当該年度」の下に「の国有林野事業勘定」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該年度の治山勘定の事業実績表

第十六条第一項中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二　治山勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十七条第三項及び第十八条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改める。

第十八条の二を削る。

附則第五条第一項中「この会計においては」を「国有林野事業勘定においては」に、「この会計の負担」を「この勘定の負担」に改め、同条第二項中「治山事業」を「治山に関する事業」に、「この会計」を「国有林野事業勘定」に改める。

附則第五条の二第一項中「この会計において」を「国有林野事業勘定において」に、「この会計の負担」を「この勘定の負担」に改め、同条第三項中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改め、同条第六項中「昭和二十二年度」を「昭和三十五年度」に、「この会計」を「この勘定」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国有林野事業特別会計法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十五年度の予算から適用し、昭和三十四年度以前の予算については、なお従前の例による。

3　新法第十一条第二項第二号から第五号までの規定により国有林野事業特別会計の予算に添附すべき前前年度又は前年度に係る書類については、昭和三十五年度（前前年度に係る書類については、昭和三十六年度を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　昭和三十五年三月三十一日におけるこの会計の資産及び負債並びにこの法律の施行前に一般会計の負担において施行された事業及び工事で新法第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業に相当するものに係る資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の国有林野事業勘定又は治山勘定にそれぞれ帰属するものとする。

5　昭和三十四年度の国有林野事業特別会計の歳出予算のうち、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十二条ただし書又は第二項の規定により従前の例によることとされる改正前の国有林野事業特別会計法第十六条第一項の規定により昭和三十五年度に繰り越して使用するものは、この会計の国有林野事業勘定において使用するものとする。

6　公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　国有林野事業（国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業を含む。）

7　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　地すべり防止工事でこれに要する費用を国有林野事業特別会計において支弁するものについては、第三十二条中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しないものとする。

（大蔵・農林・労働・内閣総理大臣署名）

法律第四十号（昭三五・三・三一）

◎治水特別会計法

（設置）

第一条　治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号。以下「法」という。）第三条に規定する治水事業十箇年計画の実施に伴い、法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で国が施行するもの（以下「直轄治水事業」という。）及び同条第二項第四号に規定する工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2　この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行なうものとする。

一　法第二条第三項第三号に規定する伊勢湾等高潮対策事業のうち直轄治水事業に密接な関連があつて建設大臣が施行するもの（以下「直轄伊勢湾等高潮対策事業」という。）

二　直轄治水事業又は直轄伊勢湾等高潮対策事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要

のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの（以下「治水関係受託工事」という。）及び多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。）

三　法第二条第二項第一号又は第二号に規定する河川又は砂防設備に係る同条第三項第一号に規定する災害復旧事業及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で建設大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するものの管理

四　法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

（管理）

第二条　この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（勘定区分）

第三条　この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

（治水勘定の歳入及び歳出）

第四条　治水勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一　第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金及び第八条第一項の規定による特定多目的ダム建設工事勘定からの繰入金

二　河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二十七条ただし書若しくは第三十三条、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項若しくは第十七条、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十三条第一項又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条の規定による負担金で直轄治水事業に係るもの及び昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百七十二号）本則第二項の規定による負担金で直轄伊勢湾等高潮対策事業に係るもの

三　河川法第三十条から第三十二条まで又は砂防法第十六条の規定による負担金

四　治水関係受託工事に係る納付金

2　治水勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一　直轄治水事業、直轄伊勢湾等高潮対策事業及び治水関係受託工事に関する費用（国が北海道で行なうこれらの事業又は工事に関する職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）

二　第一条第二項第三号に規定する事業又は工事、多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に関する事務費（国が北海道で行なうこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。）

三　第一条第二項第四号に規定する事業に係る国の負担金及び補助金

四　第九条の規定による一般会計への繰入金

（特定多目的ダム建設工事勘定の歳入及び歳出）

第五条　特定多目的ダム建設工事勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一　第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金

二　河川法第二十七条ただし書又は第三十三条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの

三　特定多目的ダム法第七条第一項又は第九条第一項の規定による負担金及び河川法第三十一条又は第三十二条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの

四　多目的ダム関係受託工事に係る納付金

2　特定多目的ダム建設工事勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一　多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に要する費用（工事に関する事務費を除く。）

二　第八条第一項の規定による治水勘定への繰入金

三　第九条の規定による一般会計への繰入金

四　特定多目的ダム法第十二条の規定による還付金

（特定多目的ダム建設工事勘定の歳入及び歳出等の整理）

第六条　特定多目的ダム建設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分（以下「工事別等の区分」という。）に従つて整理しなければならない。

（一般会計からの繰入れ）

第七条　直轄治水事業又は直轄伊勢湾等高潮対策事業に関する費用で国庫が負担するもの、第一条第二項第三号に規定する事業又は工事に関する事務費並びに同項第四号に規定する事業に係る負担金及び補助金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。

2　多目的ダム建設工事に関する費用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。

3　前二項の規定による繰入れは、国が北海道において行なう事業又は工事に関する事務費の額その他政令で定める額に相当する金額を除き、予算の範囲内において、政令で定めるところにより行なうものとする。

（特定多目的ダム建設工事勘定からの治水勘定への繰入れ）

第八条　多目的ダム建設工事又は多目的ダム関係受託工事に関する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定に繰り入れるものとする。

2　前条第三項の規定は、前項の規定による繰入れについて準用する。

（一般会計への繰入れ）

第九条　第一条第二項第二号に規定する受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、治水関係受託工事に係るものにあつては治水勘定から、多目的ダム関係受託工事に係るものにあつては、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）

第十条　建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」という。）を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書等には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　前前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表

二　国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴なうものについてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

3　前項各号の書類のうち特定多目的ダム建設工事勘

定に係るものは、工事別等の区分に従つて作成するものとする。ただし、当該年度の事業計画表については、この限りでない。

（歳入歳出予算の区分）

第十一条　この会計の歳入歳出予算は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（国庫債務負担行為の区分）

第十二条　この会計の国庫債務負担行為は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定の区分に従い、更に特定多目的ダム建設工事勘定にあつては工事別に、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

（予算の作成及び提出）

第十三条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第十条第一項に規定する歳入歳出予定計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

（特定多目的ダム建設工事勘定の予算の執行）

第十四条　特定多目的ダム建設工事勘定の予算で、その項又は目が工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第二項の規定によるほか、工事別等の区分により行なうものとする 。

2　特定多目的ダム建設工事勘定の工事別等の区分に応ずる収入金は、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

3　特定多目的ダム建設工事勘定において、工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額をこえてはならない。

（予備費の使用）

第十五条　治水勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

2　特定多目的ダム建設工事勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額で工事別等の区分によるものに相当する額を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

（歳入歳出決定計算書等の作成及び送付）

第十六条　建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるほか、特定多目的ダム建設工事勘定にあつては工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　当該年度の事業実績表
二　債務に関する計算書

3　第十条第三項本文の規定は、前項各号の書類について準用する。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十七条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、

国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（剰余金の繰入れ）

第十八条　治水勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2　特定多目的ダム建設工事勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを工事別等の区分により翌年度の蔵入に繰り入れるものとする。

（余裕金の預託）

第十九条　治水勘定において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

2　特定多目的ダム建設工事勘定において、工事別等の区分に応ずる支払上現金に余裕があるときは、当該区分に従つて、資金運用部に預託することができる。

（実施規定）

第二十条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年度の予算から適用する。

2　特定多目的ダム建設工事特別会計法（昭和三十二年法律第三十六号）は、廃止する。

3　特定多目的ダム建設工事特別会計の昭和三十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

4　昭和三十四年度以前の年度の一般会計の直轄治水事業若しくは直轄伊勢湾等高潮対策事業の施行又は第一条第二項第三号に規定する事業若しくは工事の管理に関する予算（昭和三十五年度に繰り越したものを含む。）に係る一般会計所属の資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に帰属するものとする。

5　特定多目的ダム建設工事特別会計の廃止の際同会計に属する資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の特定多目的ダム建設工事勘定に帰属するものとする。

6　旧特定多目的ダム建設工事特別会計法第十四条第一項の規定による借入金で昭和三十四年度に係るものについて同条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、同年度において借入れをしなかつた金額があるときは、昭和三十五年度において、当該金額を限り、かつ、昭和三十四年度の多目的ダム建設工事のうち昭和三十五年度に繰り越して施行するものに係る経費の財源として必要な金額の範囲内で、特定多目的ダム建設工事勘定の負担において、工事別等の区分に従つて借入金をすることができる。

7　前項の規定による借入金、特定多目的ダム法第八条の利息並びに第五項の規定により特定多目的ダム建設工事勘定に帰属した地方債証券及び前項の昭和三十五年度に繰り越して施行する多目的ダム建設工事に係る地方債証券の償還金及び利子は、特定多目的ダム建設工事勘定の歳入とし、第五項の規定により同勘定に帰属した旧特定多目的ダム建設工事特別会計の借入金及び前項の規定による借入金の償還金及び利子は、同勘定の歳出とする。

8　地方負担金（旧特定多目的ダム建設工事特別会計法第三条に規定する地方負担金をいう。以下同じ。）で昭和三十四年度以前の年度の予算により施行した多目的ダム建設工事（昭和三十五年度に繰り越して

施行するものを含む。）に係るもの及び特定多目的ダム法第八条の利息並びに前項に規定する地方債証券の償還金及び利子は、同項に規定する借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の額は、多目的ダム建設工事に関する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならない。

9　第七項に規定する借入金の借入れ又は償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

10　第七項に規定する借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

11　第十条第二項又は第十三条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添附すべき前前年度の事業実績表又は前年度の事業計画表は、昭和三十五年度分（前前年度の事業実績表については、昭和三十六年度分を含む。）に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

12　この会計の昭和三十六年度又は昭和三十七年度の歳入歳出予定計算書等又は予算には、第十条第二項又は第十三条第二項に規定する書類のほか、昭和三十六年度分にあつては、工事別等の区分に従つて作成した前年度の借入金の借入れ及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表を、昭和三十七年度分にあつては、工事別等の区分に従つて作成した前前年度の借入金の借入れ及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

13　この会計の昭和三十五年度の歳入歳出決定計算書又は歳入歳出決算には、第十六条第二項又は第十七条第二項に規定する書類のほか、工事別等の区分に従つて作成した地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

14　海岸法の一部を次のように改正する。

附則第四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4　海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で治水特別会計の負担において行なうものについては、第二十九条中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しないものとする。

15　地すべり等防止法の一部を次のように改正する。

附則第四条の二中「国有林野事業特別会計」の下に「又は治水特別会計」を加える。

16　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「印刷局特別会計」の下に「、国債整理基金特別会計」を加え、「特定多目的ダム建設工事特別会計」を「治水特別会計」に改める。

17　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号の三中「特定多目的ダム建設工事特別会計」を「治水特別会計」に改める。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号（昭三五・三・三一）

◎糸価安定特別会計法の一部を改正する法律

糸価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「二百七十五億円」を「百十五億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十二号（昭三五・三・三一）

◎高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する定時制の課程」の下に「（以下「定時制の課程」という。）」を加える。

第八条中「第四条」の下に「及び第七条」を加え、同条を第十条とし、第七条を削り、第六条の見出し中「私立学校」の下に「の設備」を加え、同条を第九条とし、第五条の見出し中「公立学校」の下に「の設備等」を加え、同条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

（国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当）

第五条　国立の高等学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行なうものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。）及び教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び政令で定める実習助手に限る。以下同じ。）には、その者の俸給月額に百分の七（俸給の特別調整額を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、百分の五をこえない範囲内において文部大臣がそれぞれ定める割合）を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

2　前項の定時制通信教育手当に関し必要な事項は、文部大臣が定める。この場合においては、文部大臣は、人事院の意見を聞かなければならない。

（公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当）

第六条　公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当は、前条の規定による国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当を基準として定めるものとする。

（定時制通信教育手当についての国の補助）

第七条　国は、毎年度、地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員に対して支給する定時制通信教育[illegible]手当に要する経費（当該地方公共団体が公立の高等

学校の校長及び教員に対し、その者の給料の月額に百分の七（管理職手当を受ける者にあつては、職務の複雑、困難及び責任の度合においてその者に対応する国立の高等学校の校長及び教員のうち俸給の特別調整額を受ける者について、第五条第一項の規定により文部大臣が定める割合）を乗じて得た額をこえる額の定時制通信教育手当を支給する場合にあつては、そのこえる部分に係る経費を除く。）の三分の一を、当該地方公共団体に対し、予算の範囲内において補助することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行に伴い地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当に関する条例を制定するにあたつては、当該地方公共団体は、当該条例の施行により、当該条例の規定による定時制通信教育手当を受けるべき者について、その者が受けるべき当該手当の月額が当該手当に相当するその者が現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けるべき者について不利益な結果が生じないように必要な経過的措置を当該条例において定めなければならない。

（他の法律の一部改正）

3　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「薪炭手当」の下に「、定時制通信教育手当」を加える。

4　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「給与」の下に「、定時制通信教育手当」を加える。

5　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「薪炭手当」の下に「、定時制通信教育手当」を加える。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

◆

法律第四十三号（昭三五・三・三一）

◎外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「政令で定める範囲のものをいう」を「第十四条第一項第一号の規定により損益計算書その他の計算書類の作成の方法について不当な経理の是正を勧告した場合においては、その勧告に従つて再計算することとしたときの当該決算期の利益とし、これらの利益の範囲は、政令で定めるものに限るものとする」に改める。

第十三条中「二分の一に相当する金額を」の下に「下らない金額を」を加える。

第十九条から第二十一条までを次のように改める。

第十九条から第二十一条まで　削除

第二十三条第一項中「（第二十条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2　改正前の第二十条第二項及び第二十三条第一項の規定は、改正前の第十九条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社については、なおその効力を有する。

3　政府は、昭和三十五年度において、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間にされた外航船舶の建造のための融資について、第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる。この場合においては、第五条第二項中「予定しゅん工日」とあるのは、「予定しゅん工日（既にしゅん工した船舶については、しゅん工日）」とする。

4　政府は、当分の間、第二条の規定による損失を補償する旨の契約を結ばないものとする。

5　補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

◆

法律第四十四号（昭三五・三・三一）

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七百三億七百万円」を「七百八十億七百万円」に改める。

第二十六条の見出しを「（資金の交付等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替貯金とし、又は農林中央金庫若しくは銀行に預け入れることができる。

別表中「年七分　十五年　五年」を「年七分　十五年　七年」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「住宅金融公庫」の下に「、農林漁業金融公庫」を加える。

（大蔵・農林・郵政・内閣総理大臣署名）

◆

法律第四十五号（昭三五・三・三一）

◎公営企業金融公庫法の一部を改正する法律

公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「十五億円」を「十八億円」に改める。

第四十条第三号中「第十九条」の下に「及び附則第九項」を加える。

附則中第九項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

（農林漁業金融公庫からの業務の受託）

9　公庫は、当分の間、農林漁業金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行なう造林に必要な資金の貸付に係る業務を行なうことができる。

附　則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第四十六号（昭三五・三・三一）

◎財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律

（貸付条件）

第一条　政府は、財団法人日本海外協会連合会（以下「連合会」という。）に対し、連合会が中南米諸国その他政令で定める外国に永住の目的をもつて移住する者に対して必要な最低限度の渡航費を貸し付けるために必要な資金を貸し付ける場合においては、次に掲げる条件によることができる。

一　利率　年三分六厘五毛。ただし、第二号の据置期間中は、無利子とする。

二　償還期間　貸付けの日の属する年の初日から起算して二十年（貸付けの日の属する年の初日から起算して十年の据置期間を含む。）

三　元金の償還及び利息の支払方法　元利均等年賦償還の方法により各年の末日を支払日とする。

（既存の債権の内容変更）

第二条　政府は、昭和二十七年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間において、移住者（アメリカ合衆国に移住した者を除く。）の渡航費として連合会に貸し付けた貸付金（移住者の渡航費として財団法人アマゾニヤ産業研究所、財団法人日伯協会及び財団法人和歌山県海外協会に貸し付けた貸付金で、連合会が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き受けたものを含む。以下この条において同じ。）については、昭和三十五年三月三十一日現在における各貸付金の残高及び当該貸付金に係る未納の利息の合計額に相当する金額を、それぞれ貸し付けた日に前条各号に掲げる条件により貸し付けたものとする内容に変更することができる。

附　則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十七号（昭三五・四・一）

◎南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律

政府は、当分の間、南大東島において高層気象観測を行なう気象機関に対して、当該気象観測に必要な運輸省令で定める物品を譲与することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第四十八号（昭三五・四・一）

◎滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法（昭和二十五年法律第二百六号）は、廃止する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業大臣署名）

法律第四十九号（昭三五・四・一）

◎養鶏振興法

（目的）

第一条　この法律は、養鶏の振興を図るため、優良な資質を備える鶏の普及のための制度及び養鶏経営の改善のための措置等を定め、もつて農家経済の安定と国民の食生活の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「標準鶏」とは、次に掲げる鶏の品種であることを示す外形上の特徴で農林省令で定めるものを備える鶏をいう。

一　単冠白色レグホーン種

二　横はんプリマスロック種

三　単冠ロードアイランドレッド種

四　ニューハンプシャー種

五　名古屋種

六　三河種

七　その他農林省令で定める品種

2　この法律において「種卵」とは、鶏の雌で農林省令で定めるところにより継続して鶏の雄と交配可能

の状態におかれたものから農林省令で定める期間内に生まれた卵をいう。

3　この法律において「種鶏業者」とは、種卵の生産を業とする者をいい、「ふ化業者」とは、鶏のひなの生産を業とする者をいう。

（種卵及び鶏のひなに関する表示等）

第三条　標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵については、その生産者は、農林省令で定めるところにより、その種卵又はその容器包装に、当該交配に係る雄及び雌の品種を示す農林省令で定める様式の表示を附することができる。

2　前項の規定による表示が附されている種卵又は当該表示がその容器包装に附されている種卵からふ化した鶏のひなについては、その生産者（そのふ化を委託した者を含む。）は、農林省令で定めるところにより、そのひな又はその容器包装にそのひなの品種（品種の異なる標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵からふ化した鶏のひなについては、その交配に係る鶏の雄及び雌の品種）を示す農林省令で定める様式の表示を附することができる。ふ化業者が飼養する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵で同項の規定による表示が附されていないものから当該ふ化業者がふ化した鶏のひなについても、同様とする。

第四条　前条の規定による場合を除き、何人も、種卵若しくはその容器包装又は鶏のひな若しくはその容器包装に同条に規定する表示又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

2　前条に規定する表示の附されている容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、再び種卵又は鶏のひなの容器又は包装材料として使用してはならない。ただし、その表示に係る標準鶏の雄及び雌の品種と同一の品種に属する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵又はその表示に係る同条第二項に規定するひなの品種と同一の品種に係るひなの容器又は包装材料として使用する場合は、この限りでない。

（標準鶏の認定）

第五条　種卵を生産する者は、その飼養する鶏につき、農林省令で定めるところにより、当該鶏が標準鶏であるかどうかについての都道府県知事の認定を申請することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による申請に係る鶏について標準鶏である旨の認定をしたときは、当該鶏に農林省令で定める標識をつけるものとする。

（施設の整備）

第六条　種鶏業者は、その飼養する鶏が伝染性疾病にかからないようにするため、鶏舎その他の鶏の飼養施設に消毒そう等の消毒用施設を整備するように努めなければならない。

2　ふ化業者は、その生産するひながひな白痢にかからないようにするため、ふ卵舎の床面を清掃の容易なコンクリート敷又は板敷とする等その事業場の施設の整備に努めなければならない。

（ふ化業者の登録）

第七条　ふ化業者は、そのすべてのふ化場（人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用に供する事業場をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

一　ふ化場の施設で農林省令で定めるものが農林省令で定める基準に適合するものであること。

二　種卵のふ化に関し農林省令で定める経験を有する者で種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれていること。

2　ふ化業者は、前項の登録（以下「登録」という。）を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。ふ化場が

当該ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合には、その書類のほか当該ふ化場が前項各号に掲げる要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けたことを証する書面を提出しなければならない。

一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名）

二　ふ化場の名称及びその所在地

三　ふ化場の施設で農林省令で定めるもの

四　ふ化場において種卵のふ化に常時従事する者の種卵のふ化に関する経験

五　その他農林省令で定める事項

3　都道府県知事は、登録の申請があつた場合において、申請者が次の各号の一に該当するときは登録を拒むことができる。

一　第十条第一項第二号、第三号又は第四号の規定により登録の取消しを受けた日から二年を経過しない者

二　前号に該当する者を除き、この法律若しくは家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した日から二年を経過しない者

三　法人であつてその役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

4　登録は、登録簿に農林省令で定める事項を登載して行ない、登録をしたときは、その旨を公示するものとする。

5　都道府県知事は、登録をした場合において、登録を受けたふ化業者（以下「登録ふ化業者」という。）が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、登録簿の当該ふ化業者に係る部分の写しを当該他の都道府県の知事に送付しなければならない。

6　都道府県知事は、登録をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に対し、その理由を記載した文書をもつて、その旨を通知しなければならない。

第八条　登録ふ化業者が新たにふ化場を開設するときは、あらかじめ当該ふ化場が前条第一項各号の要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けなければならない。

2　前項の場合において、当該ふ化場が登録ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内に開設されたものであるときは、同項の確認をした旨又は確認をしない旨の決定をした都道府県知事は、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第九条　登録ふ化業者は、第七条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その者の住所地を管轄する都道府県知事及び当該変更に係るふ化場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2　登録ふ化業者が次の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から二週間以内に、当該登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一　登録ふ化業者が種卵をふ化する事業を廃止したときは、その者

二　登録ふ化業者が死亡したときは、その相続人

三　登録ふ化業者が法人である場合において、合併により解散したときは合併後存続する法人又は合併により成立した法人、合併以外の理由により解散したときはその清算人（破産による解散の場合にあつては破産管財人）

第十条　都道府県知事は、登録ふ化業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことがで

きる。

一　ふ化場が第七条第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

二　新たにふ化場を開設した場合において、第八条第一項の規定による確認を受けないで当該ふ化場において種卵をふ化する事業を行なつたとき。

三　偽りその他不正な手段により確認又は登録を受けたとき。

四　この法律若しくは家畜伝染病予防法若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

五　第七条第三項第三号に該当するに至つたとき。

2　登録ふ化業者のふ化場が当該登録ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合において、その所在地を管轄する都道府県知事は、そのふ化場につき、登録ふ化業者が前項第一号から第四号までに掲げる事由に該当すると認めるときは、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、登録を取り消したときは、遅滞なく、当該登録の取消しを受けた者に対し、その理由を記載した文書をもつてその旨を通知するとともに公示しなければならない。

4　都道府県知事は、登録を取り消した場合において、登録の取消しを受けた者が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、当該他の都道府県の知事に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第十一条　登録の有効期間は、三年とする。

2　登録及びその取消しの効力は、全都道府県に及ぶ。

第十二条　この法律に規定するもののほか、確認及び登録の手続その他確認及び登録に関し必要な事項は、農林省令で定める。

（登録ふ化業者の業務）

第十三条　登録ふ化業者は、農林省令で定めるところにより、ふ化場ごとに、種卵の購買及びふ化、ふ化した鶏のひなの販売並びに鶏の伝染性疾病に関する事項を明りように記帳整理し、かつ、ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2　登録ふ化業者は、鶏の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のため、種卵の購買、ふ化場の施設の消毒、ふ化した鶏のひなの販売等につき充分に留意しなければならない。

（登録ふ化業者に対する措置命令）

第十四条　都道府県知事は、登録ふ化業者がこの法律に規定する義務を履行していないと認めるときは、当該登録ふ化業者に対し、当該義務を履行させるため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（登録ふ化業者の表示等）

第十五条　登録ふ化業者は、登録ふ化業者である旨の表示をし、及びその者のふ化場でふ化した鶏のひな又はその容器包装に、当該登録ふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなである旨の表示を附することができる。

2　前項の規定による場合を除き、何人も、登録ふ化業者である旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示をし、又は登録ふ化業者のふ化場でふ化したものでない鶏のひな若しくはその容器包装に、登録ふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなである旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示を附してはならない。

3　第一項に規定する表示の附されている容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、当該登録ふ化業者以外のふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなの販売の用に供してはならない。

（立入検査等）

第十六条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録ふ化業者から、その者の業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくはふ化場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（養鶏振興審議会）

第十七条　農林省に、養鶏振興審議会を置く。

2　養鶏振興審議会は、次に掲げる事項について、農林大臣の諮問に応じて答申し、又は農林大臣に建議することができる。

一　鶏の改良増殖に関する事項

二　養鶏経営の合理化に関する事項

三　養鶏生産物の規格の設定その他流通の改善に関する事項

四　養鶏生産物の価格の安定に関する事項

五　養鶏生産物の輸出に関する事項

六　養鶏生産物の加工業の振興に関する事項

七　養鶏生産物の消費の増進に関する事項

八　その他養鶏振興に関する重要事項

3　養鶏振興審議会は、委員二十人以内で組織する。

4　委員は、養鶏経営、鶏の改良増殖、種卵のふ化及び養鶏生産物の処理、加工、保管、出荷、販売又は消費に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

5　養鶏振興審議会に会長を置く。

6　会長は、委員の互選により選任する。

7　会長は、会務を総理し、養鶏振興審議会を代表する。

8　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

9　委員は、非常勤とする。

10　前各項に定めるもののほか、養鶏振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（国及び都道府県の行なう措置）

第十八条　国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の供給を充分に確保するため、その生産の用に供する施設の整備、優良な種鶏の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

2　国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の効率的な普及を図るため、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状況、飼養施設における鶏の伝染性疾病の発生の状況等を勘案して適当と認める種鶏業者に対して配布するように努めなければならない。

3　国及び都道府県は、養鶏の振興を図るため、積極的にこれに必要な試験研究及び技術の普及を行なうとともにこれらを助長するものとする。

第十九条　国及び都道府県は、種鶏業者及びふ化業者の事業場の施設の取得、改良又は復旧に要する資金の融通のあつせんをすることができる。

2　前項に規定するもののほか、国及び都道府県は、養鶏経営の改善、養鶏生産物の出荷、販売、処理、加工及び流通の改善並びに養鶏生産物の消費の増進のために必要な経費の補助又は資金の融通のあつせんその他養鶏の振興のために必要な助成をすることができる。

（罰則）

第二十条　第四条又は第十五条第二項若しくは第三項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処す

る。

第二十一条　第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中中央生乳取引調停審議会の項の次に次のように加える。

養鶏振興審議会	養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

* * *

法律第五十号（昭三五・四・一）

◎裁判官弾劾法の一部を改正する法律（衆法）

裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「八人及び」を削り、同条同項の次に次の一項を加える。

事務局の職員の定員は、委員長が両議院の議院運営委員会の承認を得てこれを定める。

第十八条第二項中「八人及び」を削り、同条同項の次に次の一項を加える。

事務局の職員の定員は、裁判長が両議院の議院運営委員会の承認を得てこれを定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

* * *

法律第五十一号（昭三五・四・一）

◎アジア経済研究所法

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　役員等（第十一条―第二十一条）
第三章　業務（第二十二条）
第四章　財務及び会計（第二十三条―第三十三条）
第五章　監督（第三十四条・第三十五条）
第六章　雑則（第三十六条―第三十八条）
第七章　罰則（第三十九条―第四十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　アジア経済研究所は、アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、並びにその成果を普及し、もつてこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　アジア経済研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　研究所の事務所は、東京都に置く。

（資本金）

第四条　研究所の資本金は、一億円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2　政府は、研究所の設立に際し前項の一億円を出資するものとする。

3　研究所は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4　政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、研究所に出資することができる。

（持分の払戻し等の禁止）

第五条　研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）

第六条　政府以外の出資者（第三十六条第二項並びに第三十七条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。）は、その持分を譲渡することができる。

2　出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、研究所その他の第三者に対抗することができない。

（定款）

第七条　研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資本金、出資及び資産に関する事項
五　役員、参与及び会議に関する事項
六　業務及びその執行に関する事項
七　会計に関する事項
八　公告に関する事項
九　定款の変更に関する事項

2　定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第八条　研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第九条　研究所でない者は、アジア経済研究所という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

第二章　役員等

（役員）

第十一条　研究所に、役員として、会長一人、所長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十二条　会長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2　所長は、研究所を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して研究所の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、定款で定めるところにより、会長及び所長を補佐して研究所の業務を掌理し、会長及び所長

に事故があるときはその職務を代理し、会長及び所長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、研究所の業務を監査する。

（役員の任命）

第十三条　会長、所長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、会長が任命する。

（役員の任期）

第十四条　会長、所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十六条　通商産業大臣は、会長、所長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

3　通商産業大臣は、会長、所長若しくは監事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は会長、所長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長、所長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

4　会長は、理事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第十七条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十八条　研究所と会長又は所長との利益が相反する事項については、会長及び所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

（参与会）

第十九条　研究所に、参与会を置く。

2　参与会は、会長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3　参与会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

4　参与会は、参与十五人以内で組織する。

5　参与は、研究所の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

6　参与の任期は、二年とする。

7　参与は、再任されることができる。

（職員の任命）

第二十条　研究所の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第二十一条　研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務）

第二十二条　研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　アジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。

二　アジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行ない、又は現地調査を行なうこと。

三　前二号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。

四　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2　研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3　研究所は、第一項の業務を妨げない範囲内において、アジア地域以外の地域の経済及びこれに関連する諸事情について調査研究を行ない、並びにその成果を普及することができる。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十三条　研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画、資金計画及び収支予算）

第二十四条　研究所は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十五条　研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

（貸借対照表、損益計算書及び決算報告書）

第二十六条　研究所は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、監事の意見を附して、決算完結後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（書類の送付）

第二十七条　研究所は、第二十四条又は前条に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、資金計画及び収支予算に関する書類又は貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を出資者に送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十八条　研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第二十九条　研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十条　研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金若しくは郵便貯金又は信託会社若しくは信託業務を行なう銀行への金銭信託にするほか、これを他に運用してはならない。

（財産の処分等の制限）

第三十一条　研究所は、通商産業省令で定める重要な

財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（役員の給与及び退職手当の支給の基準）

第三十二条　研究所は、その役員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

第三十三条　この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十四条　研究所は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十五条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（出資者原簿）

第三十六条　研究所は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2　出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び払込みの年月日

三　出資額

3　出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（解散）

第三十七条　研究所は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、研究所の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十八条　通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第二十四条、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十一条の認可をしようとするとき。

二　第二十六条又は第三十二条の承認をしようとするとき。

三　第三十一条又は第三十三条の通商産業省令を定めようとするとき。

第七章　罰則

（罰則）

第三十九条　第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

532712

一　この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第八条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十二条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十四条第二項の命令に違反したとき。

第四十一条　第九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の設立）

第二条　通商産業大臣は、研究所の会長、所長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長、所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、所長又は監事に任命されたものとする。

第三条　通商産業大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第四条　設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

2　設立委員は、前項の募集が終わつたときは、通商産業大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

第五条　設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

2　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条　附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条　研究所は、設立の登記をすることによつて成立する。

（財団法人アジア経済研究所からの引継ぎ）

第八条　昭和三十三年十二月十九日に設立された財団法人アジア経済研究所（以下この条において「財団法人アジア経済研究所」という。）は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対して、研究所においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があつたときは、財団法人アジア経済研究所の一切の権利及び義務は、研究所の成立の時において研究所に承継されるものとし、財団法人アジア経済研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

(4)　前項の規定により財団法人アジア経済研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（経過規定）

第九条　この法律の施行の際現にアジア経済研究所という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条　研究所の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条　研究所の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十四条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十二条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「理化学研究所」の下に「、アジア経済研究所」を、「理化学研究所法」の下に「、アジア経済研究所法」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十三条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本観光協会」の下に「、アジア経済研究所」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「及び日本観光協会」を「、日本観光協会及びアジア経済研究所」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本観光協会」を「、日本観光協会及びアジア経済研究所」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十六条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　アジア経済研究所に関すること。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業大臣署名）

◆

法律第五十二号（昭三五・四・八）

◎市町村職員共済組合法の一部を改正する法律

市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八項及び附則第二十九項中「昭和三十五年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十三号（昭三五・四・一一）

◎奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第五項及び第十条の三第二項中「一億円」を「一億八千万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四ノ二　奄美群島復興信用基金ガ奄美群島復興特別措置法第十条の二第九項第四号ノ規定ニ依リ為ス事業資金ノ貸付ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶ノ抵当権ノ取得ノ登記

（内閣総理・大蔵大臣署名）

◆

法律第五十四号（昭三五・四・一六）

◎農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第九号を次のように改める。

九　削除

第八条第一項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三　削除

第十条第一項第二号中「蚕糸を除く。以下本条中同じ。」を「蚕糸及び青果物を除く。」に改め、「農林経済局及び」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二　そ菜その他の青果物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

第十条第一項第四号及び第五号中「農産物」の下に「（蚕糸を除く。）」を加え、同項第五号の五を次のように改める。

五の五　農山漁村における電気導入に関すること。

第十七条中「家畜衛生試験場」を「家畜衛生試験場　放射線育種場」に、「農薬検査所」を「農薬検査所　飼料検査所」に改める。

第十九条第二項の表の位置の欄中「兵庫県」を「広島県」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（放射線育種場）

第二十二条の二　放射線育種場は、農作物及び材木の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究を行なう機関とする。

2　放射線育種場は、茨城県に置く。

3　放射線育種場の内部組織については、農林省令で定める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（飼料検査所）

第二十四条の二　飼料検査所は、飼料の検査を行なう機関とする。

2　飼料検査所は、東京都に置く。

3　飼料検査所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　農林大臣は、前項に規定するほか、生糸検査所に、繭糸価格安定のための生糸の買入れ及び売渡しに関する事務の一部を行なわせることができる。

第三十四条第一項の表中臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会の部を削る。

第三十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項に掲げる部のほか、名古屋農地事務局に、臨時に高潮対策事業部を置く。

第六十一条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　林野庁の所掌事務に係る一般会計及び国有林野事業特別会計の治山勘定についての経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

第六十三条第四号中「行うこと。」の下に「（治山勘定に係る第六十一条第三号に掲げる事務を除く。）」を加える。

附　則

１　この法律は、公布の日から施行する。

２　臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法（昭和三十四年法律第八号）は、廃止する。

（農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第五十五号（昭三五・四・二一）

◎優生保護法の一部を改正する法律（参法）

優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（費用の負担）

第十一条　前条の規定によつて行なう優生手術に関する費用は、政令の定めるところにより、当該都道府県の支弁とする。

２　前項の費用は、国庫の負担とする。

第三十九条第一項中「昭和三十五年七月三十一日」を「昭和四十年七月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の優生保護法第十一条の規定は、昭和三十五年四月一日以後に同法第十条の規定により行なう優生手術に関する費用について適用し、同日前に同条の規定により行なう優生手術に関する費用については、なお従前の例による。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第五十六号（昭三五・四・二一）

◎地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「第七項」を「第六項」に改める。

第二十四条第一項第四号中「第六項」を「第七項」に改める。

第五十二条第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

第五十三条第七項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

６　法人税法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けた法人で前項の規定の適用のないものその他政令で定める還付を受けた法人が納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額の計算については、前項の規定に準じて政令で定める。

第五十六条第二項中「第六項」を「第七項」に改める。

第六十四条中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

第七十二条の十七に次の二項を加える。

４　前項の規定の適用がない場合においても、個人の前年以前三年間における事業の所得の計算上生じた被災たな卸資産の損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分の金額は、当該損失の生じた年に所得税法第二十六条の二第一項の規定による損失申告書又は同法第二十六条の規定による確定申告書を提出し、かつその後の年分の申告につき連続して損失申告書又は確定申告書を提出している場合に限り、当該個人の事業の所得から控除するものとする。

５　前項の「被災たな卸資産の損失の金額」とは、震災、風水害、火災その他政令で定める災害による商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産の損失の金額（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）をいう。

第二百九十二条第八号中「不具者」を「障害者」に、「めくら」を「失明者」に改め、同条第十一号中「第七項」を「第六項」に改める。

第二百九十四条第一項第四号中「第六項」を「第七項」に改める。

第二百九十五条第一項第三号及び第二項中「不具者」を「障害者」に改める。

第三百十二条第四項中「第六項」を「第七項」に改める。

第三百十三条第三項の表中「五万円」を「十万円」に改め、同条第五項の表中「三万円」を「五万円」に、「八万円」を「十万円」に改める。

第三百二十一条の八中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　法人税法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けた法人で前項の規定の適用のないものその他政令で定める還付を受けた法人が納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額の計算については、前項の規定に準じて政令で定める。

第三百二十一条の十二第二項中「第六項」を「第七項」に改める。

第三百二十七条第一項中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（適用）

2　この法律による改正後の地方税法第七十二条の十七、第二百九十二条第八号、第二百九十五条及び第三百十三条の規定は、昭和三十五年度分の地方税から適用し、改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第五十七号（昭三五・四・二六）

◎公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「学校医」の下に「、学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

第二条中「（以下「学校医」という。）」を「、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）」に改める。

第三条中「学校医」を「学校医等」に改める。

第四条第一項中「学校医」を「学校医等」に改め、同条第二項中「及び医師」の下に「、歯科医師又は薬剤師」を加え、「職務上医師として医療」を「職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務」に改める。

第五条から第七条まで、第十一条第一項及び第十五条中「学校医」を「学校医等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号の二中「公立学校の学校医」の下に「、学校歯科医及び学校薬剤師」を加え、「非常勤の学校医」を「非常勤の学校医等」に、「義務教育諸学校の学校医」を「義務教育諸学校の学校医等」に改める。

別表第二第二号二十八の二中「公立学校の学校医」の下に「、学校歯科医及び学校薬剤師」を加え、「非常勤の学校医」を「非常勤の学校医等」に改める。

（地方財政法の一部改正）

3　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三　義務教育諸学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に要する経費

（地方税法の一部改正）

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第六号及び第六百七十二条第六号中「学校医」の下に「、学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正）

5　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条、第五十六条第三号及び第六十四条中「学校医」の下に「、学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

（内閣総理・文部・厚生大臣署名）

法律第五十八号（昭三五・四・二六）

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「古市簡易裁判所」を「羽曳野簡易裁判所」に、「上下簡易裁判所」を「府中簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「長野県埴科郡屋代町」を「更埴市」に、「大阪府南河内郡南大阪町」を「羽曳野市」に、「広島県甲奴郡上下町」を「広島県府中市」に、「鳥取県日野郡黒坂町」を「鳥取県日野郡日野町」に、「青森県下北郡田名部町」を「大湊田名部市」に改める。

別表第五表藤沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「茅ケ崎市」を「茅ケ崎市　大和市」に改め、「大和町」を削り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「与野市」を「与野市　蕨市」に改め、「蕨町」を削り、同表大宮簡

易裁判所の管轄区域の欄中「北本宿村」を「北本町」に改め、同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「千代田村」を削り、同表小笠原簡易裁判所の管轄区域の欄中「源村」を削り、「若草村」を「若草町」に改め、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「須坂市」を「須坂市　篠ノ井市　更埴市大字稲荷山、桑原、野高場及び八幡」に改め、「稲荷山町　八幡村　塩崎村」及び「篠ノ井町」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「埴科郡の内」を「更埴市（大字稲荷山、桑原、野高場及び八幡を除く）　埴科郡の内」に改め、「屋代町」及び「埴生町」を削り、同表岩村田簡易裁判所の管轄区域の欄中「本牧町　布施村　春日村　協和村」を「望月町」に、同表松本簡易裁判所の管轄区域の欄中「松本市」を「松本市　塩尻市」に改め、同表新潟簡易裁判所の管轄区域の欄中「内野町」を削り、同表新津簡易裁判所の管轄区域の欄中「五泉市」を「五泉市　白根市」に改め、「白根町」を削り、同表巻簡易裁判所の管轄区域の欄中「和納村」、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「高士村」及び同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉ケ丘町」を削り、同表古市簡易裁判所の項を次のように改める。

羽曳野	大阪府の内 羽曳野市　松原市　柏原市 南河内郡の内 美陵町

同表京都簡易裁判所の管轄区域の欄中「南区」を「南区（久世川原町、久世上久世町、久世高田町、久世中久町、久世殿城町、久世大藪町、久世築山町、久世大築町及び久世東土川町を除く）」に、同表右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「右京区」を「右京区（大原野北春日町、大原野南春日町、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野石見町、大原野灰方町、大原野石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野外畑町及び大原野出灰町を除く）」に改め、同表向日町簡易裁判所の項を次のように改める。

向日町	京都府の内 京都市の内 南区久世川原町、久世上久世町、久世高田町、久世中久町、久世殿城町、久世大藪町、久世築山町、久世大築町及び久世東土川町、右京区大原野北春日町、大原野南春日町、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野灰方町、大原野石見町、大原野石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野外畑町及び大原野出灰町 乙訓郡

同表亀岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「南桑田郡」及び同表桜井簡易裁判所の管轄区域の欄中「初瀬町」を削り、同表五条簡易裁判所の管轄区域の欄中「白銀村　賀名生村　宗檜村」を「西吉野村」に改め、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「海草郡の内　紀伊村」を削り、同表海南簡易裁判所の項を次のように改める。

海南	和歌山県の内 海南市　海草郡

同表すさみ簡易裁判所の管轄区域の欄中「江住村」、同表新宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「下里町　太田村」、同表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「西外城田村」、同表大台簡易裁判所の管轄区域の欄中「大杉谷村」、同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「国見村」、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「白山村」、同表安芸富山簡易裁判所の管轄区域の欄中「池多村」、同表西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「寺西町」並びに同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「府中市」及び「蘆品郡」を削り、同表上下簡易裁判所の名称の欄中「上下」を「府中」に改め、同簡易裁判所の管轄

区域の欄中「甲奴郡」を「府中市　蘆品郡　甲奴郡」に、同表本郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「美川村」を「美川町」に改め、同表児島簡易裁判所の管轄区域の欄中「児島郡の内　郷内村」を削り、同表若桜簡易裁判所の管轄区域の欄中「丹比村　八頭村」を「八東町」に改め、同表八橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「由良町」を削り、同表黒坂簡易裁判所の項を次のように改める。

黒坂	鳥取県の内 日野郡の内 日野町　日南町

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「村松村　長浦村」を「琴海村」に、同表大村簡易裁判所の管轄区域の欄中「彼杵町　千綿村」を「東彼杵町」に、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「龍ケ岳村」を「龍ケ岳町」に、同表屋久島簡易裁判所の管轄区域の欄中「下屋久村」を「屋久町」に、同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「溝辺村」を「溝辺町」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「高城村」を「高城町」に、同表志津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「歌津村」を「歌津町」に、同表村山簡易裁判所の管轄区域の欄中「東根市」を「東根市　尾花沢市」に、同表田名部簡易裁判所の管轄区域の欄中「下北郡」を「大湊田名部市　下北郡」に、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「南部村」を「南部町」に、同表苫小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「厚真村」を「厚真町」に改め、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「花咲郡」を削り、同表綾南簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡田村　久万玉村」を「綾歌町」に改め、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「板東町」を削り、「秋月を除く）」を「秋月を除く）　大麻町大字板東、萩原、津慈、川崎、檜及び三俣」に改め、同表鳴戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「堀江町　松茂村」を「松茂村　大麻町（大字板東、萩原、津慈、川崎、檜及び三俣を除く）」に改め、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「土佐市」を「土佐市　南国市」に改め、「後免町　野田村　岡豊村　香長村」を削り、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩村」を削り、同表安芸簡易裁判所の管轄区域の欄中「安芸市」を「安芸市　室戸市」に改め、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居郡」を削り、同表野村簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒瀬川村」を「城川町」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十五年六月一日から施行する。

2　この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

（法務・内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十九号（昭三五・四・二七）

◎水産庁設置法の一部を改正する法律

水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「十和田湖ふ化場」を削る。

第七条の四の二を削り、第七条の四の三を第七条の四の二とする。

附　則

この法律は、昭和三十五年八月一日から施行する。

（農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第六十号（昭三五・四・二七）

◎公営住宅法の一部を改正する法律

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「一市町村の」の下に「区域内で二百戸以上若しくはその」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に生じた災害に関しては、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・厚生・建設大臣署名）

法律第六十一号（昭三五・四・二七）

◎漁業協同組合整備促進法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　漁業協同組合の整備（第二条―第十五条）
第三章　漁業協同組合整備基金
　第一節　通則（第十六条―第二十八条）
　第二節　役員（第二十九条―第三十五条）
　第三節　出資者総会（第三十六条―第三十九条）
　第四節　業務（第四十条・第四十一条）
　第五節　財務及び会計（第四十二条―第四十五条）
　第六節　監督（第四十六条―第四十八条）
　第七節　雑則（第四十九条―第五十二条）
　第八節　罰則（第五十三条―第五十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、漁業協同組合の整備につき指導及び助成を行なうことを目的とする法人の設立その他漁業協同組合の整備を促進するための措置について定めて、漁業に関する協同組織の健全な発展に資することを目的とする。

第二章　漁業協同組合の整備

（整備計画の樹立）

第二条　事業の継続に著しい支障をきたすこととなしにはその債務を弁済することができない漁業協同組合であつて、この法律によつて整備を行なおうとするものは、政令で定める日までにおいて都道府県知事の指定する日（以下「指定日」という。）現在により貸借対照表を作成し、これに基づいて整備計画をたてなければならない。

2　漁業協同組合は、前項の規定により貸借対照表を作成するにあたつては、農林省令で定めるところにより、資産の適正な評価を行ない、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

3　漁業協同組合は、第一項の規定により整備計画をたてるにあたつては、農林省令で定めるところにより、信用漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会をいう。以下同じ。）又は農林中央金庫と協議しなければならない。

4　漁業協同組合が第一項の規定により整備計画をたてるには、その組合員（水産業協同組合法第十八条第三項の規定による組合員を除く。）の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

（整備の目標）

第三条　前条第一項の漁業協同組合は、指定日から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに次に掲げる条件をみたすように整備を行なわなければならない。

一　固定した債務の全部の整理（その事業分量その他の経営条件からみて固定した債務の額が過大であるため当該期限までにその全部の整理ができないと認められる漁業協同組合にあつては、その債務のうち、その額の二分の一をこえない範囲内において都道府県知事がその経営に支障がないと認めて指定した債務以外のものの全部の整理）

二　欠損金の全部の補てん（その事業分量その他の経営条件からみて欠損金の額が過大であるため当該期限までにその全部の補てんができないと認められる漁業協同組合にあつては、その欠損金の額のうち、その払込済出資金の額の二分の一をこえない範囲内において都道府県知事がその経営に支障がないと認めて承認した額をその欠損金の額から控除した残額の全部の補てん）

（整備計画の内容）

第四条　整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　組合員又は当該漁業協同組合が会員となつている漁業協同組合連合会との間における利用及び協力を強化するための方策

二　事業の執行の体制を改善するための措置

三　固定した債権及び在庫品の資金化並びに不要固定資産の処分

四　固定した債務の条件の緩和その他信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫から受ける援助の内容

五　固定した債務の整理

六　欠損金の補てん

七　出資金の増加

（整備計画の適否の認定）

第五条　第二条第一項の規定により整備計画をたてた漁業協同組合は、農林省令で定める手続により、こ

れを都道府県知事に提出するものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定による整備計画の提出があつたときは、政令で定めるところにより、漁業協同組合の整備に関し学識経験を有する者の意見を聞いて、その整備計画が適当であるかどうかを認定しなければならない。

3　前項の規定による認定は、農林省令で定める基準に従つて行なわなければならない。

（合併の場合の特例）

第六条　前条第二項（第三項及び次条において準用する場合を含む。）の規定によりその整備計画が適当である旨及びこれを変更した場合にあつてはその変更につき適当である旨の認定を受けている漁業協同組合（以下「整備組合」という。）が合併によつて解散した場合には、当該認定は、その効力を失う。この場合において、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合（整備組合を除く。）が整備を行なおうとするときは、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を作成し、これに基づいて整備計画をたてなければならない。

2　前項後段に規定する漁業協同組合は、整備を行なう場合には、当該合併によつて解散した整備組合についての指定日（当該合併によつて二以上の整備組合が解散した場合において、その指定日が異なるときは、当該合併についての登記の日に最も近い指定日とする。）から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第三条に規定する条件をみたすようにしなければならない。

3　第一項後段の場合には、第二条第二項から第四項まで、第四条並びに前条の規定を準用する。

（整備計画の変更）

第七条　整備組合が第五条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画を変更する場合には、第二条第三項及び第四項並びに第五条の規定を準用する。

（都道府県知事の援助）

第八条　漁業協同組合は、都道府県知事に対し、整備計画の樹立及び変更並びにその実施に関する助言を求めることができる。

2　都道府県知事は、漁業協同組合が整備計画をたて、若しくは変更し、又はこれを実施するため、債権者とその債務の条件の緩和その他の援助を受ける契約をする必要がある場合には、当該漁業協同組合の申出により、そのあつせんをすることができる。

（都道府県の助成）

第九条　都道府県は、信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が第五条第二項（第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画（これを変更した場合にあつては、その変更につき第七条において準用する第五条第二項の規定により適当である旨の認定を受けたものに限る。）に従い誠実に整備を行なつていると認められる整備組合に対する債権の利息を当該整備計画に従つて減免した場合に、当該信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に対して、その減免した利息の額の一部に相当する金額を補助し、及び第十四条第一項の勧告に係る漁業協同組合が合併した場合に、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合に対して、合併奨励金を交付することができる。

（信用漁業協同組合連合会の貸付事業の特例）

第十条　信用漁業協同組合連合会は、その会員たる整備組合の整備を促進するため必要があるときは、水産業協同組合法第八十七条第一項及び第四項の規定にかかわらず、当該整備組合の承諾を得て、当該整備組合の組合員に対し、その事業に必要な資金の貸付けを行なうことができる。

（法人税法の特例）

第十一条　昭和四十二年三月三十一日までに第五条第二項の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けた整備組合の昭和二十九年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において生じた欠損金（その整備組合が合併によつて成立した漁業協同組合又は合併後存続する漁業協同組合である場合にあつては、当該合併によつて解散した漁業協同組合（第十三条第一項に規定する解散整備組合を除く。）から引き継いだ当該欠損金を含む。）は、当該整備組合に係る指定日の属する事業年度からその整備計画において第三条第二号に掲げる条件が達成されることとなつている事業年度までの各事業年度において、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条第一項の所得の計算上、損金に算入する。ただし、当該欠損金についての明細書を提出しているとともに、昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度（昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得につき青色申告書（法人税法第二十五条第一項の申告書をいう。以下同じ。）を提出しなかつた漁業協同組合及び昭和三十五年四月一日以後において合併により成立した漁業協同組合については、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度）に係る青色申告書を提出し、かつ、その後においても連続して青色申告書を提出している場合に限る。

2　前項ただし書に規定する欠損金についての明細書は、最初に提出しようとする青色申告書に係る事業年度が昭和三十五年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度である漁業協同組合にあつては当該漁業協同組合が法人税法第二十五条第三項の規定により提出する申請書（次条の規定により同法第二十五条第三項の期限後に提出されるものを含む。）に添えて、昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る青色申告書を提出している漁業協同組合にあつては当該漁業協同組合の昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る青色申告書に添えて、当該漁業協同組合の法人税に係る納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3　第一項の規定により各事業年度において法人税法第九条第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の金額は、同法第二十六条の四第四項の規定により還付を受けた金額（同法第二十六条の二第三項の規定により納付した若しくは納付すべき又は同法第三十三条第二項の規定により徴収された若しくは徴収されるべき税額がある場合には、当該金額から、当該税額（同法第二十六条の四第六項の規定により加算された金額に係る部分の税額を除く。）に相当する金額を控除した金額）の計算の基礎とならなかつた金額で、かつ、その欠損金の生じた事業年度以後の事業年度において同法第九条第一項の所得の計算上同項の総益金から控除されなかつたものに限る。

4　前三項の規定により法人税法第九条第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金が同条第五項又は第六項の規定により損金に算入すべきものである場合には、当該欠損金については、同条第五項又は第六項の規定は、適用しない。

第十二条　漁業協同組合が最初に提出しようとする青色申告書に係る事業年度が昭和三十五年四月一日以

後最初に開始する事業年度である場合には、当該漁業協同組合が法人税法第二十五条第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、当該事業年度の終了の日の二月前までは、提出することができる。

第十三条　整備組合が指定日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日以後昭和四十二年三月三十一日までに合併によつて解散し、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合が第五条第二項（第六条第三項又は第七条において準用する場合を含む。）の規定によりその整備計画（その変更を含む。）につき適当である旨の認定を受けているときは、当該合併によつて解散した整備組合で第十一条第一項ただし書（次項において準用する場合を含む。）の欠損金の明細書を同条第二項（次項において準用する場合を含む。）の規定により提出し、かつ、同条第一項ただし書（次項において準用する場合を含む。）に規定する事業年度に係る青色申告書を提出しているとともに、その後においても解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度（その解散した整備組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く。）において青色申告書を提出しているもの（以下この項において「解散整備組合」という。）の同条第一項の欠損金で、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合にその欠損金として引き継がれたものは、当該合併後に開始する最初の事業年度又は当該合併の日の属する事業年度及びその事業年度終了の日後に開始し、当該漁業協同組合の整備計画において第三条第二号に掲げる条件が達成されることとなつている事業年度の終了の日までに終了する各事業年度において、法人税法第九条第一項の所得の計算上、損金に算入する。ただし、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合が当該解散整備組合についての解散の日を含む事業年度（当該解散整備組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度）に係る青色申告書を提出した場合に限る。

2　前項本文の場合には、第十一条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定を準用する。

（合併の奨励措置）

第十四条　都道府県知事は、組合員の数の過少その他特別の理由によりその事業を継続することが著しく困難であると認められる漁業協同組合がある場合において、漁業に関する協同組織の健全な発展を図るため必要があるときは、当該漁業協同組合及びこれと合併することを相当と認める漁業協同組合に対し、合併についての協議をすべき旨の勧告をすることができる。

2　前項の勧告は、第二条第一項の政令で定める日までにするものとする。

（合併の場合の承継漁業権の行使に関する特例）

第十五条　前条第一項の勧告に係る漁業協同組合が合併する場合において、当該合併によつて成立する漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合が、当該合併によつて解散する漁業協同組合から水産業協同組合法第七十二条の規定により共同漁業権又は区画漁業権（ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とするものに限る。）を承継するときは、合併によつて成立する漁業協同組合にあつてはその最初の定款において、合併後存続する漁業協同組合

にあつてはその合併後遅滞なく定款を変更して、いずれも、当該承継に係る漁業権についての組合員の権利につき規定を設けなければならない。この場合には、当該規定に係る定款の部分につき、その定款の設定又は変更前に、当該合併により解散する漁業協同組合の当該解散の時の組合員で当該合併によつて成立する漁業協同組合の組合員となるもの又は当該合併後存続する漁業協同組合の組合員となつたものの三分の二以上の同意を得なければならない。

2　前項の規定による定款の設定又は変更後当該漁業権の存続期間中において当該漁業権に係る組合員の権利についての定款の規定を変更する場合も、同項後段と同様とする。

第三章　漁業協同組合整備基金

第一節　通則

（漁業協同組合整備基金の目的）

第十六条　漁業協同組合整備基金は、漁業協同組合の整備につき指導及び助成を行なうことを目的とする。

（法人格）

第十七条　漁業協同組合整備基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（事務所）

第十八条　基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2　基金は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第十九条　基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資本金、出資及び資産に関する事項
五　役員に関する事項
六　出資者総会に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　財務及び会計に関する事項
九　公告の方法

2　定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（資本金）

第二十条　基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

（出資）

第二十一条　基金に出資することができる者は、次に掲げる者とする。

一　漁業協同組合連合会
二　漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五条ただし書の規定により主務大臣が指定したものを除く。）
三　農林中央金庫

2　前項第二号に規定する漁業信用基金協会及び農林中央金庫は、それぞれ、中小漁業融資保証法第四条及び農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、基金に出資することができる。

（出資金）

第二十二条　基金の出資一口の金額は、十万円とする。

2　基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

（持分の払いもどし等の禁止）

第二十三条　基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2　基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（出資者たる地位の喪失）

第二十四条　出資者は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

（持分の譲渡し）

第二十五条　出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　第二十一条第一項各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3　出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

（登記）

第二十六条　基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第二十七条　基金でない者は、漁業協同組合整備基金という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第二十八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金に準用する。

第二節　役員

（役員）

第二十九条　基金に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第三十条　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3　監事は、基金の業務を監査する。

（役員の選任）

第三十一条　役員は、定款で定めるところにより、出資者総会で選任する。

2　役員の選任は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員の任期等）

第三十二条　理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。

2　役員は、再任されることができる。

3　理事長、理事又は監事が欠けたときは、遅滞なく補欠の役員を選任しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　理事長及び理事又は監事の全員が欠けた場合において、それぞれ後任の理事長若しくは理事又は監事の少なくとも一人が就任するまでは、辞任又は任期満了により退任した理事長若しくは理事又は監事は、なおその職務を行なう。

5　理事長及び理事の全員が欠けた場合において、必要があると認めるときは、農林大臣は、利害関係人の請求により、一時理事長の職務を行なうべき者を選任することができる。

（役員の兼職禁止）

第三十三条　監事は、理事長又は理事と兼ねてはならない。

（代表権の制限）

第三十四条　基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

（代理人の選任）

第三十五条　理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任

することができる。

第三節　出資者総会

（出資者総会）

第三十六条　基金に出資者総会を置く。

2　出資者総会は、出資者の総員をもつて組織する。

（出資者総会の権限）

第三十七条　次に掲げる事項は、出資者総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　第四十一条第一項の業務方法書の設定及び変更

2　出資者総会は、出資者の総員の三分の二以上の多数による議決をもつて、役員を解任することができる。

3　第三十一条第二項の規定は、前項の規定による役員の解任につき準用する。

（議決権、議事等）

第三十八条　出資者総会においては、出資者は、おのおの一個の議決権を有する。

2　出資者総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合のほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　議長は、出資者総会において、そのつど選任する。

4　議長は、出資者として出資者総会の議決に加わる権利を有しない。

（招集）

第三十九条　出資者総会は、理事長が招集する。

2　出資者が出資者の総員の三分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して出資者総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から起算して二十日以内に、出資者総会を招集しなければならない。

3　理事長の職務を行なう者がないとき、又は前条の請求があつた場合において理事長が正当な理由がないのに出資者総会の招集の手続をしないときは、監事は、出資者総会を招集しなければならない。

第四節　業務

（業務）

第四十条　基金は、第十六条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が、第五条第二項（第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画（これを変更した場合にあつては、その変更につき第七条において準用する第五条第二項の規定により適当である旨の認定を受けたものに限る。）に従い誠実に整備を行なつていると認められる整備組合に対する債権の利息を当該整備計画に従つて減免した場合に、当該信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に対して、その減免した利息の額の全部又は一部に相当する金額を交付すること。

二　第十四条第一項の勧告に係る漁業協同組合が合併した場合に、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合に対して、合併奨励金を交付すること。

三　漁業協同組合に対して、その整備を促進するための指導を行なうこと。

四　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（業務方法書）

第四十一条　基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書において定めるべき事項は、農

林省令で定める。

第五節　財務及び会計

（事業年度）

第四十二条　基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（財務諸表等の作成及び送付）

第四十三条　基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に、これを出資者に送付しなければならない。

2　基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付するときは、当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十四条　基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（余裕金の運用）

第四十五条　基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　銀行、農林中央金庫又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金

二　国債、地方債又は金融機関の発行する債券の取得

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第六節　監督

（監督）

第四十六条　基金は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十七条　農林大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（役員の改選命令等）

第四十八条　農林大臣は、基金の役員がこの法律、この法律に基づく命令、定款又は業務方法書に違反したときは、基金に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

2　農林大臣は、基金が前項の規定による命令に違反したときは、その命令に係る役員を解任することができる。

3　前項の規定による解任の処分があつたときは、その時に、その処分に係る役員は、その職を失う。

第七節　雑則

（国の基金に対する貸付け）

第四十九条　国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、基金に対し、基金の業務に要する経費の財源の一部をその運用によつて得るための資金を貸し付けるものとする。

2　前項の規定による貸付金については、利息をつけない。

（出資者に対する通知又は催告）

第五十条　基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第五十一条　基金は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。

2　出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　名称及び住所

二　出資の引受け及び払込みの年月日

三　出資口数及び出資各口の取得の年月日

3　出資者及び基金の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）

第五十二条　基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

第八節　罰則

第五十三条　第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十四条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　第二十三条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

三　第二十三条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四　第二十六条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

五　第四十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

六　第四十三条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に送付しないとき。

七　第四十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八　第四十六条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九　第五十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第五十五条　第二十七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（基金の設立）

第二条　農林大臣は、第二十一条第一項各号に掲げる者の役員のうちから設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第三条　設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　設立委員は、前項の認可を受けたときは、農林省令で定める手続により、基金の理事長、理事又は監事となるべき者を選任し、農林大臣の認可を受けなければならない。

3　設立委員は、前項の認可を受けたときは、第二十一条第一項各号に掲げる者に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

4　設立委員は、前項の規定による募集が終つたときは、農林大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

5　設立委員は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた第二十一条第一項各号に掲げる者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

6　設立委員は、出資金の払込み（出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込み）があつた日において、その事務を第二項の規定により選任された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　前条第二項の規定により選任された理事長となるべき者は、同条第六項の規定による引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条　附則第三条第二項の規定により選任された理事長、理事又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に選任されたものとする。

2　前項の規定によりこの法律の規定により選任されたものとされた理事長、理事又は監事の任期は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

（成立の当初の資本金）

第七条　基金の成立の当初における払込済の資本金の額は、一億円を下るものであつてはならない。

（経過規定）

第八条　この法律の施行の際現に漁業協同組合整備基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第二十七条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第九条　基金の最初の事業年度は、第四十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十六年三月三十一日に終るものとする。

（登録税法の一部改正）

第十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「酪農振興基金」の下に「、漁業協同組合整備基金」を、「酪農振興基金法」の下に「、漁業協同組合整備促進法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十一条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ八の次に次の一号を加える。

五ノ九　漁業協同組合整備基金ノ発スル出資証券

（所得税法の一部改正）

第十二条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「酪農振興基金」の下に「、漁業協同組合整備基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十三条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「酪農振興基金」の下に「、漁業協同組合整備基金」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「酪農振興基金」の下に「、漁業協同組合整備基金」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・農林大臣臨時代理署名）

法律第六十二号（昭三五・四・二七）

◎中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第四十三条第一項ただし書中「及び第七十七条第二項の規定による委託に係るもの」を削る。

第七十二条第一項中「以下同じ。」を「以下この条において同じ。」に改める。

第七十三条第一項中「三月」を「一月」に改める。

第七十四条を次のように改める。

（納付金）

第七十四条　保険金の支払を受けた協会は、その支払の請求をした後当該被保証人に対する求償権（協会が当該被保証人に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（協会が借入金のほか、利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した総額に、当該弁済をした借入金の額の当該弁済総額に対する割合を乗じて得た額）に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第七十二条第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を政府に納付しなければならない。

第七十七条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は協会」を削り、同項を同条第二項とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に存する中小漁業融資保証保険の保険関係については、改正後の第七十三条第一項及び第七十四条の規定を適用する。

3　政府がこの法律の施行前に保険金を支払つたことにより改正前の第七十四条の規定により取得した権利の行使の業務の委託（当該委託業務に係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　政府は、漁業信用基金協会（以下「協会」という。）を相手方として、政府がこの法律の施行前に当該協会に保険金を支払つたことにより当該協会が有する求償権につき改正前の第七十四条の規定による代位により取得した権利を、次項の規定によるものを除き対価を徴しないで、当該協会に譲り渡す旨の契約を締結することができる。

6　前項の契約に基づき、同項の求償権に係る権利の譲渡しを受けた協会は、その譲渡しを受けた日以後においてその求償権（その譲渡しに係る権利が改正前の第七十四条の規定による代位により国に取得された際分割された当該求償権に係る残余の権利で当該協会が引き続いて所有しているものに係る部分を含み、その求償権の取得の原因となつた借入金の弁済をした日以後当該弁済による保険金の支払を受けた日の前日までの利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この項において同じ。）を行使して取得した額（当該協会が当該求償権に係る保証により借入金のほか利息又は費用についても弁済をしたときは、当該求償権を行使して取得した総額に、当該弁済をした借入金の当該弁済総額に対する割合を乗じて得た額）に、当該求償権の取得の原因となつた借入金の弁済により支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第七十二条第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を政府に納付しなければならない。

7　中小漁業融資保証保険特別会計法（昭和二十七年法律第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「法第七十四条の規定により代位した求償権に基く回収金」を「法第七十四条の規定により納付される回収金」に改め、「又は第二項」を削る。

附則第一項中「附則第三項」を「附則第四項」に改め、附則中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第六十二号）附則第六項の規定により納付される回収金及び同法による改正前の中小漁業融資保証法（以下「旧法」という。）第七十四条の規定により代位した求償権に基づく回収金は、この会計の歳入とし、旧法第七十七条第二項の規定による委託業務についての委託手数料は、この会計の歳出とする。

（大蔵・農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第六十三号（昭三五・四・二八）

◎四国地方開発促進法（衆法）

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、四国地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「四国地方」とは、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び和歌山県の区域をいう。

（四国地方開発促進計画）

第三条　内閣総理大臣は、四国地方開発審議会の審議を経て、四国地方開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2　開発促進計画は、四国地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3　関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（四国地方開発審議会の設置）

第四条　総理府に、四国地方開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事務）

第五条　審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一　開発促進計画の作成の基準となるべき事項
二　開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項
三　前各号に掲げるもののほか、四国地方の開発の促進に関する重要事項

2　審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

（審議会の組織）

第六条　審議会は、委員三十二人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一　衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　五人
二　参議院議員のうちから参議院が指名する者　三人
三　関係行政機関の職員　十人以内
四　関係県の知事　五人
五　関係市長を代表する者　一人
六　関係町村長を代表する者　一人
七　開発促進計画に関し学識経験のある者　七人以内

3　前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　第二項第七号の委員は、再任されることができる。

5　審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6　会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7　専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（審議会の運営等）

第七条　前条に定めるもののほか、審議会の事務をつ

かさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（資料の提出等の要求）

第八条　審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（開発促進計画に基づく事業の実施）

第九条　開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（開発促進計画に基づく事業の調整）

第十条　関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2　経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3　経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

（開発促進計画の実施に要する経費）

第十一条　政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（地方財政再建促進特別措置法との関係）

第十二条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）に基づく財政再建団体である県（以下「財政再建団体」という。）が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2　前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（国の負担又は補助の割合についての特別措置）

2　開発促進計画が作成された場合において、四国地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

（総理府設置法の一部改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中九州地方開発審議会の項の次に次のように加える。

四国地方開発審議会	四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（国土総合開発法の一部改正）

4　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は九州地方開発促進計画」を「、九州地方開発促進計画又は四国地方開発促進計画」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）

5　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の三の次に次の一号を加える。

十五の四　四国地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号のヌの次に次のように加える。

ル　四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）

第九条に次の一号を加える。

九　四国地方の開発の促進に関すること。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第六十四号（昭三五・四・二八）

◎電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、加入電話、加入電信等に係る公衆電気通信役務に対する国民の需要の急激な増加に対応し、加入電話又は加入電信の加入契約の申込者等による債券（日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項の規定により発行する電信電話債券をいう。以下同じ。）の引受けに関する暫定措置を定めることにより、当該役務に係る公衆電気通信設備を急速に拡充するための資金を調達して、すみやかに国民の当該需要を充足し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（加入電話加入申込の場合の債券の引受け）

第二条　加入電話の加入契約の申込み（三十日以内の加入期間を指定してするものを除く。以下「加入電話加入申込」という。）をした者は、日本電信電話公社（以下「公社」という。）がその加入電話加入申込につき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、次の各号の区分に従い、それぞれ各号に定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

一　単独電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局（公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第二十五条に規定する電話取扱局をいう。以下同じ。）の種類に応じ、一級局については十五万円以内において、十二級局については二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、電話取扱局の種類ごとに政令で定める額

二　共同電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局及び共同電話の種類に応じ、一級局については五万円以内において、十二級局については一万円以内において、それぞれ共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、前号の政令で定める額を参酌して、電話取扱局及び共

同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

三　構内交換電話に係る加入電話加入申込をした者　加入電話加入申込に係る電話取扱局の種類に応じ、第一号の政令で定める額に、構内交換電話の交換設備及び電話機を公社が設置する場合には、その設置に通常要する費用の額を基準として、設備の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を加えて得た額

2　加入電話加入申込をした者が前項の規定による債券の引受けをしないときは、同項の承諾は、その効力を失う。

（戦災電話の復旧等の場合の債券の引受け）

第三条　公社が、この法律の施行の際現に戦災により滅失している加入電話の復旧工事を完了したとき、又は有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭和二十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定する加入申込に係る加入電話の設置を完了したときは、当該加入電話の加入者は、公社が定める期日までに、当該加入電話に係る電話取扱局の種類及び加入電話の種類（共同電話の種類を含む。以下同じ。）に応じ、一級局の単独電話については十万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、一級局の単独電話以外の種類の加入電話及びその他の種類の電話取扱局については、その額を基準とし、前条第一項各号に掲げる額を参酌して、電話取扱局及び加入電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2　前項の加入電話の加入者が同項の規定による債券の引受けをしないときは、公社は、当該加入電話に係る加入契約を解除することができる。

（加入電話の種類の変更の場合の債券の引受け）

第四条　加入電話の種類の変更の請求をした加入者は、公社がその請求に応ずべき旨の通知を発した場合において、変更後の加入電話の種類と同一の種類の加入電話に係る加入電話加入申込をしたものとした場合に第二条第一項の規定により引き受けるべき債券の払込額に相当する額から、変更前の加入電話の種類（その変更前十年以内に一回又は二回以上加入電話の種類に変更があつた加入電話については、その期間内に係る加入電話の種類のうち、その種類と同一の種類の加入電話に係る加入電話加入申込をしたものとした場合に同項の規定により引き受けるべき債券の払込額（構内交換電話については、交換設備及び電話機に係る部分を除く。）がもつとも多額となる加入電話の種類とする。）と同一の種類の加入電話に係る加入電話加入申込をしたものとした場合に同項の規定により引き受けるべき債券の払込額（構内交換電話については、交換設備及び電話機に係る部分を除く。）に相当する額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2　前項の加入者が同項の規定による債券の引受けをしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとする。

（構内交換電話の交換設備の増設等の場合の債券の引受け）

第五条　構内交換電話の交換設備又は電話機の増設又は変更の請求（三十日以内の使用期間を指定してするものを除く。）を公社にした加入者は、公社がその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、公社が定める期日までに、その増設又は変更に通常要する費用の額を基準として、設備の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（附属機器の設置等の場合の債券の引受け）

第六条　公衆電気通信法第三十六条に規定する附属機器の設置又は増設の請求（三十日以内の使用期間を指定してするものを除く。）を公社にした加入者は、公社がその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、公社が定める期日までに、その設置又は増設に通常要する費用の額を基準として、機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2　第四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（加入電信の加入申込の場合の債券の引受け）

第七条　加入電信の加入契約の申込みをした者は、公社がその申込みにつき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、六十万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2　第二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（専用契約の申込み等の場合の債券の引受け）

第八条　専用契約（公衆電気通信法第五十六条に規定する専用契約をいい、郵政省令で定めるものを除く。以下同じ。）の申込みをした者は、公社がその申込みにつき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、その専用契約に係る専用設備の端末機器の設置に通常要する費用の額を基準として、機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。ただし、専用者がその端末機器を設置する場合は、この限りでない。

2　第二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第五条の規定は、専用設備の端末機器の増設又は種類の変更の請求の場合に準用する。

（引き受けるべき債券の発行条件等）

第九条　加入電話若しくは加入電信の加入契約の申込みをした者、加入者、専用契約の申込みをした者又は専用者が前七条の規定により引き受けるべき債券は、郵政大臣が告示で定める種類及び発行条件のものとする。

2　郵政大臣は、前項の債券の種類及び発行条件については、同項の債券に係る利回りが、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律（昭和二十八年法律第百二十九号）の規定による政府の保証契約に係る鉄道債券及び電信電話債券の利回りとおおむね均衡を失しないことを旨として、同項の告示を定めなければならない。

3　郵政大臣は、第一項の告示を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第十条　公社は、前条第一項に規定する者が第二条から第八条までの規定により引き受けるべきものとして債券を発行する場合における当該債券の発行については、日本電信電話公社法第六十二条第一項の規定にかかわらず、同項の郵政大臣の認可を受けることを要しない。

（引き受けるべき債券の額の公示）

第十一条　公社は、第二条第一項第二号若しくは第三号の規定により当該各号に規定する額を定めたとき、又は第三条第一項、第五条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の規定により当該各項に規定する額を定めたときは、郵政省令で定める方法により、これを公示しなければならない。

（債券の引受けの免除）

第十二条　公社は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）による都道府県警察の機関又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に規定する地

方公共団体の消防の機関の業務の用に供する場合及び郵政省令で定めるその他の特別な理由がある場合において、郵政大臣の認可を受けたときは、第二条第一項の加入電話加入申込をした者、第三条第一項の加入電話の加入者、第四条第一項の種類の変更の請求をした加入者又は第八条第一項の専用契約の申込みをした者に対し、郵政省令で定めるところにより、これらの規定による債券の引受けを免除することができる。ただし、これらの規定により引き受けるべき債券の払込額のうち構内交換電話の交換設備及び電話機並びに専用設備の端末機器（郵政省令で定めるものを除く。）に係る部分については、この限りでない。

（適用除外）

第十三条　この法律の規定は、国の機関には、適用しない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、昭和四十八年三月三十一日までに廃止するものとする。

3　電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六十四号。以下「電信電話拡充法」という。）の施行の日（昭和三十五年四月二十八日）の前日」に、第三条第一項、第四条の二第一項、第四条の三第一項及び第三項、第四条の四、第五条第一項、第五条の二第一項並びに第五条の三第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「電信電話拡充法の施行の日（昭和三十五年四月二十八日）の前日」に改める。

4　公衆電気通信法の一部を次のように改正する。

別表第三中「装置料」を「設備料」に、「四千円」を「一万円」に改める。

5　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六十四号）の規定は、アメリカ合衆国の軍隊には、適用しない。

第四条第二項を次のように改める。

2　第二条の規定は、国際連合の軍隊に準用する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第六十五号（昭三五・四・三〇）

◎総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中農林漁業基本問題調査会の項の次に次のように加える。

対外経済協力審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて対外経済協力に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議すること。
宇宙開発審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて宇宙の利用及び宇宙科学技術に関する重要事項を調査審議すること。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭三五・四・三〇）

◎科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の二号を加える。

六　関係行政機関の宇宙科学技術に関する事務の総合調整に関すること。

七　宇宙科学技術に係る試験研究のうち、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び宇宙科学技術の各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

第八条第一号中「科学技術」の下に「（宇宙科学技術を除く。）」を加え、同条第三号中「行政機関」の下に「及び計画局」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第六十七号（昭三五・四・三〇）

◎地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用（円）	費用（銭）
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき	四四〇、七六六	〇〇
	二　土木費　1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	二三	三三
		道路の延長	一メートルにつき	一〇三	〇四
	2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	三〇七	八五
		木橋の延長	一メートルにつき	八、一三一	〇〇
	3　河川費	河川の延長	一メートルにつき	三〇	五〇
	4　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、〇〇五	〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、三〇〇	〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき	三〇	六二
		面積	一平方キロメートルにつき	五三七、二一七	〇〇
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき	三五六	〇〇
	三　教育費　1　小学校費	教職員数	一人につき	一六九、三八〇	〇〇
		学校数	一校につき	四四、六二五	〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき	一七七、三九〇	〇〇
		学校数	一校につき	四四、六二五	〇〇
	3　高等学校費	生徒数	一人につき	一六、二四五	〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき	六七	八九
		盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	五五、三〇八	〇〇
	四　厚生労働費　1　生活保護費	町村部人口	一人につき	一八三	二九
	2　社会福祉費	人口	一人につき	七三	五七
	3　衛生費	人口	一人につき	一五九	三七
	4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき	一五五	七〇
		失業者数	一人につき	三三、四五六	〇〇
	五　産業経済費　1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	一、三五四	〇〇
		農家数	一戸につき	二、〇五一	〇〇
	2　林野行政費	林野の面積	一町歩につき	一、二八四	〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき	六、五二四	〇〇
	4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	三三一	〇六
	六　その他の行政費　1　徴税費	道府県税の税額	千円につき	九二	八七
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき	三八、五九四	〇〇
	3　その他の諸費	人口	一人につき	二〇五	〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	四九、七八〇	〇〇
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき		九五
	八　特別地方債償還費　1　特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	一	〇〇
	2　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき		二五
市町村	一　消防費	人口	一人につき	二五二	三〇
	二　土木費　1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	六	五〇
		道路の延長	一メートルにつき	九	〇二
	2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	二四七	二四
		木橋の延長	一メートルにつき	五八一	六六
	3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	一、九八四	〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、三〇〇	〇〇
	4　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一八	二三
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	四	五八
	5　その他の土木費	人口	一人につき	二	七三
	三　教育費　1　小学校費	児童数	一人につき	一、一九一	〇〇
		学級数	一学級につき	三九、六九七	〇〇
		学校数	一校につき	一五八、〇八四	〇〇
	2　中学校費	生徒数	一人につき	一、一六一	〇〇
		学級数	一学級につき	三八、六九四	〇〇
		学校数	一校につき	一九二、六八四	〇〇
	3　高等学校費	生徒数	一人につき	一五、二六〇	〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき	一三三	二六
	四　厚生労働費　1　生活保護費	市部人口	一人につき	一五二	九一
	2　社会福祉費	人口	一人につき	四〇	二三
	3　衛生費	人口	一人につき	一八二	四六
	4　労働費	失業者数	一人につき	三三、四五六	〇〇
	五　産業経済費　1　農業行政費	農家数	一戸につき	一、三〇八	七〇
	2　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	一九六	九四
	3　その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	八二九	八八
	六　その他の行政費　1　徴税費	市町村税の税額	千円につき	八九	一三
	2　戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	二四	三四
		世帯数	一世帯につき	一〇二	八八
	3　その他の諸費	人口	一人につき	四七一	七二
		面積	一平方キロメートルにつき	三三、三八六	〇〇
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の	一円につき		九五

八　特別地方債償還費	元利償還金		
1　特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	一〇〇
2　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	三五

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）」の下に「及び軽油引取税」を加え、

「(3)　国庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基く事業に係る経費又は国の行う当該計画に基く事業に係る負担金に充てるため起した地方債で自治庁長官の指定するもの（以下「特殊土じよう対策事業債」という。）の当該年度における元利償還金」

を

「(3)　国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防若しくは治山のための事業に係る経費又は国の行なう災害に伴う緊急の砂防若しくは治山のための事業に係る負担金に充てるため起した地方債で自治庁長官の指定するもの（以下「緊急砂防等事業債」という。）の当該年度における元利償還金

(4)　国庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起した地方債で自治庁長官の指定するもの（以下「特殊土じよう対策事業債」という。）の当該年度における元利償還金」

に、

「国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費又は国の行う一般公共事業に係る負担金に充てるため昭和二十一年度から昭和三十年度までの間に発行を許可された地方債（特別措置債、地盤沈下等対策事業債及び特殊土じよう対策事業債を除く。）に係る当該年度における元利償還金」

を

「国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため昭和二十一年度から昭和三十年度までの間に発行を許可された地方債（特別措置債、地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じよう対策事業債を除く。）又は国の行なう一般公共事業に係る負担金に充てるため昭和二十一年度から昭和三十四年度までの間に発行を許可された地方債（特別措置債、地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じよう対策事業債を除く。）に係る当該年度における元利償還金」

に改める。

第十四条第一項中「当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額」を「当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）及び軽油引取税の収入見込額（道路法第七条第三項の市（以下「指定市」という。）を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の四十九第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（以下「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とする。）」に改め、「入場譲与税」の下に「及び地方道路譲与税」を、「公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）の収入見込額の合算額」の下に「（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十の額、当該指定市の特別とん譲与税及び地方道路譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金及び市町村納付金の収入見込額の合算額）」

を加え、同条第二項中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

第十四条第三項の表道府県の項中

「十一　入場譲与税　入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二号）第二条の規定によつて算定した額」

を

「十一　軽油引取税　前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量

十二　入場譲与税　入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二号）第二条の規定によつて算定した額

十三　地方道路譲与税　地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第二条の規定によつて算定した額」

に、

「十二　都道府県交付金及び都道府県納付金」を「十四　都道府県交付金及び都道府県納付金」に改め、同表市町村の項中「八　特別とん譲与税　特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定により算定した額」を

「八　軽油引取税交付金　地方税法第七百条の四十九の規定によつて算定した額

九　特別とん譲与税　特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定によつて算定した額

十　地方道路譲与税　地方道路譲与税法第二条の規定によつて算定した額」

に、

「九　市町村交付金及び市町村納付金」を「十一　市町村交付金及び市町村納付金」に改める。

（地方道路譲与税法の一部改正）

第二条　地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「面積」を「延長及び面積」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合においては、地方道路譲与税の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積であん分するものとする。

第二条に次の四項を加える。

3　前年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる都道府県及び指定市（以下「収入超過団体」という。）に対して当該年度分として譲与すべき地方道路譲与税の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、そのこえる金額の十分の二に相当する額（当該額が前二項の規定により算定した額の三分の二に相当する額をこえる場合にあつては、当該三分の二に相当する額とする。）を控除した金額とする。

4　前項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃により、当該年度の地方交付税の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、必要な補正をすることができる。

5　第三項の規定により控除した金額は、収入超過団体以外の都道府県及び指定市に対して、第一項及び第二項の規定の例により、道路の延長及び面積にあん分して譲与するものとする。

6　第一項又は前項の道路の延長及び面積は、総理府令で定めるところにより算定するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第六十八号（昭三五・四・三〇）

◎臨時地方特別交付金に関する法律

1　所得税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第七十九号）及び地方税法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第五十六号）の施行による道府県民税及び市町村民税の減税に伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全化に資するため、当分の間、毎年度、地方公共団体に対し臨時地方特別交付金を交付する。

2　所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の〇・三をもつて臨時地方特別交付金とする。

3　毎年度分として交付すべき臨時地方特別交付金の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の〇・三に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における臨時地方特別交付金で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額をこえて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

4　臨時地方特別交付金の交付については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に規定する特別交付税の交付の例による。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の臨時地方特別交付金から適用する。

2　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「地方交付税」の下に「（臨時地方特別交付金を含む。以下同じ。）」を加える。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第六十九号（昭三五・四・三〇）

◎地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律

（地方財政法の一部改正）

第一条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三を次のように改める。

（地方公共団体における年度間の財源の調整）

第四条の三　地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しくこえることとなるとき又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、入場譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所在都道府県納付金、地方交付税及び臨時地方特別交付金の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額をこえることとなる場合において、当該超過額があらたに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しくこえることとなるときは、その著しくこえることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収をうめるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥をうめるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

2　前項の規定により積み立てた金額（以下「積立金」という。）から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れなければならない。

3　積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によつて運用しなければならない。

第四条の四を第四条の五とし、第四条の三の次に次の一条を加える。

（積立金の処分）

第四条の四　積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一　経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

二　災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

三　緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

四　長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

五　償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。

第七条第一項中「地方債の償還財源に充てなければならない」を「積み立て、又は償還期限を繰り上

げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第四条の三第二項及び第三項並びに第四条の四の規定は、前項の規定により積み立てた金額について準用する。

第十条の三中「地方交付税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を加える。

第二十七条の次に次の二条を加える。

（都道府県が市町村に負担させてはならない経費）

第二十七条の二　都道府県又は都道府県知事は、国又は都道府県若しくは都道府県の機関が実施し、国及び都道府県がその経費を負担する道路、河川、砂防及び海岸に係る土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるものに要する経費で都道府県が負担すべきものとされているものの全部又は一部を市町村に負担させてはならない。

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第二十七条の三　市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体相互間における経費の負担関係）

第二十八条の二　地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない。

第三十三条第一項中「固定資産税を百分の二・一で課するもの」を「、固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」に、「昭和三十四年度において固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの）は」を「固定資産税を百分の二・一の税率で課するものとする。以下同じ。）又は昭和三十四年度以降の当分の間の各年度において、引き続き固定資産税を百分の二・一の税率で課するものは」に、「昭和三十四年度分の減収額をうめるため、昭和三十四年度において」を「当該各年度分の減収額をうめるため、当該各年度において」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　自治庁長官は、前二項の規定により財政再建計画の変更について承認を求められた場合においては、当該変更に係る財政再建計画が当該財政再建団体の財政の合理的な再建の達成に支障がないと認められる限り、その行政について合理的かつ妥当な水準が維持されるよう配慮するものとする。

第二十二条に次の一項を加える。

3　前項に規定するもののほか、第三条第六項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定により自治庁長官が財政再建計画の承認を求められた場合について準用する。

第二十三条第一項中「地方財政又は地方行政に係る制度の改正等により、地方財政の基礎が確立した年度以降の年度で政令で定める年度」を「昭和三十六年度」に、「同法同条同項第二号、第三号又は第五号」を「同法同条同項第五号」に改める。

第二十四条第二項中「国（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基き設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方支分部局並びに裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）」の下に「又は日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、農地開発機械公団、日本道路公団、首都高速道路公団、労働福祉事業団、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫若しくは中小企業信用保険公庫（以下「公社等」という。）」を加え、同条ただし書中「国」を「国又は公社等」に、「移管しようとする場合」を「移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方財政法第二十七条の次に二条を加える規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（適用）

2　この法律による改正後の地方財政法第七条第一項の規定は、昭和三十四年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金から適用する。

（経過措置）

3　この法律による改正後の地方財政再建促進特別措置法第二十四条第二項の規定は、この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日前においてされた公社等と地方公共団体との契約に基づいて、当該地方公共団体が寄附金等を支出する場合については、適用しない。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第七十号（昭三五・四・三〇）

◎地方公営企業法の一部を改正する法律

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「これらに附帯する事業を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条同項の表中「

水道事業	五十人

」を「

水道事業	五十人
工業用水道事業	三十人

」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで及び附則第二項から附則第四項までの規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち前項の表の上欄に掲げる事業で、常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人以上同表の下欄に掲げる数未満のものに適用する。

3　前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところによ

り、当該地方公共団体の経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

第七条第一項中「置くことができる。」を「置くことができる。なお、水道事業及び工業用水道事業をあわせて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び地方鉄道事業のうち二以上の事業をあわせて経営する場合においては、それぞれ当該あわせて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。」に改める。

第二十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、管理者は、地方公営企業の業務の執行上必要がある場合においては、次項の規定により当該地方公共団体の長が指定した金融機関に、当該地方公営企業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせることができる。

第三十条第二項中「最初に招集される」の下に「定例会である」を加える。

第三十一条中「十日」を「二十日」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（財務規定等が適用される場合の管理者の権限）

第三十四条の二　第二条第二項又は第三項の規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行なう。ただし、管理者の権限のうち当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の出納長又は収入役に行なわせることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、地方公営企業法第二条の改正規定及び同法第三十四条の次に一条を加える規定並びに附則第四項及び附則第五項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（財務規定等の適用に関する特例）

2　この法律による改正後の地方公営企業法第二条第二項の規定により財務規定等の適用を受けることとなる水道事業又は工業用水道事業で常時雇用される職員の数が三十人未満のものを経営する地方公共団体は、条例で定める場合においては、同法同条同項の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までの間は、当該事業に財務規定等を適用しないことができる。

（政令への委任）

3　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方公営企業労働関係法の一部改正）

4　地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　工業用水道事業

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

5　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「及び同法同条第二項」を「並びに同法同条第二項及び第三項」に改める。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十一号（昭三五・四・三〇）

◎中小企業業種別振興臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、中小企業の業種別の実態を調査して、その実態に即した改善事項を策定し、かつ、その実施を円滑ならしめることにより、中小企業の業種別の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条に規定する中小企業者をいう。

（改善事項の諮問等）

第三条　主務大臣は、政令で定める業種（以下「指定業種」という。）に属する中小企業について、次に掲げる事項に関し改善すべき基本的事項（以下「改善事項」という。）を定めようとするときは、中小企業振興審議会に諮問しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　経営の合理化に関する事項

二　設備の合理化に関する事項

三　技術及び技能の向上並びに品質の改善に関する事項

四　共同施設の設置その他共同経済事業の促進に関する事項

五　競争の正常化に関する事項

六　取引関係の改善に関する事項

七　販路の開拓に関する事項

2　主務大臣は、前項の改善事項を定め又はこれを変更したときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を行なう中小企業者又は当該中小企業者を構成員とする団体に対し、必要な指導を行なうものとする。

（勧告）

第四条　主務大臣は、前条第一項第五号又は第六号に掲げる事項に係る改善事項が定められている場合において、当該改善事項の円滑な遂行を確保するため特に必要があると認めるときは、当該指定業種に属する事業を行なう中小企業者又は当該中小企業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する場合において、同項の勧告のみによつては当該改善事項の遂行が著しく困難であり、かつ、その主たる理由が当該中小企業者の事業と競合し若しくは関連する事業を行なう者（以下「関連事業者」という。）又は当該関連事業者を構成員とする団体の事業活動にあると認めるときは、当該関連事業者又は当該関連事業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

3　主務大臣は、前二項の勧告をしようとするときは、中小企業振興審議会に諮問しなければならない。

（中小企業振興審議会）

第五条　通商産業省に、中小企業振興審議会を置く。

第六条　中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）は、関係各大臣の諮問に応じ、中小企業の振興に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、中小企業の振興に関する重要事項について、関係各大臣に意見を述べることができる。

第七条　審議会は、委員四十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第八条　委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及

び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

3　委員及び専門委員は、非常勤とする。

第九条　審議会に、会長を置く。

2　会長は、委員のうちから互選する。

3　会長は、会務を総理する。

第十条　第五条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（報告の徴収）

第十一条　主務大臣は、第三条第一項の改善事項を定め又は当該改善事項の円滑な遂行を確保するため当該指定業種に属する中小企業の実態を明らかにする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定業種に属する事業を行なう中小企業者に対し、その業務又は経理の状況について報告を求めることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する場合において、関連事業者の事業活動が当該中小企業者の経営に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、政令で定めるところにより、当該関連事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

3　主務大臣は、前二項の報告を求めようとするときは、報告を求めるべき事項について審議会に諮問しなければならない。

（主務大臣）

第十二条　この法律における主務大臣は、当該指定業種に属する事業を所管する大臣とする。ただし、第四条第二項の勧告又は前条第二項の報告の徴収に関しては、当該勧告又は報告の徴収の対象となる者の行なう事業を所管する大臣（その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）とする。

（罰則）

第十三条　第十一条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、昭和四十年三月三十一日限りその効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　中小企業業種別振興臨時措置法（昭和三十五年法律第七十一号）の施行に関すること。

第四条第四項中「第七号の二」を「第七号の三」に改める。

第五条第一項中「及び中央中小企業調停審議会」を「、中央中小企業調停審議会及び中小企業振興審議会」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3　中小企業振興審議会については、中小企業業種別振興臨時措置法の定めるところによる。

（大蔵・厚生・農林大臣臨時代理・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第七十二号（昭三五・四・三〇）

◎日本道路公団法の一部を改正する法律

日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「六人」を「八人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第七十三号（昭三五・四・三〇）

◎弁理士法の一部を改正する法律

弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特許庁ニ対シ為スベキ事項ノ代理及其ノ事項」を「特許庁ニ対シ為スベキ事項及特許、実用新案、意匠又ハ商標ニ関スル訴願又ハ裁定ニ関シ通商産業大臣ニ対シ為スベキ事項ノ代理並ニ此等ノ事項」に改める。

第三条第一号中「弁護士法」の下に「（昭和二十四年法律第二百五号）」を加え、同条中第二号を次のように改め、第三号を削る。

二　特許庁ニ於テ七年以上審判官又ハ審査官トシテ審判又ハ審査ノ事務ニ従事シタル者

第五条第三号中「免官若ハ免職」を「免職」に、「又ハ弁護士法ニ依リ除名セラレタル者ニシテ免官、免職、業務禁止、登録ノ抹消又ハ除名」を「、弁護士法ニ依リ除名セラレタル者又ハ税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十五条第一項若ハ第四十六

条第一項ノ規定ニ依リ登録ノ取消ノ処分ヲ受ケタル者ニシテ免職、業務禁止、登録ノ抹消若ハ取消又ハ除名」に改める。

第六条第一項中「特許庁」を「弁理士会」に改め、同条第三項を次のように改める。

弁理士ノ登録ヲ受ケムトスル者ハ申請書ヲ弁理士会ニ差出スベシ

第七条を次のように改める。

第七条　弁理士会ハ前条第三項ノ申請書ヲ受理シタル場合ニ於テ登録ヲ受ケムトスル者ガ弁理士タル資格ヲ有スル者タルトキハ其ノ登録ヲ為シ弁理士タル資格ヲ有セザル者タルトキハ其ノ登録ヲ拒否スベシ

弁理士会ハ前項ノ規定ニ依リ弁理士ノ登録ヲ為シタルトキ又ハ其ノ登録ヲ拒否シタルトキハ文書ヲ以テ申請人ニ之ヲ通知スベシ

前項ノ規定ニ依ル登録ノ拒否ノ通知ニハ理由ヲ附スベシ

第七条の次に次の四条を加える。

第七条ノ二　弁理士左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ弁理士会ハ弁理士ノ登録ヲ抹消スベシ

一　登録抹消ノ申請ヲ為シタルトキ

二　死亡シタルトキ

三　弁理士タル資格ヲ具ヘザルカ又ハ具ヘザルニ至リタルトキ

四　弁理士会ヲ退会セシメラレタルトキ

弁理士会ハ第十九条ノ規定ニ依リ申告ヲ為シタル場合又ハ弁理士懲戒審議会ノ招集アリタル場合ニ於テハ通商産業大臣ノ処分アル迄前項第一号ノ規定ニ依ル登録ノ抹消ヲ為スコトヲ得ズ

第七条ノ三　弁理士会ハ前条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ依リ弁理士ノ登録ヲ抹消シタルトキハ文書ヲ以テ登録ヲ抹消セラレタル者ニ之ヲ通知スベシ

前条第一項第三号ノ規定ニ依リ弁理士ノ登録ヲ抹消シタル場合ノ通知ニハ理由ヲ附スベシ

第七条ノ四　第七条第三項又ハ前条第二項ノ通知ヲ受ケタル者登録ノ拒否又ハ登録ノ抹消ヲ不当トスルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ通商産業大臣ニ対シ文書ヲ以テ異議ヲ申立ツルコトヲ得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ且之ニ理由ヲ附スベシ

第七条ノ五　第六条乃至前条ニ定ムルモノノ外弁理士ノ登録ニ関スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条を次のように改める。

第十一条　弁理士会ハ弁理士ノ使命及職責ニ鑑ミ弁理士ノ品位ノ保持及弁理士業務ノ改善進歩ヲ図ル為弁理士ノ指導及連絡ニ関スル事務ヲ行フコトヲ以テ目的トス

第十四条第一項中「弁理士ノ風紀保持ニ関スル事項」を「弁理士ノ登録ニ関スル事項、弁理士ノ指導及連絡ニ関スル事項」に改める。

第二十二条ノ二第一項中「又ハ商標ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項ノ代理又ハ其ノ事項」を「若ハ商標ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項若ハ特許、実用新案、意匠若ハ商標ニ関スル訴願若ハ裁定に関シ通商産業大臣ニ対シ為スベキ事項ノ代理又ハ此等ノ事項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に従前の規定により弁理士となる資格を有する者は、この法律の施行後も、なおその資格を有する。

3　従前の規定による弁理士登録簿の登録は、改正後の弁理士法（以下「新法」という。）の規定による弁理士登録簿の登録とみなす。

4　従前の規定により特許庁長官に差し出した申請書その他の弁理士の登録に関する書類は、新法の規定により弁理士会に差し出したものとみなす。

5　従前の規定により特許庁長官がした弁理士の登録の拒否又は登録の抹消及びその通知は、新法の規定により弁理士会がしたものとみなす。

6　この法律の施行の際現に弁理士の登録の拒否又は登録の抹消に関し通商産業大臣に提起されている訴願は、新法の規定による異議の申立てとみなす。

7　特許庁長官は、従前の規定により特許庁に備えた弁理士登録簿その他の弁理士の登録に関する書類を、弁理士会の求めにより、これに引き継がなければならない。

8　この法律の施行に伴う弁理士会の会則の変更については、この法律の施行の日よりも前に行なうことができる。

9　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条ノ三の次に次の一条を加える。

第七条ノ四　弁理士登録簿ニ登録ヲ請フ者ハ金三千円ノ登録税ヲ納ムベシ

10　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十六号を次のように改める。

四十六　弁理士試験を行なうこと。

（法務・大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

◆

法律第七十四号（昭三五・五・二）

◎建設業法の一部を改正する法律

建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　主任技術者の設置（第二十六条・第二十七条）」を「第四章　施工技術の確保（第二十五条の二十五日―第二十七条）」に改める。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二　法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定で建設工事に関するもののうち建設大臣が指定したものを受けた者

「**第四章**　主任技術者の設置」を「**第四章**　施工技術の確保」に改める。

第四章中第二十六条の前に次の一条を加える。

（施工技術の確保）

第二十五条の二十五　建設業者は、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の確保に努めなければならない。

第二十七条を次のように改める。

（技術検定）

第二十七条　建設大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行なうことができる。

2　前項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができる。

3　第一項の検定を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に登録を受けている者又はこの法律の施行の日前若しくは施行の日から起算して六十日以内において登録を申請した者の登録の要件については、改正後の建設業法第五条第一項第二号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第七十五号（昭三五・五・二）

◎特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律

特定港湾施設工事特別会計法（昭和三十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条」の下に「第一項から第三項まで」を加え、「、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百十一号）第一項の規定により納付された地方債証券で特定港湾施設工事に関する費用に係るものの償還金及び利子」を削り、「、第十四条第一項の規定による借入金並びに」を「及び」に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、「、第十四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子」を削る。

第五条中「第十四条第三項の規定により国庫が負担する費用の財源に充てられるものその他政令で定めるものの額」を「政令で定める金額」に改める。

第六条の見出しを「（一般会計への繰入れ）」に改め、同条第二項を削る。

第七条第二項中第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

一　前前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表

第七条第三項ただし書中「同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るもの」を「当該年度の事業計画表」に改める。

第十二条中「、第十四条第三項に定めるもののほか」を削る。

第十四条から第十六条までを削る。

第十七条を第十四条とし、第十八条第二項第三号を削り、同条を第十五条とし、第十九条から第二十二条までを三条ずつ繰り上げる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の特定港湾施設工事特別会計法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十五年度の予算から適用し、昭和三十四年度の予算については、なお従前の例による。

3　改正前の特定港湾施設工事特別会計法（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定による借入金で昭和三十四年度に係るものについて同条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、同年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度としてする借入金及びその償還については、なお従前の例による。

4　前項の規定により借り入れる借入金、特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第四条第四項の利息並びに地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律第一項の規定により納付された地方債証券で特定港湾施設工事特別会計の昭和三十四年度の予算（昭和三十五年度に繰り越したものを含む。）により施行した特定港湾施設工事（新法第一条に規定する特定港湾施設工事をいう。以下同じ。）に係るものの償還金及び利子は、同会計の歳入とし、旧法第十四条第一項又は前項の規定により借り入れた借入金の償還金及び利子は、同会計の歳出とする。

5　昭和三十四年度の予算（昭和三十五年度に繰り越したものを含む。）により施行した特定港湾施設工事に係る港湾管理者負担金（旧法第三条に規定する港湾管理者負担金をいう。以下同じ。）並びに地方債証券の償還金及び利子は、前項に規定する借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の額は、特定港湾施設工事に要する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならない。

6　旧法第十四条第一項の規定による借入金の償還については、なお従前の例による。

7　特定港湾施設工事特別会計の昭和三十五年度から昭和三十七年度までの新法第七条第一項に規定する歳入歳出予定計算書等又は予算には、同条第二項又は新法第十条第二項に規定する書類のほか、工事別等の区分（新法第四条に規定する区分をいう。以下同じ。）に従つて作成した前前年度の借入金の借入れ及び償還実績表並びに港湾管理者負担金に係る債権の発生及び回収実績表（昭和三十五年度分及び昭和三十六年度分にあつては、前年度の借入金の借入れ及び償還計画表並びに港湾管理者負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表を含む。）を添附するものとする。

8　特定港湾施設工事特別会計の昭和三十五年度の歳入歳出決定計算書又は歳入歳出決算には、新法第十五条第二項又は第十六条第二項に規定する書類のほか、工事別等の区分に従つて作成した港湾管理者負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

9　特定港湾施設整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第七十六号（昭三五・五・二）

◎道路整備特別会計法の一部を改正する法律

道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「。以下「法」という。」を削り、「法第二条」を「同法第二条」に改める。

第三条中「及びこれに係る法第四条の利息、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百十一号）第一項の規定により納付された地方債証券で道路の整備に関する費用に係るものの償還金及び利子」を削り、「第十条第一項又は第二項」を「第十条第一項」に、「並びに附属雑収入」を「及び附属雑収入」に改める。

第四条中「第十条第二項」を「第十条第一項」に改め、「同条第四項に規定する残余の金額その他」を削る。

第五条第二項中「第十条第一項又は第二項」を「第十条第一項」に改める。

第六条第一項中「及び繰越明許費要求書」を「、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」という。）」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一　前前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表

二　国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進捗状況等に関する調書

第八条第二項中「歳入歳出予定計算書及び繰越明許費要求書並びに」を「歳入歳出予定計算書等及び」に改める。

第十条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」及び後段を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第十一条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項」に改める。

第十二条中「第十条第一項から第三項まで」を「第十条第一項」に改める。

第十三条中「第十条第一項又は第二項」を「第十条第一項」に改める。

第十四条第二項第二号を次のように改め、同項第三号を削る。

二　債務に関する計算書

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の道路整備特別会計法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十五年度の予算から適用し、昭和三十四年度以前の年度の予算については、なお従前の例による。

3　改正前の道路整備特別会計法（以下「旧法」という。）第十条第一項の規定による借入金で昭和三十四年度に係るものについて同条第三項の規定により国会の議決を経た金額のうち、同年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度としてする借入金及びその償還については、なお従前の例による。

4　前項の規定により借り入れる借入金、道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第四条の利息並びに地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律第一項の規定により納付された地方債証券で道路整備特別会計の昭和三十四年度以前の年度の予算（昭和三十五年度に繰り越したものを含む。）により施行した道路整備事業（新法第一条第一項に規定する道路整備事業をいう。以下同じ。）に係るものの償還金及び利子は、同会計の歳入とし、旧法第十条第一項又は前項の規定により借り入れた借入金の償還金及び利子は、同会計の歳出とする。

5　昭和三十四年度以前の年度の予算（昭和三十五年度に繰り越したものを含む。）により施行した道路整備事業に係る地方負担金（新法第三条に規定する地方負担金をいう。以下同じ。）、道路整備緊急措置法第四条の利息並びに地方債証券の償還金及び利子は、前項に規定する借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の額は、道路整備事業に要する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならない。

6　旧法第十条第一項の規定による借入金の償還については、なお従前の例による。

7　道路整備特別会計の昭和三十五年度から昭和三十七年度までの各年度の新法第六条第二項に規定する歳入歳出予定計算書等又は予算には、同項又は新法第八条第二項に規定する書類のほか、前前年度の借入金の借入れ及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表（昭和三十五年度分及び昭和三十六年度分にあつては、前年度の借入金の借入れ及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表を含む。）を添附するものとする。

8　道路整備特別会計の昭和三十五年度の歳入歳出決定計算書又は歳入歳出決算には、新法第十四条第二項又は第十五条第二項に規定する書類のほか、地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

9　道路法施行法（昭和二十七年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　道路の新設、改築、維持又は修繕に関する工事でこれに要する費用を道路整備特別会計の昭和三十五年度以後の年度の予算（昭和三十四年度から繰り越したものを除く。）により支弁するものについては、新法第五十三条第一項中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しない。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第七十七号（昭三五・五・二）

◎重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律（昭和三十年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2　この法律で「ボイラー」とは、もつぱら蒸気を発生し、又は水温を上昇するために使用するボイラーであつて、通商産業省令で定めるところにより算定した伝熱面積が五十平方メートル以上のものをいい、火炉、燃焼装置その他の附属設備を含むものとする。

第二条中「（もつぱら蒸気を発生し、又は水温を上昇するために使用するボイラーをいい、火炉、燃焼装置その他の附属設備を含む。以下同じ。）」を削る。

附則第二項を次のように改める。